

特定工場における公害防止組織の整備
に関する法律に係る手引き

令和2年2月

環境省 水・大気環境局総務課

本手引きについて

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（以下「法」という。）の施行後、半世紀近くが経過しており、水・大気等の多くの項目で環境基準の達成をするなど一定の成果を上げてきました。

しかし、近年では環境問題の多様化に伴う業務量の増加、公害防止に関わったベテラン職員の大量退職等により、地方自治体において公害防止業務の人員・体制の縮小を余儀なくされている状況が懸念されているところです。

また、事業者側においてもコスト削減の一貫として環境担当部門の職員数が削られること等により、適切な自主管理が難しくなっている状況も懸念されます。

このため、地方自治体の公害防止体制の質を維持・充実することは必要であり、法の運用や解釈、地方自治体独自の取組を情報共有することが重要です。

本手引きは、本法の事務を行う地方自治体に向けて、新任の職員がより迅速に法を理解し、また実務を担っている職員においても実用的な手引きとして使えるよう、担当職員の効率的な事務・運用が実施されることを期待して取りまとめたものです。

本法における届出事務、立入検査等の権限は、地方自治体にあることに留意して、本手引きを参考情報として取り扱うようお願いいたします。

目 次

第1章 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の概要解説	1
1.1 法の目的.....	3
1.1.1 法の目的.....	3
1.2 特定工場.....	4
1.2.1 特定工場.....	4
1.2.2 対象業種.....	4
1.2.3 対象施設等.....	5
1.3 公害防止組織.....	10
1.3.1 公害防止組織とは.....	10
1.3.2 選任と各種届出.....	12
1.3.3 業務.....	17
1.4 資格の取得方法等.....	22
1.4.1 国家試験.....	23
1.4.2 資格認定講習.....	24
1.5 地方自治体の役割.....	26
1.5.1 自治事務.....	26
1.5.2 指導等.....	28
1.5.3 事務の委任.....	29
1.6 データ（参考）.....	33
資料1 特定工場の該当及び公害防止統括者等の選任判断フロー.....	35
資料2 公害規制法の規制対象施設と法の関係.....	43
第2章 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 Q&A 集	63
第3章 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく	
立入検査マニュアル策定の手引き	91
3.1 立入検査の目的.....	93
3.2 立入検査の実施にあたっての基本的な考え方と実施フロー.....	94

3.2.1	基本的な考え方	94
3.2.2	立入検査の実施フロー	94
3.3	立入検査の具体的な方法	95
3.3.1	立入検査計画の作成	95
3.3.2	立入検査の事前準備	95
3.3.3	立入検査の手順	97
3.3.4	立入検査内容	98
3.3.5	指導・処分等	98
資料1	立入検査チェックリスト例	102
資料2	公害防止統括者等の業務内容	103
第4章	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る	
	地方自治体独自の取り組み（条例規制関係）	107
第5章	付属資料集（法令・通知）	116
資料1	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律・施行令・施行規則三段表	118
資料2	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（別表）	130
資料3	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（別表）	142
資料4	基準告示（平成17年3月7日）	154
資料5	通知（46保局444号 昭和46年10月15日）	156
資料6	通知（47保局391号 昭和47年8月25日）	166
資料7	通知（47保局392号 昭和47年8月25日）	168
資料8	通知（52立局436号 昭和52年7月18日）	172
資料9	事務連絡（平成17年3月31日）	176
資料10	事務連絡（平成19年12月7日）	184
資料11	通知（20130301産局第2号・環水大総発第1302203号平成25年3月7日）	186
資料12	通知（20170526産局第3号・環水大総発第1706013号平成29年6月1日）	190
資料13	通知（51立局31号 昭和51年1月21日）	192
資料14	通知（昭和51年8月18日）	194

1章 特定工場における公害防止組織の整備に関する
法律の概要解説

1 章 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の概要解説

1.1 法の目的

1.1.1 法の目的

法第1条（目的）

この法律は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害防止に資することを目的とする。

【解説】

昭和30年代にみられた経済の急速な発展と人口の過度の集中は、これに対応した適切な公害防止対策等の欠如と相まって、深刻な公害問題を惹起したが、とりわけ事業活動に伴う産業公害がその緊急な解決を迫られていた。

このような状況に鑑み、昭和45年末のいわゆる「公害国会」において、公害対策基本法の一部改正をはじめとして従前の公害規制法令が見直され、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等14法の制定及び改正が行われた。

しかしながら、一段と強化された規制水準とこれを現実に実行すべき事業者の公害防止体制（人的組織）との間には、当時大きなへだたりがあるのが実情であった。

そこで、主な公害発生源である工場に公害防止組織の設置を義務付け、事業者の公害防止体制の整備を図ることを目的として、本法が昭和46年に制定された。

1.2 特定工場

1.2.1 特定工場

法第2条（定義）

この法律において「特定工場」とは、製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場のうち、次に掲げるものをいう。

（略）

【解説】

法の適用を受ける特定工場とは、①政令で定める業種（「1.2.2 対象業種」）に属する事業の用に供し、②政令で定める施設が設置されており、③政令で定める規模等（「1.2.3 対象施設等」）の工場である（特定工場の該当及び公害防止統括者等の選任判断フローは資料1に記載）。

本法では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の公害規制法と異なり、工場のみを対象とし、ホテル、病院、学校、事務所等の事業場は対象外としている。

これは、工場における公害防止が生産活動と密接不可分であり、かつ、技術的にも複雑であるのに対し、事業場の場合には、より容易に公害防止を行うことができるからである。

1.2.2 対象業種

施行令第1条（対象業種）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」という。）第2条の政令で定める業種は、次に掲げるとおりとする。

- 一 製造業（物品の加工業を含む。）
- 二 電気供給業
- 三 ガス供給業
- 四 熱供給業

【解説】

上記4つの業種が本法の対象となる。対象業種の分類は、事業者単位ではなく工場毎に判断する。

なお、対象業種の範囲は、原則として日本標準産業分類による。従って、例えば、採石業は鉱業であり、自動車整備業はサービス業であるから、いずれも法の対象業種ではない。

ただし、ある工場が同時に2以上の業種に属し、かつ、それらの業種の一部が法の対象業種である場合には、その工場は法の対象工場となる。すなわち、ある工場が採石業（鉱業に属する。）と砕石業（製造業に属する。）を兼業している場合には、その工場は、砕石業に属する工場として法の対象となる。

1.2.3 対象施設等

本法の対象は(1)～(7)の施設であり、公害規制法の規制対象施設のうち、一定の要件を満たすものが原則該当する（公害規制法の規制対象施設と法の関係は資料2に記載）。

また、それぞれ設置されている施設ごとに工場種別が区分される。

(1) ばい煙発生施設／大気関係特定工場

法第2条第1号

ばい煙（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項に規定するばい煙をいう。以下同じ。）を発生し、及び排出する施設のうちその施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの（以下「ばい煙発生施設」という。）が設置されている工場のうち、政令で定めるもの

施行令第2条（ばい煙発生施設等）

法第2条第1号の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1に掲げる施設（同表の13の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）とする。

2 法第2条第1号の政令で定める工場は、次に掲げるとおりとする。

- 一 大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の14の項から26の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場
- 二 前号に掲げる工場以外の工場で排出ガス量（設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。）が1万立方メートル以上のもの

【解説】

「ばい煙発生施設」は「その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの」としており、施行令第2条第1項により、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げるばい煙発生施設のうち廃棄物焼却炉以外のもの及び鉱山保安法第2条第2項ただし書きに規定する付属施設のうち製錬場に設置されるばい煙発生施設に相当する施設を規定している。

廃棄物焼却炉を除いた理由は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、技術管理者を置くべきことが規定されているためである。

鉱山保安法第2条第2項ただし書きの付属製錬場に設置されるばい煙発生施設に相当する施設を特に規定した理由は、この付属製錬場については、一般の鉱山と異なり、鉱山保安法の保安統括者等の組織に関する規定が適用されないため、本法により、公害防止組織を整備する必要があるが、大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設のうちには、鉱山及び付属製錬場に設置されるばい煙を発生する施設は含まれないからである。

また、総排出ガス量が少ない工場は、大気環境に与える影響が小さいと考えられ、現在、毎時1万m³/時未満の工場を対象外としている。

(2) 汚水等排出施設／水質関係特定工場

法第2条第2号

汚水又は廃液（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項各号の要件のいずれかを備える汚水又は廃液をいう。第3条第1項第2号イ及びロにおいて同じ。）を排出する施設で政令で定めるもの（以下「汚水等排出施設」という。）が設置されている工場のうち、政令で定めるもの

令第3条（汚水等排出施設等）

法第2条第2号の政令で定める施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設（同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。）とする。

2 法第2条第2号の政令で定める工場は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第1に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で排水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの
- 二 前号に掲げる工場以外の工場で排水量（1日当たりの平均的な排水の量をいう。以下同じ。）が1,000立方メートル以上のもの

【解説】

「汚水等排出施設」は、原則として、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる特定施設のうち、製造業等本法の対象業種の用に供する工場に係る施設を定めている。

「工場のうち、政令で定めるもの」として限定しているのは、いわゆる生活環境項目に係る汚水等排出施設のみが設置されている工場で、工場からの総排水量が少ないものは、水質環境に与える影響が小さいと考えられるので、これを除外する趣旨である。現在、工場からの排水量の合計が1,000m³/日未満の工場は対象外としている。

また、汚水排出施設が設置されている工場が法第2条第2号に定める特定工場となるためには、その工場から公共用水域に水が排出されていること又は特定地下浸透水を浸透させていることが要件となっている。従って、例えば工場から水が全量終末処理場を有する公共下水道に排出されている場合には、その工場は法第2条第2号に定める特定工場とならない。ただし、汚水等排出施設から排出される水が全量終末処理場を有する公共下水道に排出されていても、その工場の他の施設から排出される水が公共用水域に排出されている場合には、その工場は法第2条第2号に定める特定工場となる。

(3) 騒音発生施設／騒音関係特定工場

法第2条第3号

著しい騒音を発生する施設で政令で定めるもの（以下「騒音発生施設」という。）が設置されている工場のうち、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの

施行令第4条（騒音発生施設）

法第2条第3号の政令で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

- 一 機械プレス（呼び加圧能力が980 キロニュートン以上のものに限る。）
- 二 鍛造機（落下部分の重量が1 トン以上のハンマーに限る。）

【解説】

騒音規制法による規制は、大気汚染防止法等による規制と異なり、指定地域制をとっているため、騒音規制法による規制との調整を図ることが必要と考えられ、本法は「騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの」に限定している。

また、本法の騒音発生施設は、騒音規制法施行令別表第1の特定施設のうち、金属加工機械として使用する機械プレス、鍛造機の2施設であり、かつ騒音規制法に定める特定施設のうち一定規模以上の施設である。

(4) 特定粉じん発生施設／特定粉じん関係特定工場

法第2条第4号

特定粉じん（大気汚染防止法第2条第8項に規定する特定粉じんをいう。以下同じ。）を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるもの（以下「特定粉じん発生施設」という。）が設置されている工場（第1号に掲げるものを除く。）

施行令第4条の2（特定粉じん発生施設）

法第2条第4号の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）とする。

【解説】

「第1号に掲げるものを除く」としているのは、第1号の大気関係特定工場に該当するものは、たとえ特定粉じん発生施設が設置されているものであっても、第4号の特定粉じん関係特定工場から除くという意味である。これは、第1号の大気関係特定工場において選任される公害防止管理者は、特定粉じん発生施設に関する管理能力をも有していると考えられるので、特定粉じんに係る公害防止管理者を選任させる必要がないからである。

(5) 一般粉じん発生施設／一般粉じん関係特定工場

法第2条第5号

一般粉じん（大気汚染防止法第2条第8項に規定する一般粉じんをいう。以下同じ。）を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるもの（以下「一般粉じん発生施設」という。）が設置されている工場（第1号及び前号に掲げるものを除く。）

施行令第5条（一般粉じん発生施設）

法第2条第5号の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）とする

【解説】

「第1号及び前号に掲げるものを除く」としているのは、第1号の大気関係特定工場、第4号の特定粉じん関係特定工場に該当するものは、たとえ一般粉じん発生施設が設置されているものであっても、第5号の一般粉じん関係特定工場から除くという意味である。

これは、第1号の大気関係特定工場において選任される公害防止管理者は一般粉じん発生施設に関する管理能力をも有していると考えられ、同様に第4号の特定粉じん関係特定工場において選任される公害防止管理者は一般粉じん発生施設に関する管理能力をも有していると考えられ、一般粉じんに係る公害防止管理者を選任させる必要がないからである。

(6) 振動発生施設／振動関係特定工場

法第2条第6号

著しい振動を発生する施設で政令で定めるもの（以下「振動発生施設」という。）が設置されている工場のうち、振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの

施行令第5条の2（振動発生施設）

法第2条第6号の政令で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

- 一 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る。）
- 二 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。）
- 三 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）

【解説】

振動規制法による規制は、騒音規制法の場合と同様に指定地域性をとっているため、振動規制法による規制との調整を図ることが必要と考えられ、本法は「振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの」に限定している。

また、本法の振動発生施設は、振動規制法施行令別表第1の特定施設のうち、金属加工機械として使用する液圧プレス、機械プレス、鍛造機の3施設であり、かつ振動規制法に定める特定施設のうち一定規模以上の施設である。

(7) ダイオキシン類発生施設／ダイオキシン類関係特定工場

法第2条第7号

ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの（以下「ダイオキシン類発生施設」という。）が設置されている工場のうち、政令で定めるもの

施行令第5条の3（ダイオキシン類発生施設等）

法第2条第7号の政令で定める施設は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第14号までに掲げる施設とする。

2 法第2条第7号の政令で定める工場は、前項に規定する施設のいずれかが設置されている工場とする。

【解説】

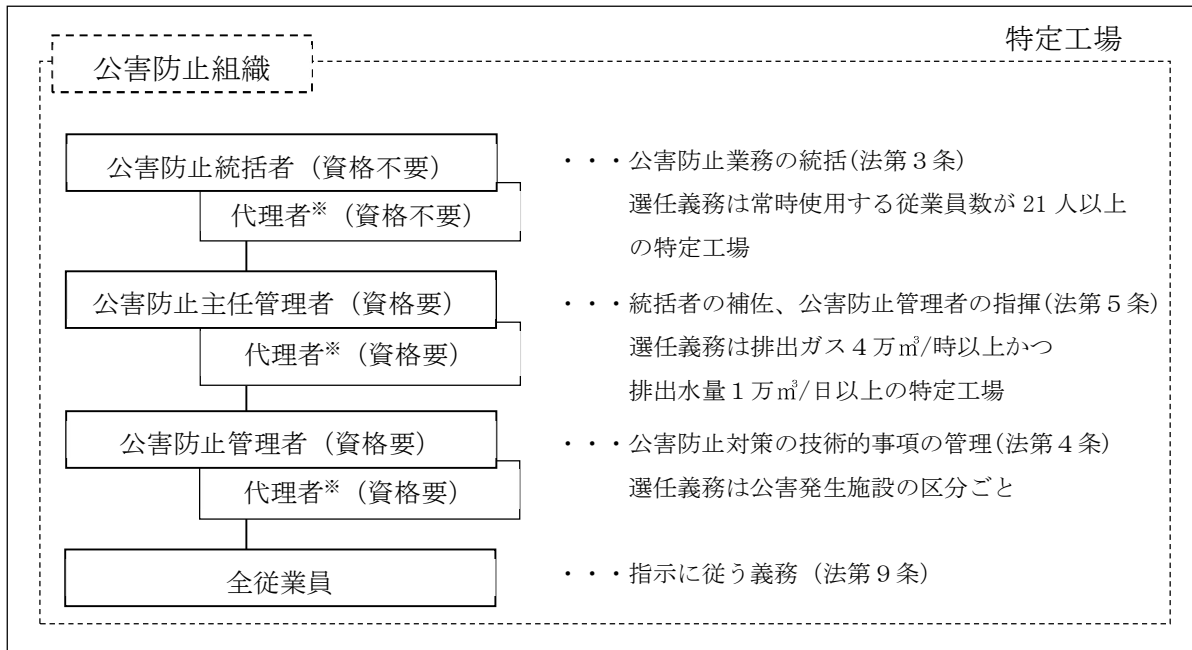
「ダイオキシン類発生施設」は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設のうち廃棄物関係の施設などを一部除外している。

また、ダイオキシン類発生施設を設置している場合は、規模等その他の要件はなくダイオキシン類関係特定工場に該当する。

1.3 公害防止組織

1.3.1 公害防止組織とは

特定工場には、公害防止組織の整備が義務づけられており、公害防止組織とは、自主的な公害防止業務を行う、公害防止統括者、公害防止主任管理者、若しくは公害防止管理者又はこれらの代理者（以下「公害防止統括者等」という。）を軸として、個々の従業員までを含めた組織である（図 3-1）。



※代理者の選任については、1.3.2 選任と各種届出（4）を参照

図 3-1 公害防止組織の概要

(1) 公害防止統括者

特定工場に係る公害防止に関する業務を統括管理する者。常時使用する従業員数が20人以下の小規模事業者（施行令第6条）を除き、選任する必要がある。その工場の事業の実施を統括管理する者（いわゆる工場長に該当する者）を充て、選任にあたり資格は必要ない。

(2) 公害防止主任管理者

大気及び水質関係の技術的事項について公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者。排出ガス量が4万m³/時以上で、かつ、排出水量が1万m³/日以上の特特定工場の場合、選任が必要となる（資格必要）。

(3) 公害防止管理者

公害発生施設又は公害防止施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等の技術的事項を行う役割を担う。

工場に設置された公害発生施設の区分（表3-1に掲げる規模・種類）に応じた資格者を

選任する必要がある（法第4条、施行令第8条）。例えば、大気関係第1種の有資格者は、大気関係（第1種～第4種）、一般（又は特定）粉じん関係公害防止管理者としても選任が可能であり、大気関係第3種の選任が必要な特定工場に、大気関係第1種有資格者を選任しても大気関係第3種公害防止管理者の選任をしたこととなる。

表3-1 公害発生施設の区分と選任すべき公害防止管理者の種類

公害発生施設の区分※ ¹			公害防止管理者の種類	選任すべき公害防止管理者の種類 (いずれかを満たすこと)
大気関係 (ばい煙発生施設)	大気関係の有害物質に係るばい煙発生施設	排出ガス量4万m ³ /時以上 (工場の総排出ガス量として、以下同じ)	大気関係第1種	大気関係第1種有資格者
		排出ガス量4万m ³ /時未満	大気関係第2種	大気関係第1種又は第2種有資格者
	上記以外の施設	排出ガス量4万m ³ /時以上	大気関係第3種	大気関係第1種又は第3種有資格者
		排出ガス量1万m ³ /時以上 4万m ³ /時未満	大気関係第4種	大気関係第1種～第4種有資格者
水質関係 (汚水等排出施設)	水質関係の有害物質に係る汚水等排出施設	排出水量1万m ³ /日以上 (工場の総排出水量として、以下同じ)	水質関係第1種	水質関係第1種有資格者
		排出水量1万m ³ /日未満 又は特定地下浸透水あり	水質関係第2種	水質関係第1種又は第2種有資格者
	上記以外の施設	排出水量1万m ³ /日以上	水質関係第3種	水質関係第1種又は第3種有資格者
		排出水量1,000m ³ /日以上 1万m ³ /日未満	水質関係第4種	水質関係第1種～第4種有資格者
騒音関係施設			騒音関係	騒音・振動関係有資格者 騒音関係有資格者※ ²
特定粉じん発生施設			特定粉じん関係	大気関係第1種～第4種有資格者 特定粉じん関係有資格者
一般粉じん発生施設			一般粉じん関係	大気関係第1種～第4種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者
振動発生施設			振動関係	騒音・振動関係有資格者 振動関係有資格者※ ²
ダイオキシン類発生施設			ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係有資格者

※1 対象となる施設の詳細は添付資料2のとおり。

※2 平成17年度までの資格

1.3.2 選任と各種届出

本法における選任、各種届出は表3-2により特定工場を設置している者（以下「特定事業者」という。）が行う。ただし、工場長等が委任状等により届出の権限を特定事業者から委任されている場合には、工場長等が届出を行なっても差し支えない。

表3-2 選任期限と届出期限

事項		選任期限	届出 ^{※1} 期限	法
選任	公害防止統括者及び代理者	選任すべき事由が発生した日から30日以内	選任した日から30日以内 ^{※2}	法第3条第3項及び第6条第2項
	公害防止主任管理者及び代理者	選任すべき事由が発生した日から60日以内	選任した日から30日以内 ^{※3}	法第5条第3項及び第6条第2項
	公害防止管理者及び代理者	選任すべき事由が発生した日から60日以内	選任した日から30日以内 ^{※4}	法第4条第3項及び第6条第2項
死亡・解任	公害防止統括者及び代理者		死亡、解任した日から30日以内 ^{※2}	法第3条第3項及び第6条第2項
	公害防止主任管理者及び代理者		死亡、解任した日から30日以内 ^{※3}	法第5条第3項及び第6条第2項
	公害防止管理者及び代理者		死亡、解任した日から30日以内 ^{※4}	法第4条第3項及び第6条第2項
承継	相続又は合併		遅滞なく ^{※5}	法第6条の2第2項

※1 届出先は、都道府県知事又は政令で定める市の長（騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場は市町村長）。また、届出書正本にその写し1通を添える（施行規則第12条）。

※2 公害防止統括者（代理者）選任, 死亡・解任届（様式第1）にて提出。

※3 公害防止主任管理者（代理者）選任, 死亡・解任届（様式第3）にて提出。公害防止管理者及び公害防止主任管理者の選任については、有資格者の選任が必要なため、「国家試験合格証書」又は「資格認定講習修了証書」の写しの添付が必要。各証書を紛失した場合には、指定試験機関及び資格認定講習の登録機関において再交付の手続きが必要。

※4 公害防止管理者（代理者）選任, 死亡・解任届（様式第2）にて提出。

※5 承継・相続に関する届出関係（様式第3の2～4）にて提出。承継を証する書類として法定様式その他、戸籍謄本又は法人の登記事項証明書の添付が必要。

(1) 公害防止統括者の選任

法第3条（公害防止統括者の選任）

特定工場を設置している者（以下「特定事業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、当該特定工場に係る公害防止に関する次に掲げる業務を統括管理する者（以下「公害防止統括者」という。）を選任しなければならない。ただし、特定事業者が政令で定める要件に該当する小規模の事業者であるときは、この限りでない。

（略）

2 公害防止統括は、当該特定工場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 特定事業者は、公害防止統括者を選任したときは、その日から30日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。公害防止統括者が死亡し、又これを解任したときも、同様とする。

施行令第6条（小規模事業者）

法第3条第1項ただし書の政令で定める要件は、常時使用する従業員の数が20人以下であることとする。

施行規則第2条（公害防止統括者の選任）

法第3条第1項の規定による公害防止統括者の選任は、公害防止統括者を選任すべき事由が発生した日から30日以内にしなければならない。

【解説】

本条は、特定工場を設置している者は小規模の者を除き、特定工場に係る公害防止に関する業務を統括する者を選任すべき旨を規定したものである。

公害防止統括者は、公害防止統括者を選任すべき事由が発生した日から30日以内に選任しなければならない。選任したときは、その日から30日以内に施行規則様式第1による届出書（施行規則第4条）の提出が必要である。

公害防止に関して実施すべき業務は「1.3.3 業務」のとおりである。

また、小規模な事業者は、常時使用する従業員の数が20人以下の工場である。ここで、常時使用する従業員の数とは、事業者が使用する従業員のうち個々の工場に配置されている従業員の数でなく、事業者が常時使用する従業員の総数である。従って、その事業者に別に工場があり、常時使用する従業員を合計すると21人以上になる場合は、公害防止統括者を選任しなければならない。

(2) 公害防止主任管理者の選任

法第5条（公害防止主任管理者の選任）

特定事業者は、当該特定工場が政令で定める要件に該当するものであるときは、主務省令で定めるところにより、前条第1項第1号及び第2号に規定する技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者（以下「公害防止主任管理者」という。）を選任しなければならない。

2 公害防止主任管理者は、第7条第1項第2号の資格を有する者をもって充てなければならない。

3 第3条第3項の規定は、公害防止主任管理者について準用する。

施行令第9条（公害防止主任管理者を選任すべき工場）

法第5条第1項の政令で定める要件は、ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で排出ガス量が4万立方メートル以上であり、かつ、排出水量が1万立方メートル以上であること（当該工場においてばい煙並びに汚水及び廃液の処理を確実に行うことができるものとして主務省令で定める要件に該当する場合を除く。）とする。

施行規則第8条（公害防止主任管理者の選任）

法第5条第1項の規定による公害防止主任管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

- 一 公害防止主任管理者を選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任すること。
- 二 2以上の工場について同一の公害防止主任管理者を選任してはならないこと。

【解説】

公害防止主任管理者を選任すべき工場は、ばい煙発生施設及び汚水等排出施設を併置している工場でその排出ガス量が毎時4万m³以上であり、かつ、排出水量が毎日1万m³以上であることである。

公害防止主任管理者が実施すべき業務は「1.3.3 業務」のとおりであり、有資格者の種類、選任免除要件（施行規則第8条の2）は表3-3のとおりである。

公害防止主任管理者は、選任すべき事由が発生した日から60日以内に選任しなければならないが、選任したときは、その日から30日以内に施行規則様式第3及び資格を有する者である旨を証する書類（施行規則第9条）の提出が必要である。

表 3-3 公害防止主任管理者の選任要件等

選任要件	有資格者の種類 (いずれかを満たすこと)	選任免除要件 (いずれかを満たすこと)
排出ガス量 4 万 m ³ /時以上かつ 排出水量 1 万 m ³ /日以上	①公害防止主任管理者 ②大気関係第 1 種又は第 3 種有資格者でかつ水質関係第 1 種又は第 3 種有資格者	①ばい煙発生施設に係る公害防止管理者とばい煙の処理工程に設置されている汚水排出施設に係る公害防止管理者に同一人を選任している場合 ②ばい煙の処理工程と汚水等の処理工程が独立している場合

(3) 公害防止管理者の選任及び兼務について

法第 4 条（公害防止管理者の選任）

特定事業者は、主務省令で定めるところにより、特定工場において次に掲げる業務を管理する者（以下「公害防止管理者」という。）を選任しなければならない。この場合において、第 2 条第 1 号又は第 2 号の特定工場にあつては、政令で定めるばい煙発生施設又は汚水等排出施設の区分ごとに、それぞれ公害防止管理者を選任しなければならない。

（略）

2 公害防止管理者は、政令で定めるところにより、第 7 条第 1 項第 1 号の資格を有する者のうちから選任しなければならない。

3 前条第 3 項の規定は、公害防止管理者について準用する。

施行規則第 5 条（公害防止管理者の選任）

法第 4 条第 1 項の規定による公害防止管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

- 一 公害防止管理者を選任すべき事由が発生した日から 60 日以内にすること。
- 二 2 以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはならないこと。ただし、次に掲げる場合であつて、工場相互間の距離、生産工程上の関連、指揮命令系統、当該工場の維持管理について権限を有する者の状況その他の主務大臣が定める基準を満たし、1 人の公害防止管理者が 2 以上の工場の公害防止管理者となつてもその職務を遂行するに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

（略）

【解説】

公害防止業務の内容は、極めて専門技術的な内容が多く、公害防止統括者のみでは実効のある公害防止対策を講ずる上で必ずしも十分ではないことから、本条において公害防止管理者の選任を義務付けたものである。

公害防止管理者が実施すべき業務は「1.3.3 業務」のとおりであり、表 3-1 のとおり施設の区分ごとに有資格者を選任する必要がある。

公害防管理者は、選任すべき事由が発生した日から 60 日以内に選任しなければならず、選任したときは、その日から 30 日以内に施行規則様式第 2 及び資格を有する者である旨を証する書類（施行規則第 7 条）の提出が必要である。

2 つ以上の工場で同一人を公害防止管理者として選任することは原則禁止としている

が、兼務は施行規則第5条第2号の但し書きに掲げる条件や「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準」（平成17年3月7日）を満たした場合に認められる。

また、公害防止管理者が法第9条第1項の規定に従い業務を誠実にを行うためには、特定工場の従業員に対し公害防止に関し必要な措置を指示し得る立場にあることが必要であり、原則として、当該特定工場の従業員であることが必要である。当該特定工場の従業員でなくても所要の資格を有する者であれば、その者を当該特定工場の公害防止管理者に選任しても違法ではないが、その場合には、特定事業者は、その者が当該特定工場の従業員に対し公害防止に関し必要な指示をし得るような地位を与えるよう配置することが必要である。

(4) 代理者の選任について

法第6条（代理者の選任）

特定事業者は、主務省令で定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。

2 第3条第3項及び第4条第2項の規定は公害防止管理者の代理者について準用し、第3条第3項及び前条第2項の規定は公害防止主任管理者の代理者について準用する。

【解説】

公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者は、公害の防止に関する業務を統括管理し、あるいは管理するものである以上、これらの者が旅行や疾病によって、その職務を行うことができなくなったときには、これらの者に代わり得る相当の能力を有する者がその業務を代わって行うのでなければ、公害防止に万全を期することはできない。

本条は、このような意味において、公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者については、あらかじめ代理者を選任しておくべきこととしたものである。

選任の方法、選任の時期等は本人に準じるものとし、公害防止管理者の代理者及び公害防止主任管理者の代理者について要求される資格は、それぞれ本人について要求される資格と同一のものである。

1.3.3 業務

公害防止統括者等の業務内容について以下に示す。

(1) 公害防止統括者（法第3条、施行規則第3条）

公害防止のために必要な業務が適切かつ円滑に実施されるように所要の措置を講じ、その実施状況を監督するなどによって、その業務を統括管理するものとして表3-4の業務を行う。

表 3-4 公害防止統括者の業務

区分	業務内容（統括者の職務）	法	
大気 (ばい煙発生施設)	・ ばい煙発生施設の使用方法的監視 ・ 処理施設等の維持及び使用に関する事	第3条 第1項 第1号	イ
	ばい煙の量の測定及び記録に関する事		ロ
	大気汚染防止法の事故時の措置及びばい煙に係る緊急時の措置		ハ (施行規則第3条第1項)
水質 (汚水等排出施設)	・ 汚水等排出施設の使用方法的監視 ・ 処理施設等の維持及び使用に関する事	第3条 第1項 第2号	イ
	排水又は特定地下浸透水の測定及び記録に関する事		ロ
	水質汚濁防止法の事故時の措置及び排水に係る緊急時の措置に関する事		ハ (施行規則第3条第2項)
騒音 (騒音発生施設)	騒音発生施設の使用的方法及び配置その他騒音の防止の措置に関する事	第3条第1項3号	
粉じん (特定粉じん発生施設)	・ 特定粉じん発生施設の使用方法的監視 ・ 処理施設等の維持及び使用に関する事	第3条 第1項 第4号	イ
	特定粉じんの濃度の測定及び記録に関する事		ロ
粉じん (一般粉じん発生施設)	・ 一般粉じん発生施設の使用方法的監視 ・ 処理施設等の維持及び使用に関する事	第3条第1項5号	
振動 (振動発生施設)	振動発生施設の使用的方法及び配置その他振動の防止の措置に関する事。	第3条第1項6号	
ダイオキシン類 (ダイオキシン類発生施設)	・ ダイオキシン類発生施設の使用方法的監視 ・ 処理施設等の維持及び使用に関する事	第3条 第1項 第7号	イ
	排水ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の量の測定及び記録に関する事		ロ
	ダイオキシン類対策特別措置法の事故時の措置及びダイオキシン類に係る緊急時の措置に関する事		ハ (施行規則第3条第3項)

(2) 公害防止主任管理者（法第5条）

公害防止統括者及び公害防止管理者により一応公害防止組織の整備は整うことになるが、特に規模の大きなばい煙発生施設及び汚水等処理施設を併せ持つような工場においては、例えばばい煙の処理過程から汚水が発生するように、ばい煙と汚水が密接に関連しており、このような工場においては単にばい煙に関する専門技術者と汚水に関する専門技術者が選任されているのみでは不十分である。

このため、公害防止統括者を補佐すると共に、双方にまたがる知識能力を有する者がそれぞれの施設の相互の関連性を十分考慮しつつ、両者の公害防止管理者を指揮監督を行う。

業務範囲については、大気関係、水質関係両公害防止管理者の両者にまたがり、表3-5の業務を行う。

表 3-5 公害防止主任管理者

区分	業務内容（主任管理者の業務）	法	
大気 (ばい煙発生施設)	使用する燃料又は原材料の検査	第5条第1項	(第4条第1項第1号関係の業務)
	ばい煙発生施設の点検		
	処理施設等の操作、点検及び補修		
	ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及び記録		
	測定機器の点検及び補修		
	事故時の措置の実施		
	ばい煙に係る緊急時の措置の実施		
水質 (汚水等排出施設)	使用する原材料の検査	第5条第1項	(第4条第1項第2号関係の業務)
	汚水等排出施設の点検		
	処理施設等の操作、点検及び補修		
	排水水又は特定地下浸透水の測定及び記録		
	測定機器の点検及び補修		
	事故時の措置の実施		
	排水水に係る緊急時の措置の実施		

(3) 公害防止管理者（法第4条、施行規則第6条）

使用する原材料の検査やばい煙濃度の測定など公害防止業務に関する技術的事項を管理する者として、表3-6の業務を行う。

表3-6 公害防止管理者の技術的事項

区分	業務内容（管理者の業務）	法	施行規則	
大気 （ばい煙発生施設）	使用する燃料又は原材料の検査	第4条 第1項 第1号	第6条第1項	第1号
	ばい煙発生施設の点検			第2号
	処理施設等の操作、点検及び補修			第3号
	ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及び記録			第4号
	測定機器の点検及び補修			第5号
	事故時の措置の実施			第6号
	ばい煙に係る緊急時の措置の実施			第7号
水質 （汚水等排出施設）	使用する原材料の検査	第4条 第1項 第2号	第6条第2項	第1号
	汚水等排出施設の点検			第2号
	処理施設等の操作、点検及び補修			第3号
	排水水又は特定地下浸透水の測定及び記録			第4号
	測定機器の点検及び補修			第5号
	事故時の措置の実施			第6号
	排水水に係る緊急時の措置の実施			第7号
騒音 （騒音発生施設）	騒音発生施設の配置の改善	第4条 第1項 第3号	第6条第3項	第1号
	騒音発生施設の点検			第2号
	騒音発生施設の操作の改善			第3号
	騒音を防止するための施設の操作、点検及び補修			第4号
粉じん （特定粉じん発生施設）	使用する原材料の検査	第4条 第1項 第4号	第6条第4項	第1号
	特定粉じん発生施設の点検			第2号
	処理施設等の操作、点検及び補修			第3号
	特定粉じんの濃度の測定及び記録			第4号
	測定機器の点検及び補修			第5号
粉じん （一般粉じん発生施設）	使用する原材料の検査	第4条 第1項 第5号	第6条第5項	第1号
	一般粉じん発生施設の点検			第2号
	処理施設等の操作、点検及び補修			第3号
振動 （振動発生施設）	振動発生施設の配置の改善	第4条 第1項 第6号	第6条第6項	第1号
	振動発生施設の点検			第2号
	振動発生施設の操作の改善			第3号
	振動を防止するための施設の操作、点検及び補修			第4号
ダイオキシン類 （ダイオキシン類発生施設）	使用する燃料又は原材料の検査	第4条 第1項 第7号	第6条第7項	第1号
	ダイオキシン類発生施設の点検			第2号
	処理施設等の操作、点検及び補修			第3号
	ダイオキシン類の量の測定及び記録			第4号
	測定機器の点検及び補修			第5号
	事故時の措置の実施			第6号
	排出ガス又は排水水に係る緊急時の措置の実施			第7号

●参考：公害防止ガイドライン1●

2005年頃、一部事業者の間で排出基準値超過や測定データの改ざん等の公害防止管理に係る不適正事案が相次いで発覚した。そこで、2007年3月に「環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会」を立ち上げ、実効性のある公害防止のための行動指針として、「「公害防止に関する環境管理の在り方」に関する報告書」いわゆる公害防止ガイドラインを策定した。

公害防止ガイドラインでは、公害防止管理者制度制定時の基本的な精神に立ち返るとともに、今日において公害防止管理者等が果たすべき役割について整理している。

≪「公害防止に関する環境管理の在り方」に関する報告書 より≫

公害防止組織整備法に基づく公害防止管理者制度は、工場における公害防止活動の根幹を成すものである。本制度により設置が義務付けられる公害防止体制は、工場の最高責任者である「公害防止統括者」、専門知識を有する技術管理者である「公害防止管理者」、統括者を補佐し管理者を指揮する「公害防止主任管理者」により構成され、従業員にはその指示に従う義務が公害防止組織整備法で規定されている。

よって、事業者においては、この公害防止管理者制度の重要性を再認識した上で、工場全体で実効性ある公害防止活動を実践できるよう、また、本社（経営層・環境管理部門）や利害関係者との連携を円滑に進められるよう、公害防止管理者等が実務においてそれぞれの職務に応じた役割を果たすことが期待される。

公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者の役割・責務

役職	定義(根拠規定)	組織上の役職	実務上期待される役割・任務
公害防止統括者	特定工場に係る公害防止に関する業務（公害防止施設の監視、維持、使用、測定、記録等）を統括管理する者。当該特定工場においてその事業実施を統括管理する者をもって充てなければならない。 (公害防止組織整備法第3条)	工場長	<ul style="list-style-type: none"> 工場における公害防止に関する環境管理方針の策定・浸透 環境管理部門内、生産管理部門、環境管理部門、危機管理担当部門間の役割・責任所在、報告連絡・指揮命令系統及び手順の明確化 工場内での排出等データ改ざんや隠蔽防止の仕組みの構築 公害防止管理者等の業務の指揮・監督 本社(経営層、環境管理部門)への報告、本社からの指示事項への対応 訓練等による公害防止体制の有効性の評価、改善の指示 環境維持・管理に必要な資源配分(人員、設備)の本社への提案、工場への適正投資

			<ul style="list-style-type: none"> ・事故・緊急時における措置の統括指揮 ・工場の公害防止管理者等関係者への環境教育の実施等
公害防止主任管理者 (資格が要件)	<p>特定工場が政令で定める要件に該当するものであるときは、法に規定する技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者。</p> <p>(公害防止組織整備法第5条)</p>	環境管理 担当の部 課長等	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止統括者業務の補佐 ・公害防止管理者の指揮、統括 ・地方自治体とのコミュニケーションの実施 等
公害防止管理者 (資格が要件)	<p>特定工場において法に掲げる業務を管理する者。政令で定めるばい煙発生施設又は汚水等排出施設の区分ごとに、それぞれ公害防止管理者を選任しなければならない。</p> <p>(公害防止組織整備法第4条)</p>	環境管理 担当の課 長、補佐 等	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止設備等の点検方法、排出等データの測定、記録、監視、評価、報告、保管方法の策定 ・公害防止設備等の状況及び排出等データの評価、公害防止統括者等への報告 ・公害防止設備等及び排出等データの異常発生時における応急措置の実施(生産管理部門等への指示等)、公害防止統括者等への報告 ・地方自治体とのコミュニケーション(立入検査への立会い、報告等) ・訓練等による公害防止体制の有効性の確認、公害防止体制・手順の見直し ・公害防止に関わる従業員等への環境教育の実施 等

「公害防止に関する環境管理の在り方」に関する報告書 p13 より

1.4 資格の取得方法等

公害防止管理者の資格を取得するには、国家試験を受験する方法と資格認定講習を受講して資格を取得する2つの方法がある。取得方法の概要を表4-1に掲載した。

表4-1 資格の取得方法

	公害防止管理者等国家試験	公害防止管理者等資格認定講習 ※（一社）産業環境管理協会の実施分
実施時期	・1年に1回（10月上旬ごろ）	・12月～3月の時期に、全国のべ30回程度
実施場所	・全国主要9都市（札幌、仙台、東京、愛知、大阪、広島、高松、福岡、那覇） ・東京、愛知、大阪の場合、会場は複数 ・会場は年によって異なる。	・全国主要8都市（札幌、仙台、東京、愛知、大阪、広島、高松、福岡） ・地方自治体等の要請に基づき、上記以外の都市で開催することもある。
実施する区分	全13区分	・基本的に全13区分を実施しますが、申込人数が極端に少ない場合、最少催行人数を設定することがある。 ・開催地により、また、その年により、実施する講習区分は異なる。
実施の公表予定	・毎年6月上旬に、官報公示および当協会ホームページにて、その年の実施概要を公表。	・毎年10月上旬に、官報公示および当協会ホームページにて、その年の実施概要を公表。
受験・受講資格	・学歴、年齢、実務経験等の制限はなし。	・講習区分ごとに定められている技術資格、または、学歴に応じた実務経験年数を有している方が対象。
受験（講）者の負担を軽減する制度	科目別合格制度 （1）科目合格に基づく科目免除 受験した試験区分を構成する一部の科目に科目合格すると、同じ試験区分を受験する場合に限り、最初に合格した年を含め3年までは、受験者の申請により、合格科目の受験を免除できる。 （2）区分合格に基づく科目免除 ある試験区分に合格し資格を取得すると、後年、別の試験区分を受験する際、受験者の申請により、共通科目を免除できる（免除の年限はなし）。	聴講免除制度 平成18年度以降の国家試験または認定講習で公害防止管理者の資格を取った方は、新たに別の講習区分を受講する際、既取得区分と共通する科目の講義の聴講を免除できる。 （注）免除できるのは、講義の聴講だけで、修了試験はすべての科目範囲を受ける必要がある。
資格取得の条件	・国家試験を受験し、一定の合格基準を満たした者。	以下の3条件を全て満たすことが条件 （1）受講資格を満たしている。 （2）規定の講習時間を聴講する。 （3）修了試験を受験し、修了基準を満たす。
資格が付与される時期	・例年12月半ばごろに合格発表を行い、区分合格者には、合格証書を送付。 ・区分合格者以外の方には、結果通知を送付。	・12月～1月に実施される講習については、2月下旬ごろに修了証書を発行。 ・2月～3月に実施される講習については、4月下旬ごろに修了証書を発行。 ・修了者以外の方には、結果通知を送付。
資格取得後の登録・更新	・免許証や登録手続きはなし。合格証書が、資格を証明する書類となる。 ・定期的な更新制度はなく、永年資格。	・免許証や登録手続きはなし。修了証書が、資格を証明する書類となる。 ・定期的な更新制度はなく、永年資格。

（一社）産業環境管理協会公害防止管理者試験センター <http://www.jemai.or.jp/polconman/method/index.html>

1.4.1 国家試験

国家試験（法第8条）

公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験（以下「国家試験」という。）は、大気の汚染、水質の汚濁、騒音又は振動の防止に関して必要な知識及び技能について行なう。

- 2 国家試験は、毎年少なくとも1回、経済産業大臣及び環境大臣が行なう。
- 3 国家試験の試験科目、受験手続その他国家試験の実施細目は、主務省令で定める。

指定試験機関の指定等（法第8条の2）

経済産業大臣及び環境大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、国家試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

- 2 前項の指定は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 経済産業大臣及び環境大臣は、第1項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

【解説】

国家試験は、毎年少なくとも1回実施することとしており（法第8条2号）、現在、経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関として一般社団法人産業環境管理協会を指定している。

国家試験の受験手続等の概要は、表4-2の通りである。

表4-2 受験手続の概要

受験手続等（例年）						
受験願書配布先	受験案内及び願書は、7月初日（土日祝日を除く）より公害防止管理者試験センター等で配布するほか、経済産業局、都道府県庁、主要市役所の環境関係部署でも入手可能。受付期間は7月末日（土日祝日を除く）。					
出願方法	「払込取扱票（兼受験願書）」又は「インターネット申込」の2通り。					
試験日	例年10月の第1日曜日に全国一斉に実施					
受験地	札幌市、仙台市、東京都、愛知県、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市（H29実績）					
受験資格	制限なし					
試験の形式	筆記試験（マークシート方式の五肢択一問題）					
合格発表	12月中旬					
科目別合格制度	平成18年度から適用されており、同一の試験区分を受験する場合に適用されるものと他の試験区分を受験する場合に適用されるものと2つある。					
指定試験機関	一般社団法人産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター 東京都千代田区鍛冶町2-2-1 TEL：03-5209-7713 FAX：03-5209-7718 E-mail:shikenbu (at) jemai.or.jp					
実施試験区分と試験科目						
試験区分	試験科目					
大気関係第1種	公害総論	大気概論	大気特論	ばいじん・粉じん特論	大気有害物質特論	大規模大気特論
大気関係第2種	公害総論	大気概論	大気特論	ばいじん・粉じん特論	大気有害物質特論	
大気関係第3種	公害総論	大気概論	大気特論	ばいじん・粉じん特論		大規模大気特論
大気関係第4種	公害総論	大気概論	大気特論	ばいじん・粉じん特論		
一般粉じん関係	公害総論	大気概論		ばいじん・一般粉じん特論		
特定粉じん関係	公害総論	大気概論		ばいじん・粉じん特論		

水質関係第1種	公害総論	水質概論	汚水処理 特論	水質有害 物質特論	大規模水質 特論	
水質関係第2種	公害総論	水質概論	汚水処理 特論	水質有害 物質特論		
水質関係第3種	公害総論	水質概論	汚水処理 特論		大規模水質 特論	
水質関係第4種	公害総論	水質概論	汚水処理 特論			
騒音・振動関係	公害総論	騒音・振動 概論	騒音・振動 特論			
ダイオキシン類	公害総論	ダイオキシン 類概論	ダイオキシン 類特論			
公害防止主任管 理者	公害総論	大気・水質 概論	大気関係 技術特論	水質関係 技術特論		

1.4.2 資格認定講習

施行規則第18条（講習）

講習を受けようとする者は、登録講習機関が定める受講申込書に令第11条第2号に規定する学歴及び実務の経験又は令別表第3の下欄の各号に掲げる資格（以下「受講資格」という。）を証する書類を添付して登録講習機関に提出しなければならない。

2 講習は、講義及び修了試験により行う。

3 前項の講義は、別表第4の第1欄に掲げる区分ごとに、同表の第2欄に掲げる講義科目について、同表の第3欄に掲げる講義時間により行う。

4 第2項の修了試験は、講義を受講した者に対して、別表第4の第1欄に掲げる区分ごとに、同表の第4欄に掲げる修了試験時間により行い、その合格者は当該区分の講習を修了した者（以下「講習修了者」という。）とする。

5 講習を実施した者は、修了試験の結果を、その受験者に通知し、講習修了者には、様式第7により作成した修了証書を交付しなければならない。

【解説】

国家試験が毎年、一定の時期に定期的に実施されるのに対し、資格認定講習は、時期を特定することなく、本法の目的を達成するため、これを実施する必要性があると認める場合に、随時実施し、必要な有資格者の養成と確保に努めることとしている。

資格認定講習は、経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者によって実施される。2020年1月現在では、以下の3団体が登録されている。

- ・一般社団法人産業環境管理協会〔東京都千代田区鍛冶町2丁目2番1号〕（全区分）
- ・一般社団法人東京都金属プレス工業会〔東京都墨田区両国4丁目30番7号〕（騒音・振動関係）
- ・一般社団法人日本砕石協会〔東京都品川区西五反田2丁目12番19号〕（一般粉じん関係）

講習は、講義及び修了試験により行い、各講義時間等は施行規則で表4-3のとおり定められている。

表4-3 施行規則別表第4

区分	講義科目	講義時間	修了試験時間
大気関係第1種公害防止管理者講習	1 公害総論	3 時間	2 時間
	2 大気概論	4 時間	
	3 大気特論	5 時間	
	4 ばいじん・粉じん特論	7 時間	
	5 大気有害物質特論	5 時間	
	6 大規模大気特論	7 時間	
大気関係第2種公害防止管理者講習	1 公害総論	3 時間	1 時間 30 分
	2 大気概論	4 時間	
	3 大気特論	5 時間	
	4 ばいじん・粉じん特論	7 時間	
	5 大気有害物質特論	5 時間	
大気関係第3種公害防止管理者講習	1 公害総論	3 時間	2 時間
	2 大気概論	4 時間	
	3 大気特論	5 時間	
	4 ばいじん・粉じん特論	7 時間	
	5 大規模大気特論	7 時間	
大気関係第4種公害防止管理者講習	1 公害総論	3 時間	1 時間
	2 大気概論	4 時間	
	3 大気特論	5 時間	
	4 ばいじん・粉じん特論	7 時間	
水質関係第1種公害防止管理者講習	1 公害総論	3 時間	2 時間
	2 水質概論	5 時間	
	3 汚水処理特論	11 時間	
	4 水質有害物質特論	5 時間	
	5 大規模水質特論	7 時間	
水質関係第2種公害防止管理者講習	1 公害総論	3 時間	1 時間 30 分
	2 水質概論	5 時間	
	3 汚水処理特論	11 時間	
	4 水質有害物質特論	5 時間	
水質関係第3種公害防止管理者講習	1 公害総論	3 時間	2 時間
	2 水質概論	5 時間	
	3 汚水処理特論	11 時間	
	4 大規模水質特論	7 時間	
水質関係第4種公害防止管理者講習	1 公害総論	3 時間	1 時間
	2 水質概論	5 時間	
	3 汚水処理特論	11 時間	
騒音・振動関係公害防止管理者講習	1 公害総論	3 時間	2 時間
	2 騒音・振動概論	13 時間	
	3 騒音・振動特論	13 時間	
特定粉じん関係公害防止管理者講習	1 公害総論	3 時間	1 時間
	2 大気概論	4 時間	
	3 ばいじん・粉じん特論	7 時間	
一般粉じん関係公害防止管理者講習	1 公害総論	3 時間	1 時間
	2 大気概論	4 時間	
	3 一般ばいじん・粉じん特論	6 時間	
ダイオキシン類関係公害防止管理者講習	1 公害総論	3 時間	1 時間 30 分
	2 ダイオキシン類概論	7 時間	
	3 ダイオキシン類特論	14 時間	
公害防止主任管理者講習	1 公害総論	3 時間	2 時間 30 分
	2 大気・水質概論	9 時間	
	3 大気関係技術特論	12 時間	
	4 水質関係技術特論	11 時間	

1.5 地方自治体の役割

本法における地方自治体の役割については、届出事務などの自治事務の他、指導等の責務がある。

1.5.1 自治事務

地方自治体（都道府県知事又は政令で定める市の長等の権限に属する）の事務とは、具体的には次のものをいう。

(1) 公害防止統括者等の選任等の届出に係る事務

表3-2（再掲）のとおり、各種届出に係る事務を行う。

表3-2 選任期限と届出期限（再掲）

事項		選任期限	届出 ^{※1} 期限	法
選任	公害防止統括者及び代理者	選任すべき事由が発生した日から30日以内	選任した日から30日以内 ^{※2}	法第3条第3項及び第6条第2項
	公害防止主任管理者及び代理者	選任すべき事由が発生した日から60日以内	選任した日から30日以内 ^{※3}	法第5条第3項及び第6条第2項
	公害防止管理者及び代理者	選任すべき事由が発生した日から60日以内	選任した日から30日以内 ^{※4}	法第4条第3項及び第6条第2項
死亡・解任	公害防止統括者及び代理者		死亡、解任した日から30日以内 ^{※2}	法第3条第3項及び第6条第2項
	公害防止主任管理者及び代理者		死亡、解任した日から30日以内 ^{※3}	法第5条第3項及び第6条第2項
	公害防止管理者及び代理者		死亡、解任した日から30日以内 ^{※4}	法第4条第3項及び第6条第2項
承継	相続又は合併		遅滞なく ^{※5}	法第6条の2第2項

※1 届出先は、都道府県知事又は政令で定める市の長（騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場は市町村長）。また、届出書正本にその写し1通を添える（施行規則第12条）。

※2 公害防止統括者（代理者）選任, 死亡・解任届（様式第1）にて提出。

※3 公害防止主任管理者（代理者）選任, 死亡・解任届（様式第3）にて提出。公害防止管理者及び公害防止主任管理者の選任については、有資格者の選任が必要なため、「国家試験合格証書」又は「資格認定講習修了証書」の写しの添付が必要。各証書を紛失した場合には、指定試験機関及び資格認定講習の登録機関において再交付の手続きが必要。

※4 公害防止管理者（代理者）選任, 死亡・解任届（様式第2）にて提出。

※5 承継・相続に関する届出関係（様式第3の2～4）にて提出。承継を証する書類として法定様式の他、戸籍謄本又は法人の登記事項証明書の添付が必要。

(2) 公害防止統括者等の解任命令に係る事務

法第 10 条（公害防止統括者等の解任命令）

都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。

施行令第 12 条（法第 10 条の政令で定める法令の規定）

法第 10 条の政令で定める法令の規定は、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成 6 年法律第 9 号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、湖沼水質保全特別措置法、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に相当する鉱山保安法、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定とする。

【解説】

公害防止統括者等の制度の目的は、これらの制度を通じて特定工場における公害防止組織を整備し、実効ある公害防止対策を講じさせることにあるが、肝心の公害防止統括者等が公害防止に関する業務の担当者として著しく不適当な場合には、この制度は十分な効果をあげることができない。

本条は、このような趣旨から、公害防止統括者等が、公害規制法令に違反したような場合には、都道府県知事が、事業者に対し、その者の解任を命じ得ることとしたものである。

「この法律」に違反した場合とは、法第 9 条第 1 項に違反して、その職務を誠実に行わない場合であり、「その他政令で定める法令の規定」とは、施行令第 13 条の規定である。

解任命令は、その発動に当たっては、慎重かつ適切な配慮を要することから、次の要件のすべてに該当する場合等公害防止のため解任命令が必要である場合に限って発動されることとなる。

- 公害規制法令に対する違反の存在が客観的な事態に照らして明白であること。
- 違反の内容が排出基準を上回る排出を行ったこと等、公害防止上実質的な影響が生ずるものであること。
- 公害防止統括者等が公害規制法令の違反に実質的に関与していること。

(3) 報告徴収および立入検査に係る事務

第11条（報告及び検査）

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の職務の実施状況の報告を求め、又はその職員に、特定工場に立ち入り、書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【解説】

「この法律の施行に必要な限度において」とは、具体的には公害防止統括者等の選任状況及び公害防止統括者等の職務の実施状況である。

「職務の実施状況」とは、本法が規定する公害防止統括者等の職務の遂行状況である。

「書類その他の物件」とは、本法で特に規定していないが、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等公害規制法令と同様のものである。これは、公害防止統括者等の組織は、これら公害規制法令の目的を全うするために設けられたものであるからである。

1.5.2 指導等

第12条（国の指導等）

国及び地方公共団体は、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を習得させるため必要な指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

法制定当時、公害は急速に社会問題化したものであり、その防止についての知識や能力を有する者が著しく不足している状況に鑑み、単に特定事業者に対して一定の資格を有する者の選任を義務付けるのみでは、特に人材の不足している中小企業等は法規制に対応できなくなるおそれが多分にある。このような観点から、国や地方公共団体においても、公害防止管理者や公害防止主任管理者としての必要な知識や技術を習得させるための資格認定講習会、研修会あるいは現に公害防止管理者等として工場に従事している者を対象とした再教育講習会等を開催することにより、その人材の養成に努めることとしたものである。

1.5.3 事務の委任

法第14条（市町村が処理する事務）

この法律に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長（政令で定める特別区の区長を含むものとし、第2条各号の政令で定める施設のうち騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務については、市町村長とする。）が行うこととすることができる。

施行令第14条（市町村が処理する事務）

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場に係る事務は市町村長が、次の各号に掲げる工場に係る事務はそれぞれ当該各号に掲げる市の長が行うこととする。この場合においては、法中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長又は市の長に関する規定としてそれぞれ市町村長又は当該各号に掲げる市の長に適用があるものとする。

- 一 ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている工場 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下この条において「中核市」という。）
- 二 前号に掲げる工場以外の工場（騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。） 指定都市及び中核市並びに市川市、松戸市、市原市、藤沢市及び徳島市

【解説】

大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の公害規制法令において、都道府県知事の権限を委任することができること等に対応して、本法においても委任することができることとしたものである。都道府県知事の権限に属する事務とは次のものをいう。

- 公害防止統括者等の選任等の各種届出に係る事務
- 公害防止統括者等の解任命令に係る事務
- 報告徴収及び立入検査に係る事務

また、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場とは、次の3つの工場であり、これらの工場に係る事務は市町村町に委任されている。

- 騒音発生施設のみを設置する工場
- 振動発生施設のみを設置する工場
- 騒音発生施設及び振動発生施設を併置する工場

●参考：公害防止ガイドライン2●

公害防止ガイドラインでは、事業者へ行動指針を示すほか、地方自治体が果たすべき役割についても整理を行っている。

≪「公害防止に関する環境管理の在り方」に関する報告書 第5章地方自治体の取組みより≫

1. 基本的方向性

事業者が工場において公害防止体制を構築し、その体制に基づき公害防止活動を実施するに当たって、平常時や異常発生時における地方自治体との円滑なコミュニケーションは、事業者が公害防止体制を有効に機能させ、公害防止活動を円滑に実践する上で非常に重要な役割を果たす。

このため、地方自治体においては、工場において公害防止管理者等が果たすべき役割(参考資料1参照)を再認識し、また、公害防止組織整備法に規定されている地方自治体の役割(選任等の届出受理、報告徴収・立入検査、知識・技能に係る指導等：下枠参照)を再確認した上で、工場における公害防止業務の履行状況等を適切に把握するとともに、大気汚染防止法や水質汚濁防止法その他の公害関連法令と相まって、工場に対し適時適切な公害防止の取組を促すことが期待される。

(平常時)

- ・事業者との公害防止体制や取組に関する日頃からの情報・意見交換等を通じた事業者との信頼関係の構築
- ・異常発生時における両者間の危機管理対応体制(報告・連絡・指導等)の明文化、相互確認及び周知徹底(異常発生時)
- ・事業者からの迅速な報告・連絡、適切な応急対策・恒久対策の実施に関する確認・指導

(参考) 公害防止組織整備法に規定する地方自治体の事務

●公害防止統括者等の選任等に係る届出の受理

- ・特定事業者は、公害防止統括者等を選任したときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない(法第3条～第6条)。
- ・上記届出をした特定事業者の地位を継承した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない(法第6条の2)。

●公害防止統括者等に係る報告徴収及び立入検査

- ・都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、公害防止統括者等の職務の実施状況の報告を求め、又はその職員に、特定工場に立ち入り、書類その他の物件を検査させることができる(法第11条)。

●公害防止統括者等の解任命令

- ・都道府県知事は、公害防止統括者等がこの法律又は公害関連法令*1の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者等の解任を命ずることができる(法第10条)。

*1 この法律又は公害関連法令：公害防止組織整備法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、湖沼水質保全特別措置法、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法、鉱山保安法、ガス事業法、電気事業法

●地方自治体の指導等

- ・国及び地方自治体は、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を習得させるため必要な指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする(法第12条)。

以下に、地方自治体が公害防止組織整備法に基づき工場における公害防止体制の状況把握、公害防止業務の履行状況の確認や指導等を行うに当たって留意すべき事項を示す。

2. 公害防止管理者等の選任等の届出時における対応

事業者から地方自治体への公害防止管理者等の選任等の届出や公害関係法令に係る届出を、地方自治体と事業者とのコミュニケーションの一機会ととらえ、次の点について適宜情報提供を行い、周知啓発を図ることが望ましい。

(1) 公害防止組織整備法等の改正等に関する周知

公害防止組織整備法及び公害関連法令の改正等が行われた場合、その改正内容及び届出時の留意事項等について周知を図る。

(2) 事業者向けガイドラインの啓発

事業者向けガイドラインを配布すること等により、公害防止管理者等への事業者向けガイドラインの啓発に努める。

3. 報告徴収及び立入検査時における対応

公害防止組織整備法に基づく報告徴収及び立入検査は、この法律の施行に必要な限度において、公害防止統括者等の職務の実施状況等について行うこととされている。これらの報告徴収及び立入検査は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法その他の公害関連法令に係る報告徴収及び立入検査の実施に併せて行うのが有効かつ効果的である。

具体的には、事業者向けガイドラインの内容を踏まえつつ、個々の工場の状況に応じて徴収・検査すべき項目を重点化・特定化した上で、公害防止業務の履行状況の確認、指導等を適切に行うことが望ましい。

4. 事業者とのコミュニケーションの実施及び啓発活動

(1) 事業者とのコミュニケーションの実施

上記の公害防止組織整備法の趣旨に沿った事業者（工場）の公害防止体制及び公害防止業務の履行状況の把握、事業者（工場）への適切な指導等を行うことに加え、事業者（工場）との日頃からの情報・意見交換等のコミュニケーションを通じ、工場における公害防止に関する環境管理の実態・課題等について認識の共有化を図る。

(2) 普及啓発活動

①パンフレット及びホームページ等による公害防止管理者制度（公害防止組織整備法の概要、国家試験・資格認定講習の実施概要）の普及啓発

②公害関連法令の改正や公害防止技術に関する普及啓発

(3) 教育・研修の実施

①公害防止統括者、公害防止管理者等を対象とした教育・研修の実施

・公害防止統括者、公害防止管理者等を対象とした講習会等を開催し、公害防止組織整備法及び公害関係法令の改正等の最新動向等について知識の普及を図る。なお、地方自治体自らが実施する場合のほか、外部機関への委託、公害防止管理者の自主的連絡組織や業界団体等による実施も考えられる。

②地方自治体職員を対象とした教育・研修の実施

(4) その他

①関係行政機関との連携

・公害防止対策は電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法等による保安規程等とも関連することから、関係行政機関と連携を図りつつ公害防止対策を講じる。

②地域社会におけるコミュニケーションの促進

・工場と地域住民・地域団体との間の円滑なコミュニケーションにより、両者の信頼関係が醸成されるよう、工場に対して、平常時及び異常発生時における地域住民等への適時適切な情報提供や説明会の開催等を促す。

1.6 データ（参考）

1971年から2019年までに公害防止管理者等国家試験の合格者数は累計39万人を超えている。国家試験の受験者数の過去5年平均は、約24,200人で、毎年そのうち25%程度の約6,200人が合格し新たに資格者となっている。

回数	年度	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率	合格者数 (人)	合格率
第1回	昭和46年度	115,951	95,197	82.1%	36,385	38.2%
第2回	47年度	139,558	108,487	77.7%	35,667	32.9%
第3回	48年度	119,700	90,138	75.3%	29,946	33.2%
第4回	49年度	116,917	86,973	74.4%	21,443	24.7%
第5回	50年度	96,223	71,741	74.6%	15,710	21.9%
第6回	51年度	76,345	55,550	72.8%	10,698	19.3%
第7回	52年度	68,680	50,153	73.0%	13,308	26.5%
第8回	53年度	54,731	39,320	71.8%	8,402	21.4%
第9回	54年度	43,108	30,095	69.8%	6,572	21.8%
第10回	55年度	38,301	27,542	71.9%	5,322	19.3%
第11回	56年度	33,853	24,205	71.5%	5,460	22.6%
第12回	57年度	30,780	21,790	70.8%	5,137	23.6%
第13回	58年度	26,764	18,834	70.4%	3,328	17.7%
第14回	59年度	23,070	17,385	75.4%	3,508	20.2%
第15回	60年度	21,542	16,330	75.8%	3,322	20.3%
第16回	61年度	20,441	15,848	77.5%	3,010	19.0%
第17回	62年度	17,727	14,173	80.0%	3,413	24.1%
第18回	63年度	17,881	14,253	79.7%	2,885	20.2%
第19回	平成元年度	18,853	15,233	80.8%	4,071	26.7%
第20回	2年度	20,545	16,382	79.7%	3,480	21.2%
第21回	3年度	22,741	18,352	80.7%	4,283	23.3%
第22回	4年度	24,141	19,803	82.0%	3,868	19.5%
第23回	5年度	25,342	20,866	82.3%	4,589	22.0%
第24回	6年度	25,681	21,161	82.4%	5,250	24.8%
第25回	7年度	25,950	21,475	82.8%	4,221	19.7%
第26回	8年度	26,101	21,336	81.7%	3,119	14.6%
第27回	9年度	26,405	21,619	81.9%	4,336	20.1%
第28回	10年度	27,419	22,555	82.3%	4,858	21.5%
第29回	11年度	28,176	23,009	81.7%	5,107	22.2%
第30回	12年度	34,853	28,737	82.5%	8,307	28.9%
第31回	13年度	31,257	25,613	81.9%	6,055	23.6%
第32回	14年度	30,379	24,684	81.3%	6,005	24.3%
第33回	15年度	31,003	25,174	81.2%	5,417	21.5%
第34回	16年度	28,553	23,201	81.3%	5,805	25.0%
第35回	17年度	29,489	24,016	81.4%	7,376	30.7%
第36回	18年度	25,899	21,351	82.4%	5,134	24.0%
第37回	19年度	29,504	25,237	85.5%	3,132	12.4%
第38回	20年度	33,945	29,564	87.1%	6,127	20.7%
第39回	21年度	33,649	29,437	87.5%	6,446	21.9%
第40回	22年度	33,516	29,456	87.9%	6,691	22.7%
第41回	23年度	31,952	28,045	87.8%	6,220	22.2%
第42回	24年度	30,952	27,248	88.0%	6,364	23.4%
第43回	25年度	31,319	27,328	87.3%	5,407	19.8%
第44回	26年度	29,862	25,989	87.0%	6,501	25.0%
第45回	27年度	29,129	25,562	87.8%	6,525	25.5%
第46回	28年度	28,178	24,690	87.6%	6,382	25.8%
第47回	29年度	27,797	24,332	87.5%	6,024	24.8%
第48回	30年度	25,987	22,741	87.5%	6,183	27.2%
第49回	令和元年度	26,642	23,507	88.2%	6,189	26.3%

第36回(H18年度)より科目別合格制が導入された。

(令和元年度公害防止管理者等国家試験結果 www.jemai.or.jp/polconman/examination/dd4ht30000005fn-att/R01_summary.pdf)

合格者総数(人) (昭和46年度～令和元年度)	
大気関係第1種	75,825
第2種	5,344
第3種	8,910
第4種	9,385
小計	99,464
水質関係第1種	123,891
第2種	22,085
第3種	11,717
第4種	26,228
小計	183,921
騒音・振動関係	5,527
騒音関係*	46,403
振動関係*	13,696
特定粉じん関係	1,133
一般粉じん関係	6,021
ダイオキシン類関係	14,236
主任管理者	12,587
合計	382,988

(注) *は平成17年度までの合格者数

図 6-1. 1971年から2019年までの国家試験結果

資料1 特定工場の該当及び公害防止統括者等の選任判断フロー

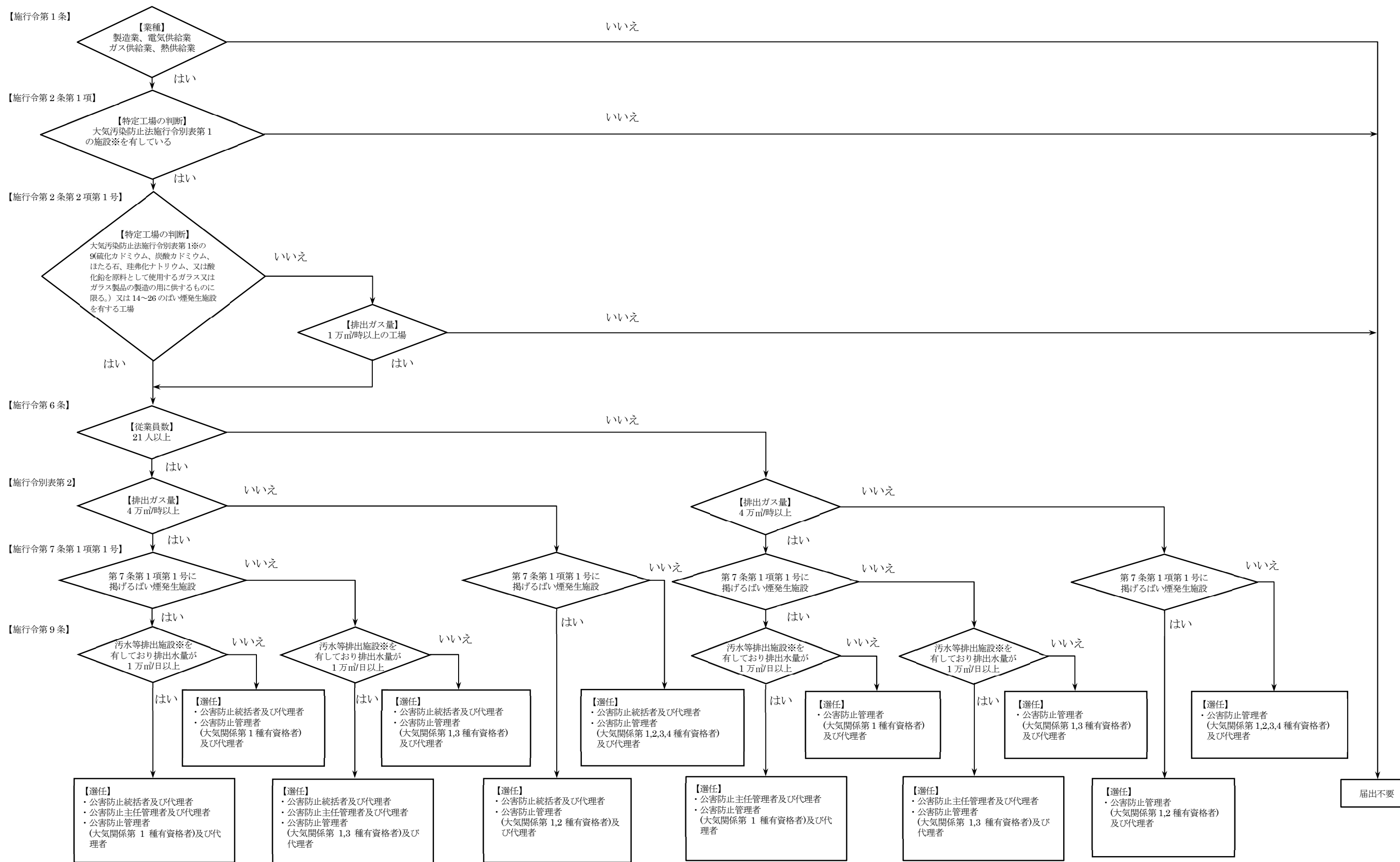


図1. 特定工場の該当及び公害防止統括者等の選任判断フロー (大気関係)

※詳細の施設については本概要解説の資料2を参照

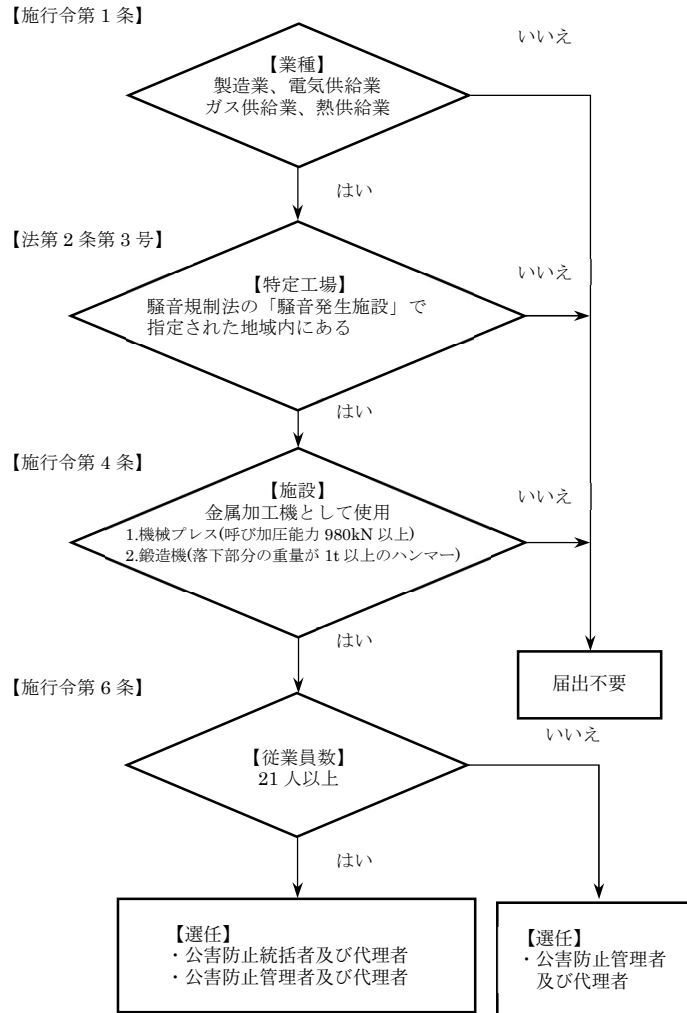


図 3. 特定工場の該当及び公害防止統括者等の選任判断フロー（騒音関係）

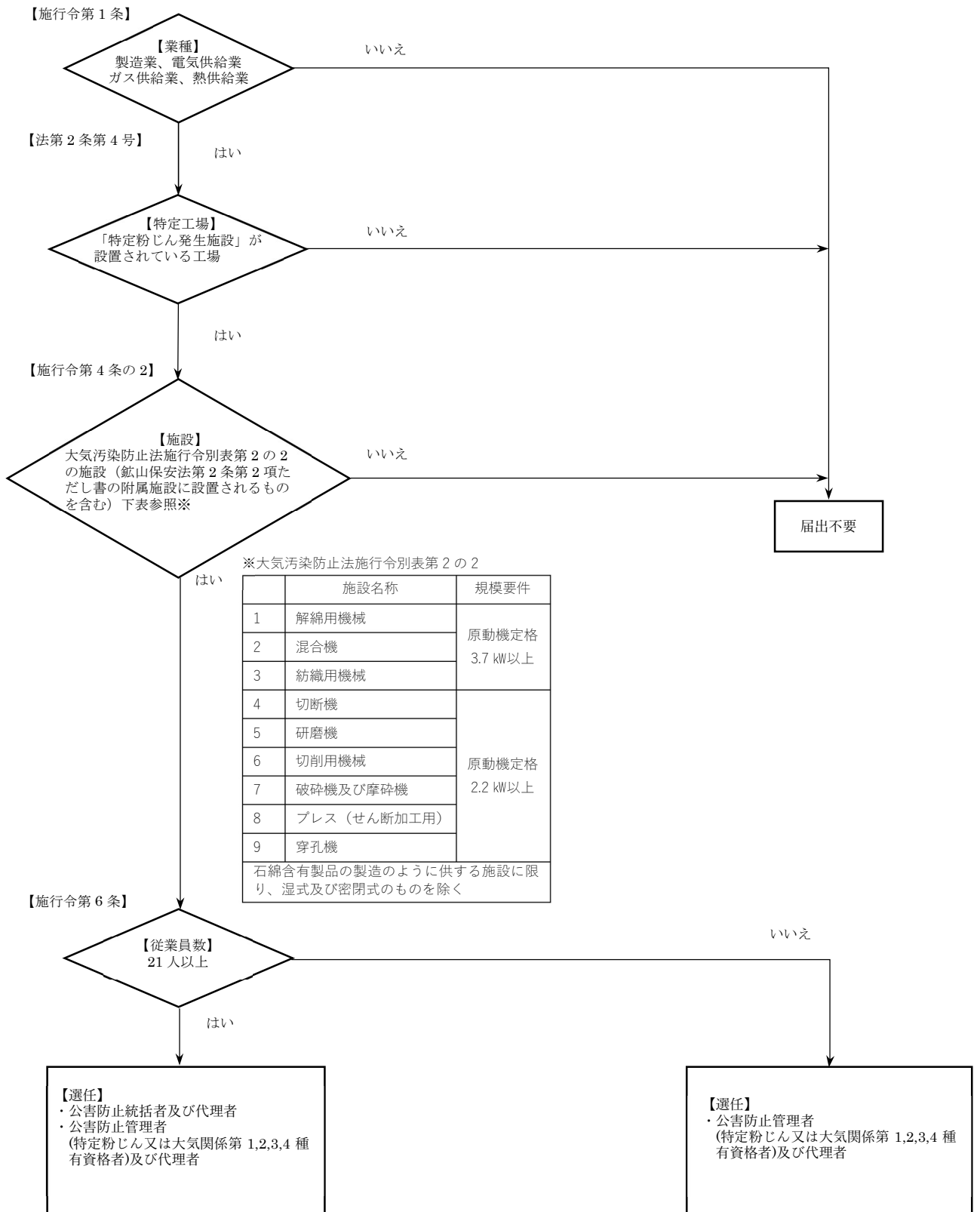


図4. 特定工場の該当及び公害防止統括者の選任判断フロー（特定粉じん関係）

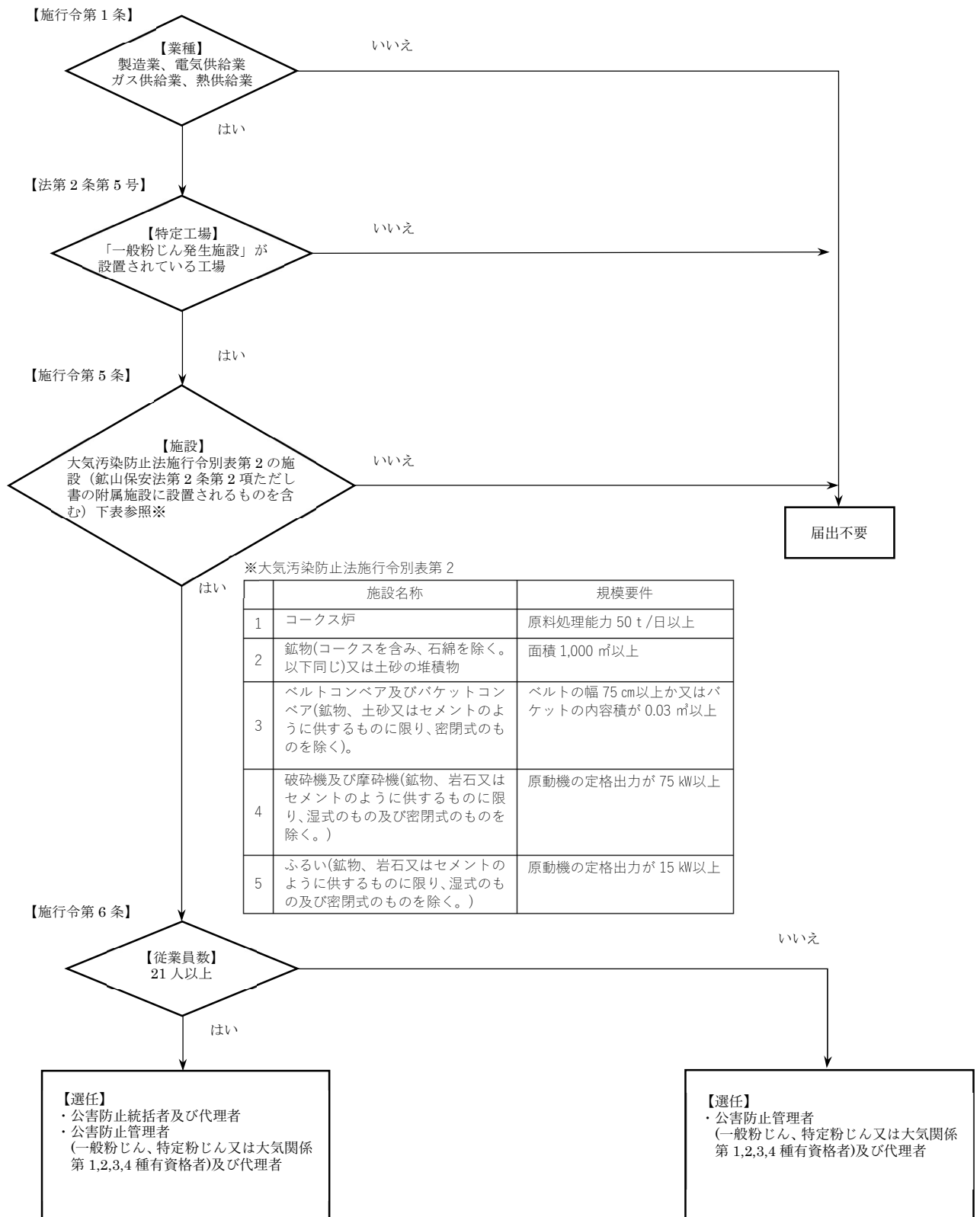


図5. 特定工場の該当及び公害防止統括者等の選任判断フロー（一般粉じん関係）

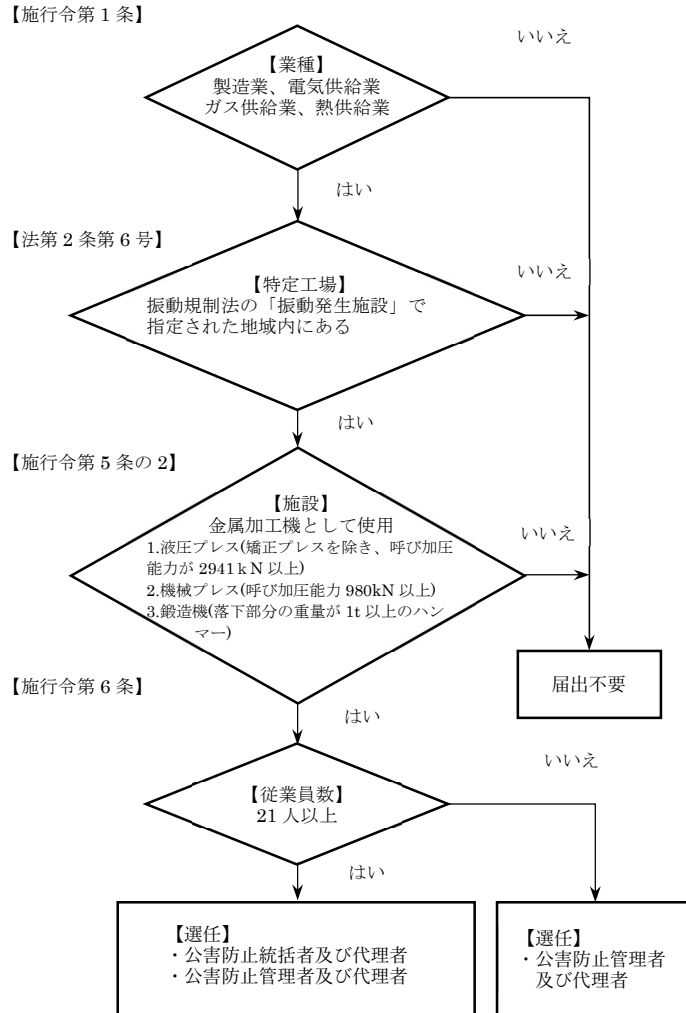


図 6. 特定工場の該当及び公害防止統括者等の選任判断フロー（振動関係）

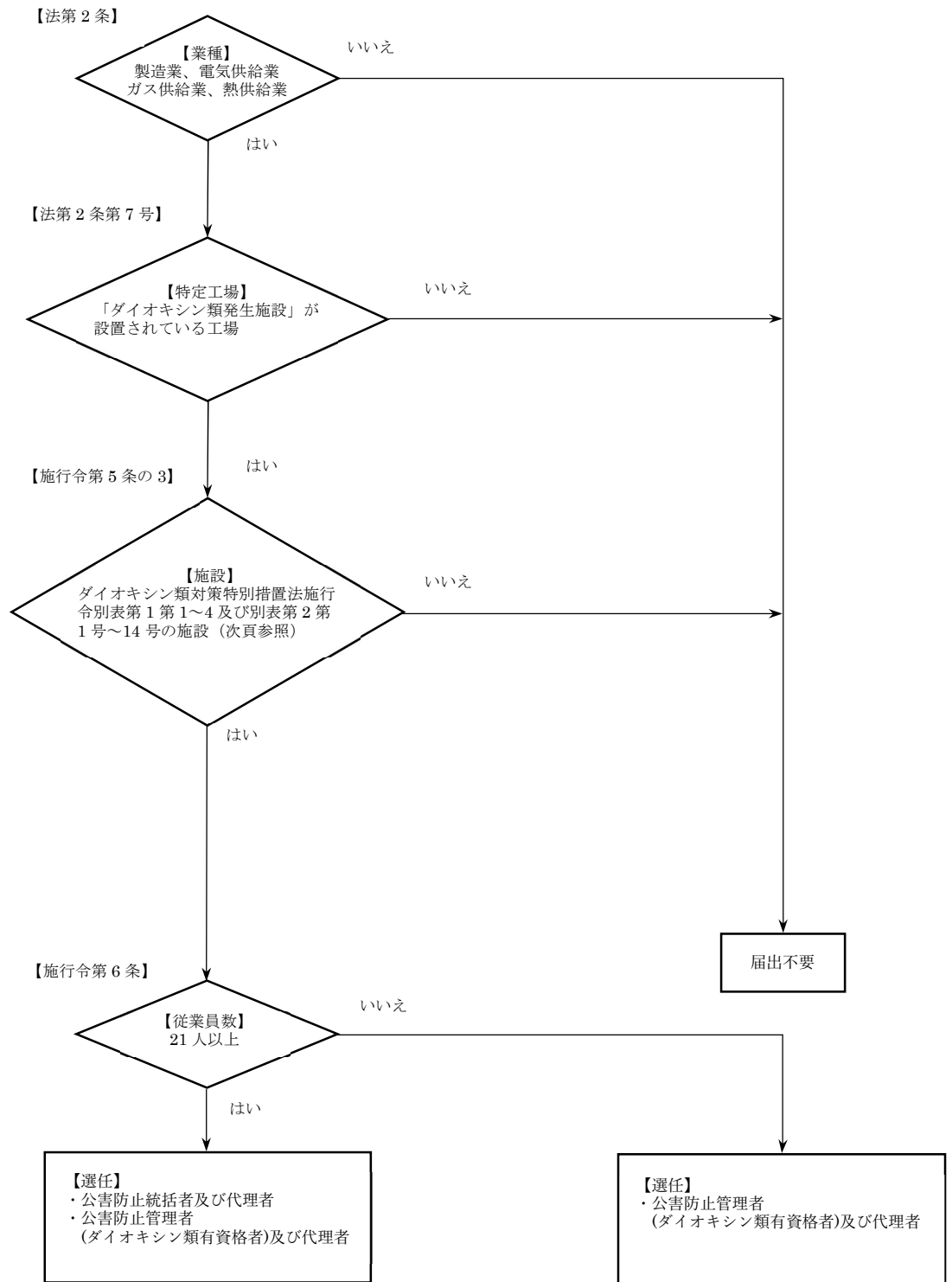


図7. 特定工場の該当及び公害防止統括者等の選任判断フロー（ダイオキシン類関係）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（大気関係）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1（抜粋）

番号	特定施設	要件
1	鉄鋼用焼結施設	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの。
2	製鋼用電気炉	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの。
3	亜鉛回収施設	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間あたり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金製造施設	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウム圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（水質関係）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2（抜粋）

番号	特定施設
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ[3・2-b:3'2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジン バイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設

資料2 公害規制法の規制対象施設と法の関係

1 大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

大気汚染防止法 施行令別表1		総排出ガス量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	4万m ³ /h 以上	4万~1万 m ³ /h	1万m ³ /h 未満
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	大気 1,3種	大気 1~4種	法 適用外
2	水性ガス又は油ガスの発生用ガス発生炉及び加熱炉			
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造用焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）			
4	金属の精錬用溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）			
5	金属の精製又は鑄造用溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）			
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用加熱炉			
7	石油製品、石油化学製品又はコーラール製品の製造用加熱炉			
8	石油の精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔			
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉			
9	窯業製品の製造用焼成炉及び溶融炉	大気1種	大気1,2種	法 適用外
	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、蛍石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を原料とするガラス又はガラス製品製造用			
施行令2条2項1号				
10	無機化学工業品又は食品の製造用反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	大気 1,3種	大気 1~4種	法 適用外
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）			
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造用電気炉			
13	廃棄物焼却炉	法は適用外		
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	大気1種	大気1,2種	法 適用外
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用乾燥施設			
16	塩素化エチレンの製造用塩素急速冷却施設			
17	塩化第二鉄の製造用溶解槽			
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）用反応炉			
19	化学製品の製造用塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のもの除く。）			
20	アルミニウムの製錬用電解炉			
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）用反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉			

22	弗酸の製造用凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)			
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)用反応施設、乾燥炉及び焼成炉			
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造用溶解炉			
25	鉛蓄電池の製造用溶解炉			
26	鉛系顔料の製造用溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設			
27	硝酸の製造用吸収施設、漂白施設及び濃縮施設			
28	コークス炉			
29	ガスタービン			
30	ディーゼル機関			
31	ガス機関			
32	ガソリン機関			

※いずれの施設も大気汚染防止法のばい煙発生施設の規模要件を満たすものとして

2 水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（1）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万m ³ /日 以上	1万~1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
1	鉱業又は水洗炭業用施設で、次に掲げるもの イ 選鉱施設、ロ 選炭施設、ハ 坑水中和沈でん施設、 ニ 掘さく用の泥水分離施設	法適用外		
1の2	畜産農業又はサービス業用施設で、次に掲げるもの (47. 10. 1 施行) イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満 の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満 の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満 の事業場に係るものを除く。）			
2	畜産食料品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（洗びん施設を含 む。）、ハ 湯煮施設	水質 1, 3 種	水質 1~4 種	法 適用外
3	水産食料品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 脱水施 設、ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設			
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業用施設 で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、 ニ 湯煮施設			
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、 ソース又は食酢の製造業用施設であって、次に掲げる もの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 湯煮施設、 ニ 濃縮施設、ホ 精製施設、ヘ ろ過施設			
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設			
7	砂糖製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）、 ハ ろ過施設、ニ 分離施設、ホ 精製施設			
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業用粗製あんの 沈でんそう			
9	米菓製造業又はこうじ製造業用洗米機			
10	飲料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（洗びん施設を含 む。）、 ハ 搾汁施設、ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設、 ヘ 蒸留施設			
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業用施設で、次に掲 げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、 ニ 真空濃縮施設、ホ 水洗式脱臭施設			

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（2）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者					
番号	施設名称	1万m ³ /日 以上	1万～1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満			
12	動植物油脂製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設、 <u>ハ</u> 压榨施設、 <u>ニ</u> 分離施設	水質 1,3種	水質 1～4種	法適用外			
13	イースト製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設、 <u>ハ</u> 分離施設						
14	でん粉又は化工でん粉の製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料浸せき施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設（流送施設を含む。）、 <u>ハ</u> 分離施設、 <u>ニ</u> 洗だめ及びこれに類する施設						
15	ぶどう糖又は水あめの製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> ろ過施設、 <u>ハ</u> 精製施設						
16	めん類製造業用湯煮施設						
17	豆腐又は煮豆の製造業用湯煮施設						
18	インスタントコーヒー製造業用抽出施設						
18の 2	冷凍調理食品製造業用施設で、次に掲げるもの (57. 1. 1 施行) <u>イ</u> 原料処理施設、 <u>ロ</u> 湯煮施設、 <u>ハ</u> 洗浄施設						
18の 3	たばこ製造業用施設で、次に掲げるもの (57. 1. 1 施行) <u>イ</u> 水洗式脱臭施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設						
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> まゆ湯煮施設、 <u>ロ</u> 副蚕処理施設、 <u>ハ</u> 原料浸せき施設、 <u>ニ</u> 精練機及び精練そう、 <u>ホ</u> シルケット機、 <u>ヘ</u> 漂白機及び漂白そう、 <u>ト</u> 染色施設、 <u>チ</u> 薬液浸透施設、 <u>リ</u> のり抜き施設 (49. 12. 1 施行)						
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。				水質 1種	水質 1,2種	
20	洗毛業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 洗毛施設、 <u>ロ</u> 洗化炭施設				水質 1,3種	水質 1～4種	法適用外
21	化学繊維製造業用施設で、つぎに掲げるもの <u>イ</u> 湿式紡糸施設、 <u>ロ</u> リンター又は未精練繊維の薬液処理施設、 <u>ハ</u> 原料回収施設						
21の 2	一般製材業又は木材チップ製造業用湿式バーカー (57. 1. 1 施行)						
21の 3	合板製造業用接着機洗浄施設 (57. 1. 1 施行)						
21の 4	パーティクルボード製造業用施設で、次に掲げるもの (57. 1. 1 施行) <u>イ</u> 湿式バーカー、 <u>ロ</u> 接着機洗浄施設						
22	木材薬品処理業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 湿式バーカー、 <u>ロ</u> 薬液浸透施設 (次ページへつづく)						

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（3）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万m ³ /日 以上	1万~1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
22	上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設、ロ 湿式バーカー、ハ 碎木機、ニ 蒸解施設、ホ 蒸解廃液濃縮施設、ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、ト 漂白施設、チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）、リ セロハン製膜施設、ヌ 湿式繊維板成型施設、ル 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1~4 種	法 適用外
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業用施設で、次に掲げるもの（57. 1. 1 施行） イ 自動式フィルム現像洗浄施設、ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設			
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
24	化学肥料製造業用施設で、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 分離施設、ハ 水洗式破碎施設、ニ 廃ガス洗浄施設、ホ 湿式集じん施設	水質 1, 3 種	水質 1~4 種	法 適用外
	上記の施設で、ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
25	削除（水銀に関する水俣条約発効のため H29. 8. 16）			
26	無機顔料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ ろ過施設、ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機、ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設、ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1~4 種	法 適用外
	上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 遠心分離機、ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設、ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、ヌ 廃ガス洗浄施設、ル 湿式集じん施設（次ページへつづく）	水質 1, 3 種	水質 1~4 種	法 適用外

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（4）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万m ³ /日 以上	1万～1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
27	上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含む物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設、ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設、ハ ポリビニールアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設、ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設、ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設、ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
29	コールタール製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設、ロ 静置分離器、ハ タール酸ソーダ硫酸分離施設	水質 1 種	水質 1, 2 種	
30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 蒸留施設、ハ 遠心分離機、ニ ろ過施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
31	メタン誘導品製造業用施設で、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設、ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設			
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
32	有機顔料又は合成染料の製造業用施設で、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設、ハ 遠心分離機、ニ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。）	水質 1 種	水質 1, 2 種	

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（5）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万m ³ /日 以上	1万～1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
33	合成樹脂製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 縮合反応施設、 <u>ロ</u> 水洗施設、 <u>ハ</u> 遠心分離機、 <u>ニ</u> 静置分離機、 <u>ホ</u> 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗淨施設及び蒸留施設、 <u>ヘ</u> ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設、 <u>ト</u> 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、 <u>チ</u> ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、 <u>リ</u> 廃ガス洗淨施設、 <u>ヌ</u> 湿式集じん施設	水質 1, 3種	水質 1～4種	法 適用外
	上記の施設で、塩化ビニルモノマー（※）を原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレートの製造の用に供するものに限る。※特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されている場合に限定。（25. 3. 7 技術的助言 環水大総発第 1302203号）	水質 1種	水質 1, 2種	
34	合成ゴム製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 脱水施設、 <u>ハ</u> 水洗施設、 <u>ニ</u> ラテックス濃縮施設、 <u>ホ</u> スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	水質 1, 3種	水質 1～4種	法 適用外
	上記の施設で、テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る	水質 1種	水質 1, 2種	
35	有機ゴム薬品製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 蒸留施設、 <u>ロ</u> 分離施設、 <u>ハ</u> 廃ガス洗淨施設	水質 1, 3種	水質 1～4種	法 適用外
	上記の施設で、2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。	水質 1種	水質 1, 2種	
36	合成洗剤製造業用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 廃酸分離施設、 <u>ロ</u> 廃ガス洗淨施設、 <u>ハ</u> 湿式集じん施設			
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガスの中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）用施設で、次に掲げるもの <u>イ</u> 洗淨施設、 <u>ロ</u> 分離施設、 <u>ハ</u> ろ過施設、 <u>ニ</u> アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設、 <u>ホ</u> アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設、（次ページへつづく）	水質 1, 3種	水質 1～4種	法 適用外

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（6）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万m ³ /日 以上	1万~1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
37	<p>△ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設、チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設、リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設、ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、ロ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設、ウ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器、カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、ク メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、タ 廃ガス洗浄施設</p>	水質 1, 3 種	水質 1~4 種	法 適用外
	<p>上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。</p>	水質 1 種	水質 1, 2 種	
38	<p>石けん製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料精製施設、ロ 塩析施設</p>	水質 1, 3 種	水質 1~4 種	法 適用外
38 の 2	<p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1, 4-ジオキサンが発生するもの限り、洗浄装置を有しないものを除く。）</p>	水質 1 種	水質 1, 2 種	
39	<p>硬化油製造業用施設で、次に掲げるもの イ 脱酸施設、ロ 脱臭施設</p>	水質 1, 3 種	水質 1~4 種	法 適用外
40	<p>脂肪酸製造業用蒸留施設</p>			
41	<p>香料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 抽出施設</p>			
	<p>上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。</p>	水質 1 種	水質 1, 2 種	

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（7）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万m ³ /日 以上	1万~1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
42	ゼラチン又はにかわの製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 石灰づけ施設、ハ 洗浄施設	水質 1,3種	水質 1~4種	法 適用外
43	写真感光材料製造業用の感光剤洗浄施設	水質 1種	水質 1,2種	
44	天然樹脂製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 脱水施設	水質 1,3種	水質 1~4種	法 適用外
45	木材化学工業用のフルフラール蒸留施設			
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 水洗施設、ロ ろ過施設、ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、ニ 廃ガス洗浄施設	水質 1,3種	水質 1~4種	法 適用外
	上記の施設で、有害物質若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。	水質 1種	水質 1,2種	
47	医薬品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設、ロ ろ過施設、ハ 分離施設、ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）、ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1,3種	水質 1~4種	法 適用外
	上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。	水質 1種	水質 1,2種	
48	火薬製造業用の洗浄施設	水質 1,3種	水質 1~4種	法適用外
	上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。	水質 1種	水質 1,2種	
49	農薬製造業用の混合施設			
50	第2条各号に掲げる物質（※）を含有する試薬の製造業用の試薬製造施設 （※1: 水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質 1 カドミウム及びその化合物、2 シアン化合物、3 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）、4 鉛及びその化合物、5 六価クロム化合物、6 砒素及びその化合物、7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、8 ポリ塩化ビフェニル、9 トリクロロエチレン、10 テトラクロロエチレン、11 ジクロロメタン、12 四塩化炭素、13 1,2-ジクロロエタン、14 1,1-ジクロロエチレン、15 シス-1,2-ジクロロエチレン、16 1,1,1-トリクロロエタン、（次ページへつづく）	水質 1,3種	水質 1~4種	法 適用外

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（8）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万m ³ /日 以上	1万~1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
50	17 1,1,2-トリクロロエタン、18 1,3-ジクロロプロペン、19 チウラム、20 シマジン、21 チオベンカルブ、22 ベンゼン、23 セレン及びその化合物、24 ほう素及びその化合物、25 ふっ素及びその化合物、26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、27 塩化ビニルモノマー 28 1,4-ジオキサン)	水質 1,3種	水質 1~4種	法 適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）用施設で、次に掲げるもの イ 脱塩施設、ロ 原油常圧蒸留施設、ハ 脱硫施設、ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、ホ 潤滑油洗浄施設	水質 1,3種	水質 1~4種	法 適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業用の直接加硫施設（57.1.1施行）	水質 1,3種	水質 1~4種	法 適用外
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業用のラテックス成型型洗浄施設（57.1.1施行）			
52	皮革製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 石灰づけ施設、ハ タンニンづけ施設、ニ クロム浴施設、ホ 染色施設			
53	ガラス又はガラス製品の製造業用施設で、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設、ロ 廃ガス洗浄施設	水質1種	水質1,2種	
	上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。			
54	セメント製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 抄造施設、ロ 成型機、ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	水質 1,3種	水質 1~4種	法 適用外
55	生コンクリート製造業用のバッチャープラント			
56	有機質砂かべ材製造業用の混合施設			
57	人造黒鉛電極製造業用の成型施設			
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業用施設で、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設、ロ 水洗式分別施設、ハ 酸処理施設、ニ 脱水施設			

	上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種
--	---	--------	-----------

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（9）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1 万 m ³ /日 以上	1 万～1 千 m ³ /日	1 千 m ³ /日 未満
59	砕石業用施設で、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設、ロ 水洗式分別施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
60	砂利採取業用の水洗式分別施設	法は適用外		
61	鉄鋼業用施設で、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設、 ロ ガス冷却洗浄施設、ハ 圧延施設、ニ 焼入れ施設、 ホ 湿式集じん施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
62	非鉄金属製造業用施設で、次に掲げるもの イ 還元そう、ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）、 ハ 焼入れ施設、ニ 水銀精製施設、 ホ 廃ガス洗浄施設、ヘ 湿式集じん施設 鉱山保安法第 2 条第 2 項の鉱山に設置されるものを除く	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第 1 次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第 2 次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）用施設で、次に掲げるもの イ 焼入れ施設、ロ 電解式洗浄施設、 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、 ニ 水銀精製施設、ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
63 の 2	空きびん卸売業用の自動式洗びん施設（57. 1. 1 施行）	法適用外		
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設（H13. 7. 1 施行）	水質 1 種	水質 1, 2 種	
64	ガス供給業又はコークス製造業用施設で、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設、 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	

64の2	水道施設(水道法第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (51. 6. 1 施行) <u>イ</u> 沈でん施設、 <u>ロ</u> ろ過施設	法適用外
------	---	------

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係 (規制対象施設及び選任できる有資格者) (10)

水質汚濁防止法 施行令別表1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万m ³ /日 以上	1万~1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	水質 1,3種	水質 1~4種	法 適用外
	上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
66	電気めっき施設	水質 1,3種	水質 1~4種	法 適用外
	上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設 (前各号に該当するものを除く)	水質1種	水質1,2種	
66の3	旅館業(旅館業法第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)用施設で、次に掲げるもの(49. 12. 1 施行) <u>イ</u> ちゅう房施設、 <u>ロ</u> 洗たく施設、 <u>ハ</u> 入浴施設	法適用外		
66の4	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。 以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務用部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (63. 10. 1 施行)			
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業用のちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (63. 10. 1 施行)			
66の6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (63. 10. 1 施行)			
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (63. 10. 1 施行)			

66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(63.10.1施行)	
67	洗たく業用の洗浄施設	
68	写真現像業用の自動式フィルム現像洗浄施設	

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係(規制対象施設及び選任できる有資格者)(11)

水質汚濁防止法 施行令別表1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万m ³ /日 以上	1万~1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
68の2	病院(医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設で、次に掲げるもの(54.5.10施行) <u>イ</u> ちゅう房施設、 <u>ロ</u> 洗浄施設、 <u>ハ</u> 入浴施設			
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業用の解体施設			
69の2	中央卸売市場(卸売市場法第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設で、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。)(51.6.1施行) <u>イ</u> 卸売場、 <u>ロ</u> 仲卸売場			
69の3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設で、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)(57.7.1施行) <u>イ</u> 卸売場、 <u>ロ</u> 仲卸売場			
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。)			
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。)用の洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)(57.1.1施行)			法適用外
71	自動式車両洗浄施設			
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で、環境省令で定めるもの(※)に設置されるそれらの業務用施設で、次に掲げるもの(49.12.1施行) <u>イ</u> 洗浄施設、 <u>ロ</u> 焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする(施行規則第1条の2)。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 2 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。) 3 学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。)(次ページへつづく)			

	<p>4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設</p> <p>5 保健所</p> <p>6 検疫所</p> <p>7 動物検疫所</p> <p>8 植物防疫所</p> <p>9 家畜保健衛生所</p> <p>10 検査業に属する事業場</p> <p>11 商品検査業に属する事業場</p> <p>12 臨床検査業に属する事業場</p> <p>13 犯罪鑑識施設</p>	
71 の 3	<p>一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するもの（※）をいう。）である焼却施設（54. 5. 10 施行）</p> <p>※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の政令で定めるごみ処理施設は、1 日当たりの処理能力が 5 トン以上（焼却施設にあっては、1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2m² 以上）のごみ処理施設とする（施行令第 5 条）。</p>	
71 の 4	<p>産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p><u>イ</u> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設（※ 1）で、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの（57. 1. 1 施行）</p> <p>※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。（第 3 号、第 5 号又は第 8 号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る（環水規 18 号）。）</p> <p>1 号 汚泥の脱水施設で、1 日当たりの処理能力 10m³ を超えるもの。</p> <p>3 号 汚泥（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 1 日当たりの処理能力が 5m³ を超えるもの</p> <p>ロ 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの</p> <p>ハ 火格子面積が 2m² 以上のもの</p> <p>4 号 廃油の油水分離施設で、1 日当たりの処理能力が 10m³ を超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>5 号 廃油（廃 PCB 等を除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>イ 1 日当たりの処理能力が 1m³ を超えるもの</p> <p>ロ 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの（次ページへつづく）</p>	法適用外

	ハ 火格子面積が2m ² 以上のもの 6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設で、1日当たりの処理能力が50m ³ を超えるもの	
--	--	--

水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（12）

水質汚濁防止法 施行令別表1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万m ³ /日 以上	1万~1千 m ³ /日	1千m ³ /日 未満
71の4	8号 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの ロ 火格子面積が2m ² 以上のもの 11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 □ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設（※2）（10.6.17施行） ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる産業廃棄物処理施設（第12号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）は次のとおりとする。 12号 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 12の2号 廃PCB等（PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む）又はPCB処理物の分解施設 13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	法適用外		
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）（3.10.1施行）	水質1種	水質1,2種	
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）（3.10.1施行）			
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）	法適用外		
73	下水道終末処理施設			
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）			
指定地域特定施設（施行令第3条の2）	政令で指定された地域（※）において、特定施設となる施設。 ※ 建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽（3.4.1施行）			

3 騒音規制法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

騒音規制法 施行令別表 1				選任できる有資格者
番号	施設名称		規模要件	
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。	法適用外
		ロ 製管機械		
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。	
		ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）		
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。	騒音又は騒音・振動 980 キロニュートン以上
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。	法適用外
		ト 鍛造機		騒音又は騒音・振動 重量 1 トン以上のハンマー
		チ ワイヤフォーミングマシン		
		リ プラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）		
		ス タンブラー		
ル 切断機（といしを用いるものに限る。）				
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）			
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。	法適用外
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。	
6	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る）			
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー		
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
		ハ 碎木機		
		ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
		ホ 丸のご盤		
		ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
8	抄紙機			
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）			
10	合成樹脂用射出成形機			
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）			

4 大気汚染防止法対象の特定粉じん発生施設と法の関係
(規制対象施設及び選任できる有資格者)

大気汚染防止法 施行令別表 2-2			選任できる 有資格者
番号	施設名称	規模要件	
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。	特定粉じん 又は、 大気1~4種
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破碎機及び摩砕機		
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）		
9	穿孔機		
備考 この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式ものを除く。			

5 大気汚染防止法対象の一般粉じん発生施設と法の関係
(規制対象施設及び選任できる有資格者)

大気汚染防止法 施行令別表 2			選任できる 有資格者
番号	施設名称	規模要件	
1	コークス炉	原料処理能力が一日当たり 50 トン以上であること。	一般粉じん 又は、 特定粉じん 又は、 大気1~4種
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するもの限り、密閉式ものを除く。）	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。	
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの限り、湿式のもの及び密閉式ものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。	
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの限り、湿式のもの及び密閉式ものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。	

6 振動規制法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

振動規制法 施行令別表 1				選任できる有資格者
番号	施設名称		規模要件	
1	金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）		振動又は騒音・振動 2941 キロニュートン 以上
		ロ 機械プレス		振動又は騒音・振動 980 キロニュートン 以上
		ハ セン断機	原動機の定格出力が1キロワット 以上のものに限る。	法適用外
		ニ 鍛造機		振動又は騒音・振動 重量1トン以上のハン マー
		ホ ワイヤーフオー ミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワ ット以上のものに限る。	法適用外
2	圧縮機		原動機の定格出力が7.5キロワッ ト以上のものに限る。	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎 機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワッ ト以上のものに限る。	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）			
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95 キロワット以上のものに限る。） 並びにコンクリート管製造機械 及びコンクリート柱製造機械（原 動機の定格出力の合計が10キロ ワット以上のものに限る。	
6	木材加工機械	イ ドラムバーカー		
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワッ ト以上のものに限る。	
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワッ ト以上のものに限る。	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール 機		カレンダーロール機以外のもの で原動機の定格出力が30キロワ ット以上のものに限る。	
9	合成樹脂用射出成形機			
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）			

7 ダイオキシン類対策特別措置法対象の特定施設と法の関係
(規制対象施設及び選任できる有資格者)(1)

ダイオキシン類対策特別措置法対象 施行令別表1			選任できる 有資格者
番号	施設名称	規模要件	
1	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	ダイオキシン類
2	製鋼の用に供する電気炉(鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	
5	廃棄物焼却炉	火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの	法適用外

ダイオキシン類対策特別措置法対象施設と法の関係
(規制対象施設及び選任できる有資格者)(2)

ダイオキシン類対策特別措置法対象 施行令別表2			選任できる 有資格者
番号	施設名称		
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		ダイオキシン類
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設、ロ シクロヘキサン分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設		
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設、ロ 廃ガス洗浄施設		

ダイオキシン類対策特別措置法対象施設と法の関係
 (規制対象施設及び選任できる有資格者) (3)

ダイオキシン類対策特別措置法対象 施行令別表 2		選任できる有資格者	
番号	施設名称		
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 乾燥施設、 <u>ハ</u> 廃ガス洗浄施設	ダイオキシン類	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 廃ガス洗浄施設		
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b : 3'・2'-m] トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 <u>ロ</u> ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 <u>ハ</u> ジオキサジンバイオレット洗浄施設 <u>ニ</u> 熱風乾燥施設		
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ロ</u> 湿式集じん施設		
13	垂鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの垂鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> 精製施設、 <u>ロ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ハ</u> 湿式集じん施設		
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> ろ過施設、 <u>ロ</u> 精製施設、 <u>ハ</u> 廃ガス洗浄施設		
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの <u>イ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ロ</u> 湿式集じん施設		法 適用外
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設		
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <u>イ</u> プラズマ反応施設、 <u>ロ</u> 廃ガス洗浄施設、 <u>ハ</u> 湿式集じん施設		
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)		
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)		

(注)※網掛部(青・黄色)の施設は、法において規制対象施設となる施設

黄色の網掛部は、有害物質の排出がある施設で大気(水質)関係第1種または第2種の選任が必要
 ※公害防止管理者は各施設に対し選任するものではないが、早見表としての便宜上表記として

2章 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

Q&A 集

2章 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 Q&A 集

I 対象業種 (法第2条関連) 67		
I-1	日本標準産業分類の解釈	Q1~Q3
II 特定工場・施設 (法第2条関連) 71		
II-1	工場の範囲	Q4
II-2	ばい煙発生施設／排出ガス量等	Q5~Q6
II-3	汚水等排出施設／排出水量	
II-3(1)	汚水等の排出方法	Q7~Q9
II-3(2)	排出水量の算出方法	Q10
II-4	騒音・振動発生施設	Q11~Q12
II-5	一般粉じん発生施設等	Q13
III 公害防止統括者等 (法第2~5条関連) 80		
III-1	公害防止統括者	Q14~Q16
III-2	公害防止管理者	
III-2(1)	選任の可否等	Q17~Q21
III-2(2)	兼任の適否	Q22~Q24
III-3	特定事業者の地位の承継	Q25

I. 対象業種

I-1. 日本標準産業分類の解釈

Q1	砂利採取業として届出を行い、砂の洗浄のみを行っている事業者は対象となるか。
A1	砂利採取業は鉱業に分類されており、本法の対象業種ではないため、対象とならない。
<p>【関連条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第2条 ・施行令第1条 ・施行令第3条第1項 	
<p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本標準産業分類 「大分類C 鉱業 採石業、砂利採取業」 <p>※第12回改定（平20.4.1適用）より、分類名が鉱業から上記に変更</p> <p>（抜粋）</p> <p>0548 砂・砂利・玉石採取業</p> <p>主として砂，砂利，玉石などの採取を行う事業所をいう。</p> <p>○砂採取業；砂利採取業；玉石採取業；壁砂採取業；川砂採取業；玉砂利採取業； バラスト採取業（粉碎した岩石でないもの）</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・日本標準産業分類 「大分類C 鉱業、採石業、砂利採取業」 <p>（抜粋）</p> <p>鉱業、採石業、砂利採取業と他産業との関係</p> <p>（中略）</p> <p>(5) 掘採された岩石の破碎，粉碎を行う事業所は大分類E－製造業 [2181, 2186] に，一定の大きさの石に切る事業所は大分類E－製造業 [2184] に，碑石，墓石の彫刻や仕上げを行い小売する事業所は大分類I－卸売業，小売業 [6099] に分類される。ただし，採石現場で行うものは本分類に含まれる。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・通商産業省立地公害局公害防止企画課 『詳解 公害防止管理者法』（通算資料調査会、1979）（以下「逐条解説」という。）58頁 <p>（抜粋）</p> <p>（ロ）「汚水等排出施設」は、（中略）、鉱業又は水洗炭業の用に供する施設、砂利採取業の用に供する施設等を除外し、原則として、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる特定施設のうち、製造業等本法の対象業種の用に供する工場に係る施設が定められている。</p>	

Q2	<p>施行令第5条には、一般粉じん発生施設として、『施行令別表第2に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）とする。』とあるが、カッコ書きの内容について、鉱業は法の対象業種ではないが、これらの施設は含まれると解釈してよいか。</p>
A2	<p>鉱業以外に砕石業（製造業に属する）等を兼業している場合は、法の対象と解される。</p> <p>なお、鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設は、鉱山保安法の保安統括者等の組織に関する規定が適用されず、よってカッコ書きの施設は法において公害防止組織を整備する必要があると解される。</p>
<p>【関連条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第2条第5号 ・ 施行令第5条 ・ 大気汚染防止法第27条 ・ 大気汚染防止法施行令別表第2 ・ 鉱山保安法第2条第2項 	
<p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 逐条解説 51 頁 第2章第2条 (3)大気関係(イ) <p>(抜粋)</p> <p>(前略)なお、<u>鉱山保安法第2条第2項但書の付属精錬場に相当する施設を特に規定した理由は、この付属精錬場については、一般の鉱山（略）と異なり、鉱山保安法の保安統括者等の組織に関する規定が適用されないので、本法により、公害防止組織を整備する必要があるが、大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設のうちには、鉱山及び付属精錬場に設置されるばい煙を発生する施設は含まれないから</u>である。</p>	
<p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 逐条解説 81 頁 第2章第2条 (6)粉じん関係(イ) <p>(抜粋)</p> <p>「粉じん発生施設」は、「その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令に定めるもの」とされているが、施行令第5条により、<u>大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設及びこれらの施設に相当する施設で鉱山保安法第2条第2項の但書の付属精錬所に設置されるものが定められている</u></p>	
<p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法施行規則第2条「附属施設の範囲」 <p>(抜粋)</p> <p>(附属施設の範囲)</p> <p>第2条 法第2条第2項のただし書の附属施設の範囲は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設の範囲は、病院、診療所及び寄宿舎とす</p>	

る。

二 鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設の範囲は、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、硫化鉄鉱又はクローム鉄鉱を目的とする鉱業の施設であって、かつて当該施設がある山元で掘採した鉱石を原料として製錬事業を行ったことがあり、かつ、坑水及び廃水の処理を一体的に実施している山元にある製錬施設とする。

三 鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設の範囲は、次に掲げるものとする。

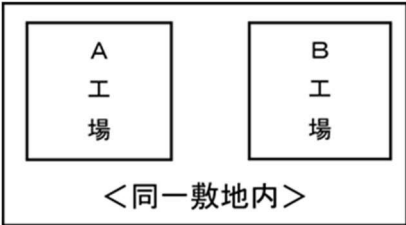
イ 石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石又は耐火粘土を目的とする鉱業（その他の鉱物を共に目的とする場合を除く。）の施設であって、山元以外にある掘採用機械器具工作施設、砕鉱施設、選鉱施設、貯鉱施設、か焼施設、鉱石運搬施設、包装施設、事務所及び厚生施設（ただし、病院、診療所及び寄宿舍を除く。）

ロ 金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、砒鉱、ニッケル鉱又はコバルト鉱を目的とする鉱業の施設であって、山元以外にある製錬施設

Q3	<p>法の対象業種ではない事業所において、ソーラーパネル等を設置して自家発電を行い、余剰電力を電力会社に売電する行為は、電気供給事業にあたるか。</p> <p>また、その場合、売電量の大小に関わらず該当するのか。</p>
A3	<p>対象業種に関する判断は、原則日本標準産業分類によることとしており、当該発電行為が本分類に該当する場合は、売電量の大小を問わず電気業に該当することとなる。しかしながら、当該発電行為に関連し、ばい煙発生施設等の法の規制対象となる公害発生施設の稼働がない場合は、当該発電行為は、本法の対象とするところの公害防止と密接不可分な生産活動とは言えないため、法の電気供給業としては取り扱わない。</p> <p>一方、当該発電に起因し、ばい煙発生施設等の公害発生施設が稼働している場合は、自家用発電であっても特定工場に該当するものとする。</p>
<p>【関連条文】</p> <p>・ 施行令第1条</p>	
<p>【参照】</p> <p>・ 日本標準産業分類 大分類F 電気・ガス・熱供給・水道業</p> <p>(抜粋)</p> <p><総説より></p> <p>電気業とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はその事業所に電気を供給する事業所、特定規模需要に応じ一般電気事業者が運用・維持する系統を供給する事業所をいう。自家用発電の事業所も電気業に含まれる。</p> <p><中分類33－電気業より></p> <p>331 電気業 3311 発電所</p> <p>発電機，原動力設備，その他の電気工作物を設置して電気を発生する事業所をいう。</p> <p>○ 水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所；太陽光発電所；風力発電所</p>	

II. 特定工場・施設

II-1. 工場の範囲

Q4	A社が工場内の土地の一部を、他の事業者（B社）に貸し出しており、B社が敷地内にばい煙発生施設（または汚水等排出施設）を設置する場合、自社とその事業者の排出ガス量（又は排出水量）は合算することになるか。
A4	同一敷地内にA社の工場とB社の工場がある場合でも、別個の工場として扱う。よって合算することはない。なお、B社がA社の子会社である場合も同様である。
【関連条文】	
・ 法第2条 ・ 施行令第2～3条	
【参照】	
・ 46保局444号 第1 特定工場について 2 特定工場の範囲について	
(抜粋)	
2 特定工場の範囲について	
工場とは、社会通念上、1個の単位として生産活動が行なわれている場所をいい、原則として同一敷地内にあり、かつ、組織上、生産工程上密接な関連があるものをいう。ただし、同一敷地内になくても、道路、河川等をへだてている等近接しており、かつ、組織的関連、生産工程上の関連等からみてそれぞれが1個の工場としての独立性がなく、全体を1工場として取り扱った方が公害防止組織の機能をより効果的に発揮できると認められる場合には、全体を1工場として取り扱うものとする。	
具体的事例については、以上の考え方に基きつつ、次に示す例示を参考として、判断することとされたい。	
(中略)	
〔例4〕 <u>同一敷地内にA社の工場とB社の工場がある場合には、別個の工場とする。この場合、B社がA社の子会社であっても同様とする。</u>	
	

II-2. ばい煙発生施設/排出ガス量等

Q5	ばい煙発生施設の規模の算定には、非常用施設、休止施設、予備施設など、常時使用しない施設の排出ガス量も含まれるか。
A5	施行令第2条第2項第2号に規定されている排出ガス量とは、特定工場内に設置されているばい煙発生施設それぞれから排出されるガスの最大値の合計である。算出にあたっては、当該工場のばい煙発生施設であれば、常時使用されていないものであっても対象となる。また、工場内の研究所、食堂などに設置されているものであっても全て対象となる。
<p>【関連条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第2条第1号 ・ 施行令第2条第2項第2号 	
<p>【参照】</p> <p>・ 46 保局 444 号 第1 特定工場について 5 排出ガス量および排出水量について (1)</p> <p>(抜粋)</p> <p>5 排出ガス量および排出水量について</p> <p>(1) 排出ガス量</p> <p>排出ガス量とは、特定工場内に設置されているばい煙発生施設のそれぞれにおいて発生し、大気中に排出される気体の1時間当りの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値を合計したものであり(令第2条第2項第2号)、個々のばい煙発生施設の排出ガスの量ではない。</p> <p>(中略)</p> <p><u>工場のばい煙発生施設であれば、常時使用されていないものであっても、また、工場内の研究所、食堂等に設置されているものであっても、すべて対象となる。</u></p>	

Q6	ばい煙発生施設の排出ガス量については、届出書の最大量（書類上の定格値）と、実際の排出量（実測値）のどちらになるのか。
A6	前者となる。施行令第2条第2項第2号に規定されている排出ガス量とは、特定工場内に設置されているばい煙発生施設それぞれから排出されるガスの最大値の合計である。
<p>【関連条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第2条第1号 ・施行令第2条第2項第2号 	
<p>【参照】</p> <p>・46保局444号 第1 特定工場について 5 排出ガス量および排出水量について</p> <p>(抜粋)</p> <p>5 排出ガス量および排出水量について</p> <p>(1) 排出ガス量</p> <p>排出ガス量とは、<u>特定工場内に設置されているばい煙発生施設のそれぞれにおいて発生し、大気中に排出される気体の1時間当りの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値を合計したもの</u>であり(令第2条第2項第2号)、個々のばい煙発生施設の排出ガスの量ではない。この値の具体的な算出は、次により行なうものとする。</p> <p>① 特定工場内に設置されているばい煙発生施設のそれぞれについて、その工場における通常の原燃料または電力の使用条件に従い、<u>当該施設を定格能力で運転するときの排出ガスの量を温度0℃、圧力1気圧の状態に換算して算出</u>する。これらの量の算定は、湿りガスで行なう(昭和46年8月25日付環境庁大気保全局長通達参照)。この場合、令第2条第1項に規定するばい煙発生施設以外の施設は対象とならない。</p> <p>工場のばい煙発生施設であれば、常時使用されていないものであつても、また、工場内の研究所、食堂等に設置されているものであつても、すべて対象となる。</p> <p>② ①により算出された値を合計する。</p> <p>③ なお、実際には、<u>②により算出される値は、大気汚染防止法に基づく届出を行なう際にすでに算出されているはずであるから、その値を用いることが適当</u>である。</p>	

II-3. 汚水等排出施設/排出水量

(1) 汚水等の排出方法

Q7	汚水等排出施設からの廃液は、全量をタンクに貯蔵して専門業者に処理を委託しているが、雨水は側溝等から公共用水域に排出している。この場合、特定工場に該当するか。
Q8	汚水等排出施設からの廃液は、終末処理場を有する公共下水道に排出しているが、生活排水は工場内で処理し公共用水域に排出している。この場合、特定工場に該当するか。
A7, 8	大雨時や廃液の送液時の事故等により、汚水等排出施設からの汚水又は廃液が、雨水等の排水溝を通じ公共用水域に流出してしまう可能性が否定しきれないため、雨水等の排水溝を含め工場からの水が公共用水域へ排出されている場合には特定工場となる。
<p>【関連条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第2条第2号 ・ 施行令第3条第2項 	
<p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 46保局444号 第1 特定工場について 3 汚水等排出施設が設置されている工場について <p>(抜粋)</p> <p>3 汚水等排出施設が設置されている工場について</p> <p>(1) 汚水等排出施設が設置されている工場が法第2条第2号に定める特定工場となるためには、その工場から公共用水域に水が排出されていることが要件となっている* (令第3条第2項、法第3条第1項第2号ロ)。従って、<u>工場から水が全量終末処理場を有する公共下水道に排出されている場合には、その工場は法第2条第2号に定める特定工場とならない。</u>ただし、<u>汚水等排出施設から排出される水が全量終末処理場を有する公共下水道に排出されていても、その工場の他の施設から排出される水が公共用水域に排出されている場合には、その工場は法第2条第2号に定める特定工場となる。</u></p> <p>*補足：法においては、特定地下浸透水を浸透させている場合も対象</p>	
<p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 46保局444号 第1 特定工場について 5 排出ガス量および排出水量について <p>(抜粋)</p> <p>5 排出ガス量および排出水量について</p> <p>(2) 排出水量</p> <p>② ①において、流量測定の対象は、<u>特定事業場から公共用水域に排出されているすべての水</u>である。従って、終末処理場を有する公共下水道に排出される水は対象とならないが、<u>公共用水域に排出される水であれば、工場内の研究所、食堂等から排出される水であってもすべて対象</u>となる。</p>	

Q9	同一敷地内にA社工場とB社工場があり、A社工場は汚水等排出施設からの汚水、生活排水及び雨水等の一切をB社工場の汚水等の処理施設に接続して排出しているが、この場合、A社工場は特定工場に該当するのか。
A9	敷地内の雨水についても、B社工場の汚水等の処理施設により処理し、A社工場から排出水の排出がない場合には特定工場とならない。

【関連条文】

- ・法第2条第2号
- ・施行令第3条第22項

【参照】

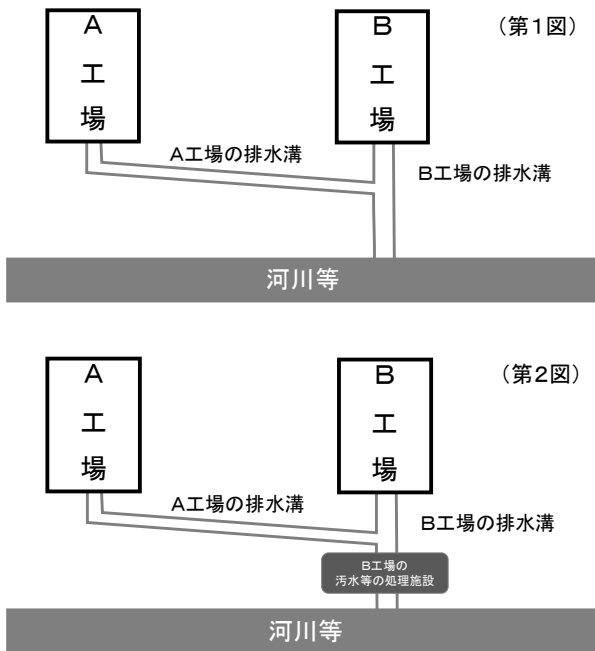
・46保局444号 第1 特定工場について 3 汚水等排出施設が設置されている工場について

(中略)

(2) 汚水等排出施設が設置されている工場から排出される水が直接公共水域に排出されず、他の工場の排水溝または排水処理施設に排出される場合の取り扱いは、水質汚濁防止法および昭和46年9月20日付環境庁水質保全局長通達の趣旨に沿って次の例により行なうものとする。

- ① 汚水等排出施設が設置されているA工場から排出される水が全量B工場の排水溝に排出されている場合であっても、A工場は法第2条第2号に定める特定工場となる(第1図)。
- ② ①において、B工場の排水溝または共同排水溝から公共水域への排出口にB工場の汚水等の処理施設がある場合には、A工場は法第2条第2号に定める特定工場とならない(第2図)。

※補足：特定地下浸透水の浸透がない場合において



※第2図については、一部加筆を行っている。

(2) 排出水量の算出方法

Q10	公害防止管理者等の資格区分の基となる排出水量の計算方法は、下水道への排出量を除いてよいか。
A10	排出水量は、工場から公共用水域に排出される水が対象となる。よって、公共下水道に排出される水は除くこととなる。なお、公共用水域に排出される水には工場内の研究所、食堂等から排出される水も含まれる。
<p>【関連条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第2条第2号 	
<p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・46保局444号 第1 特定工場について 5 排出ガス量および排出水量について <p>(抜粋)</p> <p>5 排出ガス量および排出水量について</p> <p>(2) 排出水量</p> <p>排出水量とは、特定工場から公共用水域に排出される水の1日当りの平均的な量であり(令第3条第2項第2号、法第3条第1項第2号ロ)個々の汚水等排出施設から排出される水の量ではない。この値の具体的な算出は、次により行なうものとする。</p> <p>① 公共用水域に排出される水について、正常に操業している時点において1日1回週3日以上操業状態が異なる時期を含むようにして流量測定を行ない、次式により求める。なお、季節的に大幅に排水量の変動する場合は、通常の操業時間を対象とする(昭和46年9月20日付環境庁水質保全局長通達参照)。</p> $Q = q_1 t_1 + q_2 t_2 + \dots + q_n t_n / n$ <p>ただし、Q：排出水量(m³/day)</p> <p>q_n：実測流量(m³/sec)</p> <p>t_n：q_nの測定を行なった日の実質操業時間(sec)</p> <p>n：測定回数</p> <p>とする。</p> <p>② ①において、流量測定の対象は、特定事業場から公共用水域に排出されているすべての水である。従って、終末処理場を有する公共下水道に排出される水は対象とならないが、公共用水域に排出される水であれば、工場内の研究所、食堂等から排出される水であってもすべて対象となる。(後略)</p>	

II-4. 騒音・振動発生施設

Q11	法の騒音/振動発生施設の機械プレスは『呼び加圧能力 980 キロニュートン以上のものに限る』とされているが、機械の最大能力が 980 キロニュートン以上であっても、能力を抑えて運転する場合には、同施設に該当するか否か疑義が生じた。 機械の最大能力が 980 キロニュートンを超えていて、能力を抑えて運転することを確認できないので、騒音/振動発生施設にあたると考えてよいか。
A11	機械の最大能力（公称能力）で判断する。機械の最大能力が 980 キロニュートンを超えている場合には、騒音/振動発生施設にあたる。
【関連条文】 <ul style="list-style-type: none">・法第 2 条第 3 号、第 6 号・施行令第 4 条、第 5 条の 2	
【参照】 <ul style="list-style-type: none">・52 立局 436 号 第 1 騒音発生施設及び振動発生施設について	

Q12	法の騒音／振動発生施設は、金属加工用の機械に限られるのか。
A12	<p>騒音／振動規制法上の特定施設のうち、法では、金属加工用機械のうち液圧プレス（矯正プレスを除く。）※、機械プレス、鍛造機が騒音／振動発生施設となる。</p> <p>金属加工機械への限定については、本法と騒音／振動規制法の関係から、騒音／振動規制法において特定施設として定められている金属加工機械の上記3施設※を対象とすることとしている。ただし、騒音／振動規制法で定める特定施設の一定規模以上の施設を法で定める騒音／振動発生施設と規定していることに注意する。</p> <p>また、法で特定工場となるのは、騒音／振動規制法の指定地域内にある工場のみである。</p> <p>※液圧プレス（矯正プレスを除く。）は振動発生施設にのみ該当</p>
<p>【関連条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第2条第3号、第6号 ・ 施行令第4条、第5条の2 ・ 騒音規制法施行令別表第1 ・ 振動規制法施行令別表第1 	
<p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 52立局436号 第1 騒音発生施設及び振動発生施設について <p>（抜粋）</p> <p>第1 騒音発生施設及び振動発生施設について</p> <p>1 令第4条に掲げる<u>騒音発生施設とは、騒音規制法施行令別表第1に掲げる特定施設のうち、次のものとする。</u></p> <p><u>金属加工機械のうち</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 機械プレス(呼び加圧能力が100重量トン※以上のものに限る。) (2) 鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。) <p>2 令第5条の2に掲げる<u>振動発生施設とは、振動規制法施行令別表第1に掲げる特定施設のうち、次のものとする。</u></p> <p><u>金属加工機械のうち</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が300重量トン※以上のものに限る。) (2) 機械プレス(呼び加圧能力が100重量トン※以上のものに限る。) (3) 鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。) <p>※補足：1重量トン=9.80665キロニュートン</p> <p>(平成4年の計量法改正により、現行法規とは単位表記が異なる)</p>	

II-5. 一般粉じん発生施設等

Q13	<p>建設中は対象業種の事業活動が行われないため、対象工場には該当せず公害防止管理者等の選任を要しないが、事業所の建設工事が終了し事業活動を開始した時点で対象業種に該当することから、この土石堆積場の設置を継続する場合には特定工場となり、一般粉じん関係の公害防止管理者等の選任が必要であると判断してよいか。</p> <p>(事業者の概要)</p> <ul style="list-style-type: none">・法の対象業種の事業所を建設中である。・敷地内の造成に伴う残土の堆積を目的に、土石堆積場を設置した。また、この土石の堆積場は、面積1,000平方メートル以上の一般粉じん発生施設である。・工事終了後も同一場所に残土を堆積する予定である。
A13	<p>法では、製造業等の事業活動が行われる工場で、物の製造過程に必要な施設として設置された粉じん等発生施設があるものが対象となる。従って、基本的に一時的な建設工事に係る残土の土石堆積場については、法の対象とならない。ただし、事業活動を開始した時点において、製造業等の事業活動に伴い土石堆積場を使用する場合には法の対象となるので土石堆積場の使用実態に応じた判断となる。</p>
<p>【関連条文】</p> <ul style="list-style-type: none">・法第2条第5号・施行令第5条・大気汚染防止法施行令別表第2	

Ⅲ. 公害防止統括者等

Ⅲ-1. 公害防止統括者

Q14	常時使用する従業員が 21 人以上の工場内に、ばい煙発生施設が設置されており、この施設は有害物質に係るばい煙発生施設ではなく、工場の排出ガス量も毎時 10,000 立方メートル未満で、法における特定工場には該当しない。公害防止管理者の選任は不要と考えるが、この場合、公害防止統括者の選任も不要となるのか。
A14	特定工場に該当しなければ、公害防止統括者および公害防止管理者を選任する必要はない。
【関連条文】 <ul style="list-style-type: none">・ 法第 2 ～ 4 条・ 施行令第 2 条、第 6 条	

Q15	<p>法では『常時使用する従業員の数が 20 人以下』の場合は、特定事業者であっても公害防止統括者の選任が不要であると規定されているが、『常時使用する従業員』には、本社の事務職員等も含まれるか。</p>
A15	<p>『常時使用する従業員』は、特定の事業所単位の従業員数ではなく、事業者が常時使用する従業員の総数である。よって、特定事業場でない本社の事務職員等も含む。</p> <p>なお、選任が不要となるのは公害防止統括者のみで、公害防止管理者の選任は必要となる。</p>
<p>【関連条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 3 条第 1 項 ・ 施行令第 6 条 	
<p>【参照】</p> <p>・46 保局 444 号 第 2 公害防止統括者の選任について 2 公害防止統括者の選任を要しない小規模事業者について</p> <p>(抜粋)</p> <p>2 公害防止統括者の選任を要しない小規模事業者について</p> <p>常時使用する従業員の数が 20 人以下である小規模事業者は、公害防止統括者を選任する必要はないが(法第 3 条第 1 項、令第 6 条)、この場合の従業員の数は、事業者が使用する従業員のうち個々の工場に配置されている従業員の数でなく、事業者が常時使用する従業員の総数である。従って常時使用する従業員の数が 20 人以下の工場であっても、その事業者に別に工場がありその事業者が常時使用する従業員を合計すると 21 人以上になる場合には、その事業者は、それぞれの工場について公害防止統括者を選任しなければならない。</p>	

Q16	『常時使用する従業員』には、(臨時員／パートタイム／派遣職員／外部企業からの出向者／外部委託者) は含まれるか。
A16	「常時使用する従業員」には、労働基準法 21 条に規定する同法第 20 条の解雇の予告を適用されない者は含まれないため、特定事業者と直接契約関係にない派遣職員や外部委託職員は常時使用する従業員には含まれない。臨時員（期間を定めた契約職員等）やパートタイムなど雇用関係のある従業員については、各々の就労状態に応じて判断することとなる。
<p>【関連条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 3 条 ・ 施行令第 6 条 	
<p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「逐条解説」 第 2 章逐条解説 第 3 条公害防止統括者の選任 <p>(抜粋)</p> <p>(ロ) 常時使用する従業員数</p> <p>(前略) なお、「従業員」には、(略) 労働基準法第 21 条に規定する同法第 20 条の解雇の予告を適用されない者が含まれないものとする。</p> <p>労働基準法</p> <p>(解雇の予告)</p> <p>第 20 条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない使用者は、30 日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。</p> <p>3 前条第 2 項の規定は、第 1 項ただし書の場合にこれを準用する。</p> <p>第 21 条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第 1 号に該当する者が 1 箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第 2 号若しくは第 3 号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第 4 号に該当する者が 14 日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 日日雇い入れられる者 二 2 箇月以内の期間を定めて使用される者 三 季節的業務に 4 箇月以内の期間を定めて使用される者 四 試の使用期間中の者 	

Ⅲ-2. 公害防止管理者

(1) 選任の要否等

Q17	電気供給業等を営む事業者が、同者が設置する発電用ダムから離れた場所に、大気汚染防止法上の一般粉じん発生施設に該当する土石の堆積場を設置し、大気汚染防止法上の届出を行っており、この場合、法上の公害防止管理者の選任は必要なのか。
A17	法の対象となるのは、特定工場に設置された施設であり、当該特定工場から離れた単なる土石の堆積場は対象とはならない。 ただし、組織上、生産工程上密接な関連があり、全体を1つの工場として取り扱った方が公害防止管理上の効果を発揮できる場合は、同一敷地内になくとも1つの工場として扱うこととしている。このため、組織上、生産工程上の関連を考慮し特定工場に当たるかを検討し、公害防止管理者の選任が必要かを判断する必要がある。
【関連条文】 ・法第2条	
【参照】 ・46保局444号 第1 特定工場について 2 特定工場の範囲について (抜粋) 2 特定工場の範囲について 工場とは、社会通念上、1個の単位として生産活動が行なわれている場所をいい、原則として同一敷地内にあり、かつ、組織上、生産工程上密接な関連があるものをいう。ただし、同一敷地内になくとも、道路、河川等をへだてている等近接しており、かつ、組織的関連、生産工程上の関連等からみてそれぞれが1個の工場としての独立性がなく、 <u>全体を1工場として取り扱った方が公害防止組織の機能をより効果的に発揮できると認められる場合には、全体を1工場として取り扱うものとする。</u>	

Q18	<p>大型の発電ボイラーが設置されており、大気関係公害防止管理者が選任されている火力発電所があり、この発電所内に大気汚染防止法上の一般粉じん発生施設に該当する土石堆積場を新設した場合、新たに公害防止管理者を選任する必要はあるか。</p>
A18	<p>法では、大気関係特定工場（法第2条第1号）及び特定粉じん関係特定工場（法第2条第4号）に、一般粉じん発生施設を設置する場合は、一般粉じん関係公害防止管理者の選任は不要としている。</p> <p>これは、大気関係/特定粉じん関係特定工場に選任される公害防止管理者は、一般粉じん発生施設に関する管理能力を有しており、同工場を一般粉じん関係特定工場（法第2条第5号）としないためである。</p>
<p>【関連条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第2条第5号、第3条、第4条 ・ 施行令第8条 	
<p>【参照】</p> <p>法第2条（定義）</p> <p>五 一般粉じん（大気汚染防止法第2条第九項に規定する一般粉じんをいう。以下同じ。）を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので、政令で定めるもの（以下「一般粉じん発生施設」という。）が設置されている工場 <u>（第1号及び前号に掲げるものを除く。）</u></p>	

Q19	<p>公害防止管理者を選任する際に、運転・管理を委託している外部の有資格者を選任することはできるか。</p>
A19	<p>原則として当該特定工場の従業員であることが必要だが、所要の資格を有する者であれば、外部の公害防止管理者を選任することは可能と考える。</p> <p>ただし、その場合、選任された公害防止管理者が当該特定工場の従業員に対して、公害防止に関し必要な指示ができる地位を与えるなどの配慮が必要である。少なくとも、社内規定等において、当該公害防止管理者の職務及び権限を明らかにし、工場全体においてその位置付けが明確にされている必要がある。</p>
<p>【関連条文】</p> <p>・ 法第 4 条</p>	
<p>【参照】</p> <p>・ 46 保局 444 号 第 3 公害防止管理者の選任について 2. 公害防止管理者を選任すべき事由の発生について</p> <p>(抜粋)</p> <p>2. 公害防止管理者を選任すべき事由の発生について</p> <p>(前略) なお、公害防止管理者が法第 9 条第 1 項の定めるところに従いその業務を誠実にこなうことができるためには、特定工場の従業員に対し公害防止に関し必要な措置を指示し得る立場にあることが必要であり、従ってそのためには原則として当該特定工場の従業員であることが必要である。</p> <p>当該特定工場の従業員でなくても所要の資格を有する者であれば、その者を当該特定工場の公害防止管理者に選任しても違法ではないが、その場合には、特定事業者は、その者が当該特定工場の従業員に対し公害防止に関し必要な指示をし得るような地位を与えるよう配慮することが必要であろう。</p>	
<p>・ 47 保局 391 号 3 公害防止管理者等の職務および権限等</p> <p>(抜粋)</p> <p>公害防止管理者等の職務については、法により規定されているが、公害防止組織がその機能を十分発揮し得るようになるためには、なお、次のような点に配慮することが望ましい。</p> <p>(1) 社内規定においても、公害防止管理者等の職務および権限を明らかにし、あわせて公害防止組織全体について、企業内における位置づけを明確にしておくこと。</p> <p>(2) 公害防止管理者等の職務の内容を確実に実施し得るような公害防止に関する作業基準を作成しておくこと。</p>	

Q20	<p>特定工場内において環境装置の運転・管理を外部の業者に委託している場合、公害防止管理者等の選任義務について、委託元（特定事業者）、委託先（外部業者）どちらにおいて義務が発生するのか（どちら側が組織を整備するのか、また委託元が大気関係、委託先が水質関係の公害防止管理者となるといった運用が可能かどうか）。</p>
A20	<p>本法においては、工場全体における公害防止組織を整備することを目的としているため、特定事業者（特定工場を設置している者）が、公害防止管理者等を選任することとしている。従って、委託先（外部業者）は、環境管理に関する一部業務を受託しているだけで特定工場を設置している者ではないため、委託元（特定事業者）に公害防止管理者等の選任・届出の義務が発生すると考えられる。</p> <p>なお、この場合において、当該特定工場の従業員に対して、公害防止に関する必要な指示ができるような地位を与えられれば委託先の従業員から公害防止管理者を選任することは可能だが、公害防止統括者については当該特定工場においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てることとしており、委託元において選任する必要がある。</p>
<p>【関連条文】</p> <p>・ 法第 3 ～ 5 条</p>	
<p>【参照】</p> <p>・ 47 保局 391 号 1 本制度の目的</p> <p>(抜粋)</p> <p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下「法」という。)の目的は、特定工場の公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関する技術的、専門的知識・技能を有する公害防止管理者等の選任を義務付け、これらの者を中心とする公害防止組織を整備することにより、工場において自主的に日々の公害防止活動を行なうことができるような体制をつくりあげることにある。</p> <p>従って、この目的を達成するためには、単に必要数の有資格者を確保するだけでは不十分であり、公害防止管理者等が企業内組織においてその職務を十分果たし得るような適切な配置を行なうことが必要であり、さらに公害防止管理者等を中心とする工場全体の公害防止のための体制を整備することが必要である。(後略)</p>	

Q21	工場の運営委託契約等により、特定事業者と生産活動等を実施する運営者（外部業者）が異なる場合、公害防止管理者の選任義務について、特定事業者、外部業者のどちらにおいて義務が発生するのか（どちら側が組織を整備するのか）。
A21	<p>原則として、特定事業者が自らの従業員を公害防止管理者として選任することとしているが、当該工場の運営を一括して委託している場合においては、外部業者の従業員を公害防止管理者として選任することは可能と考える。</p> <p>しかしながら、一括委託の場合においても、企業全体として特定事業者の責任は保有しており、選任の届出は特定事業者において行うことが必要である。</p>
<p>【関連条文】</p> <p>・法第3～5条</p>	
<p>【参照】</p> <p>・47保局391号 1 本制度の目的</p> <p>（抜粋）</p> <p>（前略） なお、工場における公害防止組織の機能を十分発揮させるためには、企業全体としての公害防止体制を確立することが必要であり、本法の直接の対象とはなっていないが、本社においても工場の公害防止組織に対応する組織を整備し、工場の公害防止組織に対する指導体制を確立することが望ましい。</p>	

(2) 兼務の適否

Q22	<p>A 工場の公害防止統括者を、B 工場の公害防止管理者として選任することができるか。</p> <p>(諸条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 工場および B 工場は、ボイラーを運転し、近隣の工場への熱供給事業を行っている。 ・ 両工場とも同じ会社が所有し、両工場のボイラーの運転は、その子会社が行っている。 ・ A 工場と B 工場は同じ敷地内にはなく、両工場間は 2 時間以内での移動が可能である。
Q23	<p>特定工場に常勤しない遠隔地にいる従業員を公害防止管理者に選任してもよいか。また、その場合の必要条件は何か。</p>
A22, 23	<p>選任する公害防止管理者の責任・権限の所在、指揮命令系統などが明確化されており、かつ、実態上も施行規則第 6 条に定める公害防止業務（技術的事項）を行い得る場合については、公害防止管理者として選任することができる。</p> <p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第 5 条第 2 号ただし書に基づく基準（以下「基準告示」という。）では、同一人を複数の公害防止管理者として選任（兼務）できるケースを示しているが、一般的に基準告示の要件を満たしていれば、公害防止管理者の務めを果たすことができると考えられる。</p> <p>なお、実際の兼務の可否については、基準告示を参考に、特定事業者や両工場における公害防止組織の状況について総合的に勘案し判断することとなる。</p>
<p>【関連条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 4 条 ・ 基準告示第 1 条 	
<p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 46 保局 444 号 第 3 <p>(抜粋)</p> <p>第 3 公害防止管理者の選任について 2 公害防止管理者を選任すべき事由の発生について なお、公害防止管理者が法第 9 条第 1 項の定めるところに従いその業務を誠実に行なうことができるためには、特定工場の従業員に対し公害防止に関し必要な措置を指示し得る立場にあることが必要であり、し従って、そのためには原則として当該特定工場の従業員であることが必要である。</p> <p>当該特定工場の従業員でなくとも所要の資格を有する者であれば、その者を当該特定工場の公害防止管理者に選任しても違法ではないが、その場合には、当該特定事業者は、その者が当該特定工場の従業員に対し公害防止に関し必要な指示をし得るような地位を与えるよう配慮することが必要であろう。</p>	

Q24	法に、公害防止管理者の兼務を緩和する条件として、『通信手段が整備されていること』とあるが、どのような整備を行うべきなのか。
A24	公害防止管理者は、常勤工場と同等に、兼務工場の公害の状況を監視する必要があるため、遠隔監視システム、社内 LAN 等により常時、公害の発生状況、排出量等の測定結果を受信できる環境が備えられており、かつ、直ちに伝達事項を送信できる設備が整備されていることなどの整備が必要である。
<p>【関連条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則第 5 条第 2 号 ・ 基準告示第 1 条 	
<p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 17 年 3 月 31 日付け事務連絡 第 1 号 公害防止管理者等の必置制度の見直しについて <p>(抜粋)</p> <p>第 1 号 公害防止管理者等の必置制度の見直しについて</p> <p>1. 複数の工場における公害防止管理者の兼務可能要件の追加（施行規則第 5 条第 2 号、基準告示関係）</p> <p>(中略)</p> <p>⑤ 兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。</p> <p>なお、<u>「公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されている」とは、遠隔監視システム、社内 LAN 等により、常時、公害の発生状況、排出量等の測定結果を受信できる環境が備えられており、かつ、直ちに伝達事項を送信できる設備が整備されていることなどをいう。</u></p>	

Ⅲ-3. 特定事業者の地位の承継

Q25	ある会社が分社化されることとなり、公害防止管理者も変わるため、公害防止管理者の選任届を提出することとなった。この場合、法第6条の2の規定に基づく、承継届出の提出は不要と考えて良いか。
A25	貴見のとおり、承継届出の提出は不要である。 なお、本法は、人的要素として公害防止組織の整備を求めている法律であり、相続又は合併の場合、人的要素がそのまま引き継がれるのが一般的であることから、これらについては承継の規定を設けているところ。
【関連条文】 ・法第6条の2	

3章 特定工場における公害防止組織の整備に関する 法律に基づく立入検査マニュアル策定の手引き

3 章 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく 立入検査マニュアル策定の手引き

3.1 立入検査の目的

本法は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的としている。

この制度の実行性を担保するため、都道府県知事（施行令第 14 条に基づき都道府県知事の権限が委任されている市町村長を含む）が、法第 11 条に基づき、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、公害防止統括者等らの職務の実施状況の報告を求め、また特定工場に立ち入って書類その他の物件を検査させることができることとされている。

—参考—
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
（報告及び検査）
第 11 条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の職務の実施状況の報告を求め、又はその職員に、特定工場に立ち入り、書類その他の物件を検査させることができる。
2 （略）
3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
4 第 1 項又は第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3.2 立入検査の実施にあたっての基本的な考え方と実施フロー

3.2.1 基本的な考え方

昭和 45 年末のいわゆる公害国会では、従前の公害規制法令が見直され大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等 14 法の制定及び改正が行われ、公害の規制は大幅に強化・拡充された。

しかしながら、一段と強化された規制水準とこれを現実に実効すべき事業者の公害防止体制（人的組織）との間には大きなへだたりがあった。

そこで、主な公害発生源である工場や事業場に公害防止組織の設置を義務付けるため、昭和 46 年に法に基づく公害防止統括者等の制度が設けられた。

このため、法の制定の経緯を踏まえ、立入検査は、原則として公害規制法に係る立入検査と併せて実施する。

3.2.2 立入検査の実施フロー

本手引きは、立入検査を行うにあたっての作業の順に、次のフローにより組み立てられる。

なお、特定工場の事故、苦情等の通報があり、公害規制法に係る立入検査を直ちに実施する場合、公害防止管理体制に綻びが生じている可能性があるため、法の遵守状況を併せて確認することが重要である。この場合は、事前準備を行う時間が限られているため、適切に対処できるよう常に関係機関と連携し体制を整えておく必要がある。

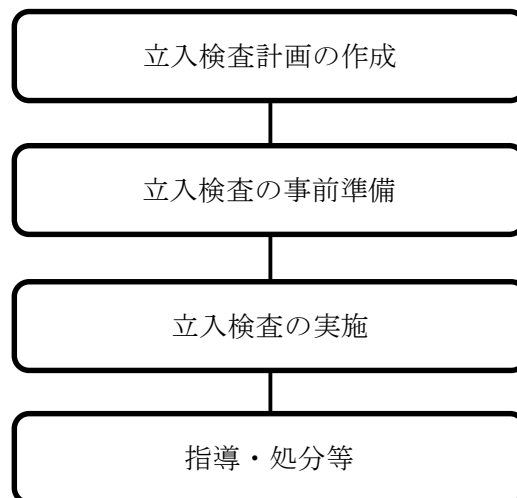


図 3-1 立入検査の実施フロー

3.3 立入検査の具体的な方法

3.3.1 立入検査計画の作成

立入検査計画は、原則として立入検査を実施しようとする年度の前年度末又は年度初めに作成することが望ましい。

また、立入検査計画の作成にあたっての留意事項は次のとおりである。

【立入検査計画の作成にあたっての留意事項】

- 原則として、公害規制法に基づく立入検査と同時に実施する。
- 継続的に改善指導（公害規制法の指導を含む）を行っている特定工場を選定することを検討する。
- 長期間立入検査が行われていない特定工場がないように検討する。

なお、年度途中で特定工場が新設された場合や特定工場の事故等の緊急時は、随時立入検査を実施するなど、自治体ごとに弾力的に対応することが望ましい。

3.3.2 立入検査の事前準備

(1) 公害防止統括者等の届出書等の確認

特定事業者から提出された届出書を確認し、公害防止統括者等の選任者及び選任が必要な公害防止管理者の施設の区分を確認する。

また、公害防止統括者等の選任者が変更されている可能性があるため、選任期限及び届出期限（表 3-1）や必要な届出様式を事前に確認する。

表 3-1 選任期限及び届出期間

事項		選任期限	届出期限
選任	公害防止統括者及び代理者	選任すべき事由が発生した日から30日以内	選任した日から30日以内
	公害防止主任管理者及び代理者	選任すべき事由が発生した日から60日以内	選任した日から30日以内
	公害防止管理者及び代理者	選任すべき事由が発生した日から60日以内	選任した日から30日以内
死亡・解任	公害防止統括者及び代理者		死亡、解任した日から30日以内
	公害防止主任管理者及び代理者		死亡、解任した日から30日以内
	公害防止管理者及び代理者		死亡、解任した日から30日以内
承継	相続又は合併		遅滞なく

(2) 事業者向けガイドライン等の確認

公害規制法の規制基準等の違反がある特定工場は、公害防止管理体制に綻びが生じている可能性がある。

このため、当該特定工場については、公害防止統括者等がそれぞれの業務を適切に行っていたかを特に丁寧に確認する必要があるため、法・施行規則で規定されている公害防止統括者等の業務内容を事前確認しておく必要がある。

さらに、事業者向けガイドライン等（表 3-2）について、過去、公害規制法の排出基準の超過及び工場の従業員による測定データの改ざん等の違反事案が相次いで明らかになった際に策定しているため、事前確認しておくことが望ましい。

これらを踏まえた立入検査チェックリスト例を資料 1 に、法・施行規則で規定されている公害防止統括者等の業務内容を資料 2 に示す。

表 3-2 指導の参考とするガイドライン等

策定年月日	名称
平成 19 年 3 月 15 日	事業者向けガイドライン （「公害防止に関する環境管理の在り方」に関する報告書 I～IV）
平成 24 年 6 月 22 日	新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針

(3) 過去の指導経過等の確認

公害防止統括者等の未選任等に係る指導をしている場合があるため、予め過去の立入検査の結果等から、指導経過や是正状況を確認する。

(4) 携行品等の準備

立入検査に必要な携行品例を表 3-3 に示す。これらの携行品に加え、立入検査を行う公害規制法の種類に応じた携行品を準備する必要がある。

表 3-3 立入検査携行品例

用途	携行品
立入検査開始時	身分証明書（施行規則様式第 9）
立入検査チェック用	立入検査チェックリスト等の調査票 届出書の写し カメラ
指導等資料	関係法令集 手引き 届出書様式類
安全装備	作業服 ヘルメット 安全靴

3.3.3 立入検査の手順

立入検査の手順例を図 3-2 に示す。

立入検査は原則無通告で行うこととするが、特定事業者の資料の準備、公害防止管理者の立会い等が必要な場合があり、通告を行うことで効率的な検査が可能となることもある。その場合においても、違反行為が疑われるような場合や過去の経緯によっては通告することが不適切となる可能性があり、判断には注意が必要である。なお、立入検査は、原則として公害規制法も併せて確認することなどから複数の職員で行う。

立入検査員は、検査開始時に身分証明書を特定事業者に提示の上、立入検査の目的等を説明する。特定事業者が立入検査を拒否・妨害・忌避する場合は、立入検査の権限がその抵抗を排除してまで実施することが許されないことに留意するものの、刑罰による間接強制により適正かつ円滑な立入検査の実施を確保するとする法の趣旨に照らし、罰則が適用されることを説明し、必要に応じ、捜査機関と協議の上で対応する。

立入検査の目的を説明後、公害防止管理者等の立会いを求め、選任・届出状況等を聴取等により確認をする。

立入検査の実施後は、検査結果を特定事業者へ伝える。

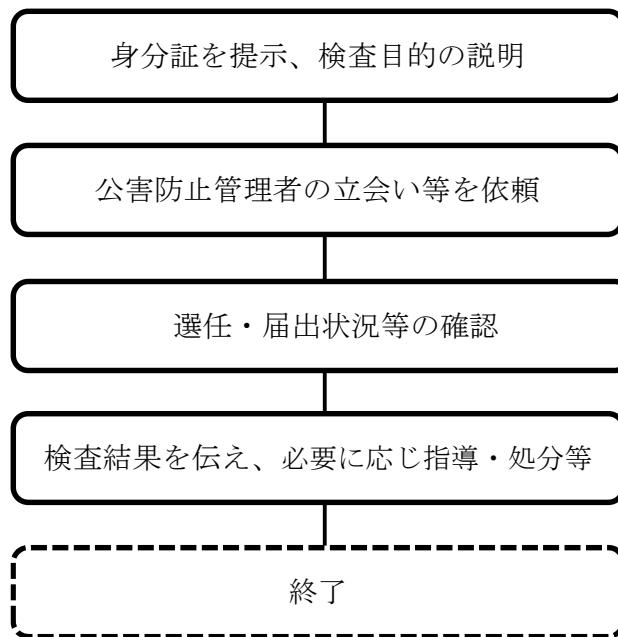


図 3-2 立入検査の手順の例

3.3.4 立入検査内容

立入検査については、公害防止統括者等の選任・届出状況を確認し、公害規制法の規制基準等の確認と併わせ、公害防止統括者等の業務内容を適切に行っていたかを確認する。適否の結果や特記事項はその場でメモを取り、検査結果を口頭又は文書で伝える。

3.3.5 指導・処分等

(1) 指導

立入検査において指摘事項が見つかった場合には、その軽重に応じ、迅速かつ適切な措置を講じる。以下に考え方を及び文書による指導例を示す。

【考え方】

- 軽微な不適事項や改善すべき事項については、現地で特定事業者に対して口頭指導を行う。
- 立入時に確認できなかった点や、不審な点がある場合は、資料の提出や再調査を指導し、後日報告するよう求める。
- 法令違反による指導を行う場合は、各自治体の判断により文書で指導等を行い、期間を定め改善等に係る事後の報告を求める。報告は、指導の原因が解消されたか、再発防止となる改善であったかという観点で内容を確認し、必要に応じて再度の立入検査を行う。

【文書による指導例】

- ・公害防止管理者の未選任状態が継続するなど公害防止組織の整備にあたり著しい不備が確認された場合（法第4条第1項違反）
- ・ばい煙量又はばい煙濃度の測定記録を保存しておらず（大気汚染防止法第16条違反）、公害防止管理者が継続して確認をしていない場合（施行規則第6条に規定する技術的事項の業務を管理していないため、大気汚染防止法の指導と併せて指導）

(2) 処分等

法に定められた行政処分及び罰則は表3-4及び表3-5に示す。指導に基づく是正が行われない場合等、各自治体の判断で刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき告発する。

また、公害規制法における処分等の発動が検討される場合もあるので、関係機関と調整する。

なお、法第10条の解任命令により解任され、その解任の日から2年を経過しない者は、公害防止統括者等になることができないため（法第7条第2項）、解任命令の処分を行った場合には、速やかに環境省へ情報共有し、事実の概要、処分の内容及び理由などを明らかにする。

処分等を行った場合の公表は法に定められていないものの、実施した場合には周辺住民に対する情報公開等の利点があるため、自治体の判断により行う。

表 3-4 行政処分

行政処分	対象者	概要
解任命令 (法第 10 条)	公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者	この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したとき

—参考—

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

(公害防止統括者等の解任命令)

第 10 条 都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令

(法第 10 条の政令で定める法令の規定)

第 12 条 法第 10 条の政令で定める法令の規定は、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成 6 年法律第 9 号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、湖沼水質保全特別措置法、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に相当する鉱山保安法、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定とする。

表 3-5 罰則

違反	概要	根拠
選任義務違反※ (第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項)	公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者並びにそれぞれの代理者の選任を怠った者	法第 16 条第 1 号 (50 万円以下の罰金)
解任命令違反※ (第 10 条)	表 3-4 のとおり	法第 16 条第 2 号 (50 万円以下の罰金)
届出義務違反※ (第 3 条第 3 項 (第 4 条第 3 項、第 5 条第 3 項又は第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。))	公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者並びにそれぞれの代理者の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	法第 17 条第 1 号 (20 万円以下の罰金)
報告違反、立入検査の拒否・妨害・忌避※ (第 11 条第 1 項)	都道府県知事等の求めに対して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	法第 17 条第 2 号 (20 万円以下の罰金)
承継届出義務違反 (法第 6 条の 2 第 2 項)	承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	法第 19 条 (10 万円以下の過料)

※法人又は人に係る両罰規定あり (法第 18 条)

<p>—参考—</p> <p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (罰則)</p> <p>第 16 条 次の各号の一に該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定に違反した者</p> <p>二 第 10 条の規定による命令に違反した者</p> <p>第 17 条 次の各号の一に該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第 3 条第 3 項 (第 4 条第 3 項、第 5 条第 3 項又は第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第 11 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第 18 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第 16 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。</p> <p>第 19 条 第 6 条の 2 第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処する。</p>
--

行政処分の指針について（環循規発第 18033028 号 平成 30 年 3 月 30 日）

第 1 総論

2 行政指導について

行政指導は、迅速かつ柔軟な対応が可能という意味で効果的であるが、相手方の任意の協力を前提とするものであり、相手方がこれに従わないことをもって法的効果を生ずることはなく、行政処分の要件ではないものである。このような場合に更に行政指導を継続し、法的効果を有する行政処分を行わない結果、違反行為が継続し、生活環境の保全上の支障の拡大を招くといった事態は回避されなければならないところであり、緊急の場合及び必要な場合には躊躇することなく行政処分を行うなど、違反行為に対しては厳正に対処すること。

この場合において、当該違反行為が犯罪行為に該当する場合には捜査機関とも十分連携を図ること。

4 事実認定について

- (1) 行政処分を行うためには、違反行為の事実を行政庁として客観的に認定すれば足りるものであって、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思などの詳細な事実関係が不明であることを理由に行政処分を留保すべきでないこと。なお、事実認定を行う上では、法に基づく立入検査、報告徴収又は関係行政機関への照会等を積極的に活用し、事実関係を把握すること。

第 14 刑事告発

1 一般的留意事項

- (1) 刑事訴訟法第 239 条第 2 項において、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されている趣旨を踏まえ、違反行為については積極的に告発を行われないこと。
- (2) 告発に当たっては、違反行為者の氏名又は名称、違反行為の日時（少なくとも何年何月ころ）、違反行為の対象となった廃棄物又は有害使用済機器の種類及び数量周辺の生活環境への影響、周辺住民からの苦情、違反行為の回数（少なくとも何年何月から何年何月にかけておよそ何回）、違反行為者への過去の指導状況などについて疎明資料をもってできる限り明らかにされたいこと。なお、告発に係る手続を円滑に進めるためにも、告発を行う前には、告発対象となる違反行為の内容等について捜査機関と十分に協議する必要があること。

資料1 立入検査チェックリスト例

指導・確認項目		結果	特記事項
選任・届出状況 ^{※1}	公害防止統括者の氏名 ○○○○（代理者○○○○）	○	
	公害防止主任管理者の氏名 （代理者　　）	—	選任不要
	公害防止管理者の氏名（区分 ^{※2} ：大気） ○○○○（代理者○○○○）	×	届出されていた選任者が退職していたため、外部委託者でも構わない（Q&A 集のQ19 参照）ので速やかに選任のうえ届出するよう指導
役割業務の実施状況 ^{※3}	公害防止統括者の業務（区分：大気）を実施しているか	×	ばい煙量又はばい煙濃度の測定記録を未保存等
	公害防止主任管理者の業務を実施しているか	—	選任不要
	公害防止管理者の業務（区分：大気）を実施しているか	×	そもそも公害防止管理者が未選任
事業者向けガイドライン等の取組状況 ^{※4}	工場・現場における公害防止に関する環境管理への取組	×	・測定データを複数者で確認するよう指導 ・異常時の緊急連絡網を作成するよう指導
	全社的な公害防止に関する環境管理への取組	×	設備が劣化していたにも関わらず設備投資されていなかったため、社内体制を改善するよう指導
	従業員教育への取組	×	・今回の立入検査を契機に環境コンプライアンス関係の教育を実施するよう指導 ・複数の従業員に公害防止管理者の資格取得をさせるよう指導
	利害関係者とのコミュニケーションへの取組	×	・届出事項を変更する際は、事前に行政へ相談するよう指導 ・地域住民からの測定データの情報開示請求に可能な限り対応するよう指導

- ※1 選任：法第3条第1項、法第4条第1項、法第5条第1項又は法第6条第1項の選任状況
届出：法第3条第3項（法第4条第3項、法第5条第3項又は法第6条第2項において準用する場合を含む。）の届出状況
- ※2 区分は大気、水質、騒音、粉じん、振動又はダイオキシン類を記載。複数の区分ごとに選任者がいる場合は行を追加して記載
- ※3 法第3条第1項、法第4条第1項又は法第5条第1項の業務実施状況
- ※4 「公害防止に関する環境管理の在り方」に関する報告書（平成19年3月15日）の事業者向けガイドライン及び新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針（平成24年6月22日）を参照

資料2 公害防止統括者等の業務内容

【公害防止統括者】

区分	業務内容（統括者の職務）	法	
大気 (ばい煙発生施設)	・ばい煙発生施設の使用法の監視 ・処理施設等の維持及び使用に関する事	第3条第1項第1号	イ
	ばい煙の量の測定及び記録に関する事		ロ
	大気汚染防止法の事故時の措置及びばい煙に係る緊急時の措置		ハ (施行規則第3条第1項)
水質 (汚水等排出施設)	・汚水等排出施設の使用法の監視 ・処理施設等の維持及び使用に関する事	第3条第1項第2号	イ
	排水水又は特定地下浸透水の測定及び記録に関する事		ロ
	水質汚濁防止法の事故時の措置及び排水水に係る緊急時の措置に関する事		ハ (施行規則第3条第2項)
騒音 (騒音発生施設)	騒音発生施設の使用の方法及び配置その他騒音の防止の措置に関する事	第3条第1項3号	
粉じん (特定粉じん発生施設)	・特定粉じん発生施設の使用法の監視 ・処理施設等の維持及び使用に関する事	第3条第1項第4号	イ
	特定粉じんの濃度の測定及び記録に関する事		ロ
粉じん (一般粉じん発生施設)	・一般粉じん発生施設の使用法の監視 ・処理施設等の維持及び使用に関する事	第3条第1項5号	
振動 (振動発生施設)	振動発生施設の使用の方法及び配置その他振動の防止の措置に関する事。	第3条第1項6号	
ダイオキシン類 (ダイオキシン類発生施設)	・ダイオキシン類発生施設の使用法の監視 ・処理施設等の維持及び使用に関する事	第3条第1項第7号	イ
	排出ガス又は排水水に含まれるダイオキシン類の量の測定及び記録に関する事		ロ
	ダイオキシン類対策特別措置法の事故時の措置及びダイオキシン類に係る緊急時の措置に関する事		ハ (施行規則第3条第3項)

【公害防止管理者】

区分	業務内容（管理者の業務）	法	施行規則	
大気 （ばい煙発生施設）	使用する燃料又は原材料の検査	第4条 第1項 第1号	第6条第1項	第1号
	ばい煙発生施設の点検			第2号
	処理施設等の操作、点検及び補修			第3号
	ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及び記録			第4号
	測定機器の点検及び補修			第5号
	事故時の措置の実施			第6号
	ばい煙に係る緊急時の措置の実施			第7号
水質 （污水等排出施設）	使用する原材料の検査	第4条 第1項 第2号	第6条第2項	第1号
	污水等排出施設の点検			第2号
	処理施設等の操作、点検及び補修			第3号
	排水水又は特定地下浸透水の測定及び記録			第4号
	測定機器の点検及び補修			第5号
	事故時の措置の実施			第6号
	排水水に係る緊急時の措置の実施			第7号
騒音 （騒音発生施設）	騒音発生施設の配置の改善	第4条	第6条第3項	第1号
	騒音発生施設の点検	第1項		第2号
	騒音発生施設の操作の改善	第3号		第3号
	騒音を防止するための施設の操作、点検及び補修			第4号
粉じん （特定粉じん発生施設）	使用する原材料の検査	第4条 第1項 第4号	第6条第4項	第1号
	特定粉じん発生施設の点検			第2号
	処理施設等の操作、点検及び補修			第3号
	特定粉じんの濃度の測定及び記録			第4号
	測定機器の点検及び補修			第5号
粉じん （一般粉じん発生施設）	使用する原材料の検査	第4条 第1項 第5号	第6条第5項	第1号
	一般粉じん発生施設の点検			第2号
	処理施設等の操作、点検及び補修			第3号
振動 （振動発生施設）	振動発生施設の配置の改善	第4条	第6条第6項	第1号
	振動発生施設の点検	第1項		第2号
	振動発生施設の操作の改善	第6号		第3号
	振動を防止するための施設の操作、点検及び補修			第4号
ダイオキシン類 （ダイオキシン類発生施設）	使用する燃料又は原材料の検査	第4条 第1項 第7号	第6条第7項	第1号
	ダイオキシン類発生施設の点検			第2号
	処理施設等の操作、点検及び補修			第3号
	ダイオキシン類の量の測定及び記録			第4号
	測定機器の点検及び補修			第5号
	事故時の措置の実施			第6号
	排出ガス又は排水水に係る緊急時の措置の実施			第7号

【公害防止主任管理者】

区分	業務内容（主任管理者の業務）	法	
大気 (ばい煙発生施設)	使用する燃料又は原材料の検査	第5条第1項	(第4条第1項第1号関係の業務)
	ばい煙発生施設の点検		
	処理施設等の操作、点検及び補修		
	ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及び記録		
	測定機器の点検及び補修		
	事故時の措置の実施		
	ばい煙に係る緊急時の措置の実施		
水質 (汚水等排出施設)	使用する原材料の検査		(第4条第1項第2号関係の業務)
	汚水等排出施設の点検		
	処理施設等の操作、点検及び補修		
	排水水又は特定地下浸透水の測定及び記録		
	測定機器の点検及び補修		
	事故時の措置の実施		
	排水水に係る緊急時の措置の実施		

4章 特定工場における公害防止組織の整備に関する

法律に係る地方自治体独自の取り組み（条例規制関係）

4章 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関する法に依る地方自治体独自の取り組み(条例規制関係)

自治体	条例名称	対象の拡大	その他	条例内容及び条例施行規則	別表等
岩手県	県民の健康で快適な生活を守るための環境の保全に関する条例	○	—	<p>条例施行規則</p> <p>(工場等設置者)</p> <p>第90条 工場又は事業場を設けようとする者(以下「工場等設置者」という。)は、環境保全監督者を選任し、作業の方法、施設の維持等について、生活環境の保全上の支障を防止するために監督を行わなければならない。</p> <p>2 工場等設置者は、環境保全監督者を選任し、又は解任したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。</p>	<p>別表第1(第3条、第14条、第43条関係) ばい煙発生施設</p> <p>1 原薬物焼却炉(火格子面積が1.5平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり150キログラム以上(廃油焼却炉にあっては1時間当たり50キログラム以上)200キログラム未満であること。)/ / 2 オガライトの製造の用に供する乾燥炉(火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であること、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であること。)</p> <p>別表第2(第4条、第17条、第43条関係) 粉じん発生施設</p> <p>1 鉱物(コークスを含む。以下同じ。、土石、チップ又は木くずの堆積場(面積が鉱物又は土石にあっては500平方メートル以上1,000平方メートル未満、チップ又は木くずにあっては500平方メートル以上であること。)/ / 2 砕砕機及び噴霧機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る。、選式のもの及び密閉式のものを除く。)/ / 3 ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る。、選式のもの及び密閉式のものを除く。)/ (原動機の定格出力が7.5キログワット以上15キログワット未満であること。)/ / 4 動力打掃機及び動力漕打掃機(すべてのもの)/ / 5 木材、木製品の製造の用に供するものを除く。)/ (原動機の定格出力が7.5キログワット以上15キログワット未満であること。)/ (原動機の定格出力が1.5キログワット以上2.25キログワット未満であること。)/ / 6 倉卸機(原動機の定格出力が0.75キログワット以上であること。)/ / 6 倉卸機(原動機の定格出力が0.75キログワット以上であること。)/ / 7 バーナー(燃料の消費能力が1時間当たり50リットル以上であること。)/</p>
栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例	○	—	<p>条例</p> <p>(公害防止責任者の選任)</p> <p>第五十条 ばい煙等に係る施設であつて規則で定めるものを設置している者は、当該施設の種別ごとに規則で定める業務を行わせるため、当該施設の種別ごとにそれぞれ公害防止責任者を選任しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する施設の種別に応じ特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第四十条の規定により公害防止管理者が選任されている場合は、その選任されたらいる施設の種別については、適用しない。</p> <p>条例施行規則</p> <p>(公害防止責任者を選任すべき施設)</p> <p>第三十二条 条例第五十条第一項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 ばい煙に係る特定施設、大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第百二十九号)別表第一に掲げる施設又はダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第百三十三号)別表第一に掲げる施設</p> <p>二 粉じんに係る特定施設又は大気汚染防止法施行令別表第二に掲げる施設</p> <p>三 汚水に係る特定施設、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一に掲げる施設又はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる施設</p> <p>四 騒音に係る特定施設又は騒音規制法施行令(昭和四十三年政令第百二十四号)別表第一に掲げる施設</p> <p>五 振動に係る特定施設又は振動規制法施行令(昭和五十一年政令第百八十八号)別表第一に掲げる施設</p>	<p>別表第3(第5条、第20条、第43条関係) 汚水等排出施設</p> <p>1 金属集じん施設又は脱ガス洗浄施設(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1各号に掲げる業に用いるものを除く。)</p> <p>別表第4(第8条、第43条関係) 騒音発生施設</p> <p>1 金属加工用の旋盤(ベルト駆動式のものを除く。、以下同じ。)/ (すべてのもの)/ / 3 コンクリート風機(原動機の定格出力が3.75キログワット以上7.5キログワット未満であること。)/ / 4 木材加工機(原動機の定格出力が7.5キログワット未満であること。)/ / 4 木材加工機(1) チップ原動機の定格出力が2.25キログワット未満であること。(2) 製材用帯のこ盤及び丸のこ盤(原動機の定格出力が7.5キログワット以上15キログワット未満であること。(3) 木工用の帯のこ盤及び丸のこ盤(原動機の定格出力が1.5キログワット以上2.25キログワット未満であること。)(4) かんざ盤(原動機の定格出力が1.5キログワット以上2.25キログワット未満であること。)/ / 5 冷渡機(原動機の定格出力が3.75キログワット以上であること。)/ / 6 倉卸機(原動機の定格出力が0.75キログワット以上であること。)/ / 7 バーナー(燃料の消費能力が1時間当たり50リットル以上であること。)/</p>
宇都宮市	栃木県生活環境の保全等に関する条例	○	—	同上	
群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例	○	—	<p>条例</p> <p>(公害防止責任者の選任)</p> <p>第八十七条 指定事業場を設けようとする者(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該指定事業場に係る公害防止に関する次に掲げる業務を管理する者(以下「公害防止責任者」という。))を選任しなければならない。</p> <p>条例施行規則</p> <p>(指定事業場の対象業種)</p> <p>第四十四条 条例第二十九条第一項の規則で定める業種は、製造業(物品の加工業を含む。))とする。</p> <p>(ばい煙発生施設)</p> <p>第四十五条 条例第二十九条第一号の規則で定める施設は、ばい煙特定施設及び大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第百二十九号)別表第一に掲げる施設(同表の一三の項に掲げる施設を除く。))とする。</p> <p>2 条例第二十九条第一号の規則で定める工場又は事業場は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第一の四の項から九の項までに掲げる施設のいずれかが設置されている工場又は事業場</p> <p>二 前号に掲げる工場又は事業場以外の工場又は事業場で排出ガス量(設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当たりの量を温度で調整して圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。))が五千立方メートル以上のもの</p> <p>(汚水等排出施設)</p> <p>第四十六条 条例第二十九条第二号の規則で定める施設は、水質特定施設並びに水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二号から第二十四号まで、第二十六号から第六十六号まで、第三十号から第四十二号まで、第四十四号から第五十九号まで及び第六十一号から第六十六号までに掲げる施設(同表第六十二号に掲げる施設で鉱山保安法第二十九条の鉱山に設置されるものを除く。))とする。</p> <p>2 条例第二十九条第一号の規則で定める工場又は事業場は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第七の一の項又は二の項に掲げる施設が設置されている水質特定事業場で特定排水を排出しているもの</p> <p>二 前号に掲げる水質特定事業場以外の水質特定事業場又は特定事業場で一日あたりの平均的な特定排水の量が五百立方メートル以上のもの</p> <p>(条例第二十九条第三号から第六号までの規則で定める工場又は事業場)</p> <p>第四十七条 条例第二十九条第三号から第六号までの規則で定める工場又は事業場は、常時使用する従業員の数が二十一人以上の工場又は事業場とする。</p> <p>(騒音発生施設)</p> <p>第四十八条 条例第二十九条第四号の規則で定める施設は、騒音規制法施行令(昭和四十三年政令第百二十四号)別表第一に掲げる施設とする。</p> <p>(振動発生施設)</p> <p>第四十九条 条例第二十九条第五号の規則で定める施設は、振動規制法施行令(昭和五十一年政令第百八十八号)別表第一に掲げる施設とする。</p>	<p>別表第一(第四条、第四十五条関係)</p> <p>一 非鉄金属製品の製造の用に供する溶解炉(設置される同種の溶解炉のバーナーの燃料の燃焼能力の合計が重油換算一時間当たり一〇〇リットル以上)又は変圧器の定格容量の合計が四〇〇キログワットアンペア以上の工場又は事業場に設置されるものに限る。大気汚染防止法施行令別表第一に掲げるものを除く。)/ (羽口断面面積(羽口の最下端の高さにおける羽口の内部で囲まれた部分の水平断面面積をいう。))が〇・二平方メートル以上一〇・五平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キログワットアンペア未満であること。)/ (羽口断面面積(羽口の最下端の高さにおける羽口の内部で囲まれた部分の水平断面面積をいう。))が〇・二平方メートル未満であるか、又は変圧器の定格容量が一〇〇キログワットアンペア未満であること。)/ (原料の処理能力が一回当たり四五〇キログラム以上であること。)/ / 七 ガラの製品の製造の用に供する反応施設(容量が五〇リットル以上であること。)/ / 八 たん白質の加水分解による食品の製造の用に供する分解槽(原料の処理能力が一回当たり五〇〇キログラム以上であること。)/ / 九 表面処理又は金属の加工の用に供する酸洗い槽、メッキ施設及び塩浴(メッキ施設及び塩浴にあっては、浴としてシアン化合物を用いるものに限る。)/ (すべての項)</p> <p>別表第七(第七十八号、第二十五号、第四十六号関係)</p> <p>一 電気機械器具製造業(乾電池製造業に限る。)/ (二) 金属製品製造業(トロンブー製造業に限る。)/ (三) 化学工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの(イ)ホルムアルデヒド製造施設、(ロ)縮合反応施設(ホルムアルデヒド、同重合物及び同族物品を使用するものに限る。)/ / 四 ボタン製造業の用に供するカゼイン浸せき施設(ホルムアルデヒドを使用するものに限る。)/</p>

埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	○	一	<p>条例（公害防止監督者等の選任等） 第百十三條 規則で定める工場又は事業場（以下この節及び第百二十一條において「指定工場等」といふ。）を設置している者は、規則で定めるところにより、公害防止監督者又は公害防止主任者を選任しなければならない。 二 公害防止監督者及び公害防止主任者は、それぞれ、規則で定める職務を行うものとする。 三 指定工場等を設置している者は、公害防止監督者又は公害防止主任者を選任したときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。公害防止監督者又は公害防止主任者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。</p> <p>条例施行規則（指定工場等） 第八十七條 第一項の規則で定める工場又は事業場は、次に掲げるとおりとする。 一 大气污染防治法施行令（昭和四十二年政令第三百二十九号）別表第一に掲げる施設（同表第十三の項に掲げる施設を除く。）が設けられている工場（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号、以下この章において「法」という。）第二條第一号に掲げる工場を除く。）又は事業場、排出ガス量（設けられているばい煙発生施設（法第二條第一号に掲げるばい煙発生施設をいう。以下この章において同じ。）において発生し、大気中に排出される気体の一時間当たりの量を速度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。）が五千立方メートル以上のもの。 二 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一に掲げる施設（同表第一号、第七十二号及び第七十三号に掲げる施設を除く。）が設けられている工場（法第二條第二号に掲げる工場を除く。）又は事業場、当該工場又は事業場から排出される一日当たりの平均的な排水の量が三百立方メートル以上のもの。 三 騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）別表第一に掲げる施設（同表第二号から第四号まで及び第六号から第十号までに掲げる施設を除く。）が設けられている工場（法第二條第三号に掲げる工場を除く。）又は事業場、第三十四條第一号に規定する規制地域内に設けられているもの。 四 振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）別表第一に掲げる施設（同表第二号から第九号までに掲げる施設を除く。）が設けられている工場（法第二條第六号に掲げる工場を除く。）又は事業場で、第三十四條第二号に規定する規制地域内に設けられているもの。 五 ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十二年政令第四百三十三号、次号及び第七号において「令」という。）別表第一第五号に掲げる施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條第一項の技術管理者（次号において「技術管理者」という。）を置かなければならない施設を除く。）が設けられている工場（法第二條第七号に掲げる工場を除く。）又は事業場（終末処理場を除く。） 六 令別表第二第十五号に掲げる施設（排水水を排出しないもの及び技術管理者を置かなければならないものを除く。）が設けられている工場（法第二條第七号に掲げる工場を除く。）又は事業場（終末処理場を除く。） 七 令別表第二第十九号に掲げる施設が設けられている工場（法第二條第七号に掲げる工場を除く。）又は事業場</p>
さいたま市	さいたま市生活環境保全条例	○	一	同上（ただし公害防止監督者等の選任等については規定は百十三條ではなく百十四條である）
川口市	埼玉県生活環境保全条例	○	一	同上
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	○	条例対象工場 には、講習の受講者等を選任	<p>条例（公害防止管理者の設置及び届出） 第百五條 規則で定める規模以上の工場を設置している者は、公害防止管理者を選任し、作業の方法、施設の維持等について当該工場から公害を発生させないよう監督を行わなければならない。 二 前項に規定する工場を設置している者は、同項の公害防止管理者を選任したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。同項の公害防止管理者を解任したときも、同様とする。</p> <p>（公害防止管理者の資格等） 第百六條 前條第一項の公害防止管理者は、規則で定める工場の区分に従い、規則で定める講習を修了した者又は知事が規則で定めるところによりこれらと同等の知識及び技能を有すると認められた者で、規則で定める事項について知事の熟練を受けたものうちから選任しなければならない。</p> <p>条例施行規則 （公害防止管理者を選任すべき工場等） 第四十八條 条例第百五條第一項に規定する規則で定める工場は、別表第九に掲げるところとし、規則で定める事項については、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
				<p>■ 条例別表第八 位置の制限及び現況等対象工場（第七十八條、第八十六條関係） 一 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙い焼炉、焼結炉若しくは坩が焼炉で、原料の処理能力が一施設一時間当たり一トン以上のものを有する工場 二 金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉で閉口面面積が〇・五平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が一時間当たり五十リットル以上のものを有する工場 三 製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が千キロボルトアンペア以上のものを有する工場 四 動物質機器を原料とする物品の製造を行う工場 五 動物質除染物の密封作業を行う工場 六 レヂウムガラスコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場 七 金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鍛びよう打ち作業又は孔あなめ作業を行う工場 八 金属の鍛造で重量が〇・五トン以上の落下錘を使用するものを行う工場 九 無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場で、アモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化イオウ、硫酸（三酸化イオウを含む。）、硫化水素、亜硫酸水素酸、臭素化合物、臭素化合物、シアン化合物、トルエン、トルエニ、ホルムアルデヒド、アクリロレイン、ポリスチレン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの</p> <p>■ 条例施行規則別表第九 公害防止管理者を選任すべき工場の区分等（第四十八條、第四十九條関係） （東京都一種公害防止管理者） 条例別表第八に掲げる工場のうち次の各号に掲げる業種に属するもの（従業員十人以上のものに限る。）並びに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びハルプ製造施設を有する工場 一 非鉄金属第一精錬業 二 鉛精錬又は亜鉛第二精錬業 三 非鉄金属第一精錬業 四 鋳鋼、鋳鉄精錬、可能鋳鉄若しくは非鉄金属精錬物製造業又は製鋼業 五 有機質肥料又は肥料製造業 六 建設機械又は鉱山機械製造業 七 運送用車両又は運送用車両部品製造業 八 鋼船製造又は修理業 九 トラクター製造業 十 亜鉛鉄板製造業 十一 石けん又は合成洗剤製造業 十二 合成製薬又は薬品による木材処理業 十三 プラスチック、合成皮革、プラスチック床材、プラスチックフィルム又はプラスチック発泡製品製造業 十四 セメント製造業 十五 舗装材料製造業 十六 合金鉄又は電気炉製鋼製造業 十七 鍛工品製造業 十七 合金鉄又は電気炉製鋼製造業 十八 界面活性剤製造業 十八 圧縮ガス又は液化ガス製造業 十九 炭素製品製造業 十九 圧縮ガス又は液化ガス製造業 二十 一 タンク製造業 二十 圧縮ガス又は液化ガス製造業 二十一 タンク製造業 二十 圧縮ガス又は液化ガス製造業 二十二 医薬品又は農薬製造業 二十 圧縮ガス又は液化ガス製造業 二十三 産薬用火薬製造業 二十 圧縮ガス又は液化ガス製造業 二十四 染料若しくはその中間物、顔料又は塗料製造業 二十五 表面処理鋼材製造業 二十 圧縮ガス又は液化ガス製造業 二十六 コールタール製品製造、潤滑油及びグリニス精製業</p> <p>（東京都一種公害防止管理者又は東京都二種公害防止管理者） 条例別表第八に掲げる工場で前項各号に規定するもの以外のもの</p>

福井県	福井県公害防止条例	○	<p>条例 (公害防止管理責任者) 第三十四条 規則で定める工場等を設置している者は、規則で定めるところにより、公害防止管理責任者を選任するとともに、その者に對し当該工場等から公害を発生させないよう作業の方法、施設の維持等について十分な管理を行わなければならない。 2 前項の規定により公害防止管理責任者を選任した者は、選任の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。</p> <p>条例施行規則 (公害防止管理責任者) 第二十二條 条例第三十四條第一項の規則で定める工場等は、常時使用する従業員の数が二十一人以上の工場等であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）第二條の特定工場に該当するものを除く。）とする。 一 特定工場 二 特定施設を設置している工場等（前号に掲げるものを除く。） 三 大気汚染防止法施行令第三條の五に規定する施設、回令別表第一、別表第一の二もしくは別表第二に掲げる施設、水質汚濁防止法第五條第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設、水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設、騒音規制法施行令（昭和四十二年政令第三百二十四号）別表第一に掲げる施設、振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）別表第一に掲げる施設または自動作業機類対策特別措置法施行令別表第一もしくは別表第二に掲げる施設を設置している工場等（前二号に掲げるものを除く。） 2 公害防止管理責任者は、汚水等を排出し、または発生する施設の使用および維持ならびに公害の防止に關し専門的知識または技術的経験を有する者のうちから選任するものとする。 * (特定工場) 第三條 条例第二條第二号の規則で定める数量は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。 * (特定施設) 第四條 条例第二條第三号に規定する規則で定める施設は、別表第三に掲げるとおりとする。</p>	<p>別表第二（第二三条関係） 排水量 一日の通常の排水量 三、〇〇〇立方メートル（紙またはパルプの製造を行う工場等にあつては、二、〇〇〇立方メートル） 燃料使用量 一時間当たりの通常の燃料使用量（重油以外の燃料にあつては、重油の重さに換算したもの） 六〇〇キログラムの 備考 重油以外の燃料使用量の重油の重さ（単位は、キログラムとする。）への換算は、次の表の上欄に掲げる燃料の種類区分に応じ同表の中欄に掲げる燃料の重さをそれぞれ同表の下欄に掲げる重油の重さに置き換えたものとする。〔表略〕</p> <p>別表第三（第四五条関係） ばい煙に係る特定施設 一 金属の精製または鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。）であつて、その規模が次のいずれかに該当するもの（一） 火格子下面積（火格子下面積（火格子下面積）の水平断面面積をいう。以下同じ。）が〇・五平方メートル以上二平方メートル未満であるもの、（二） 溜口断面面積（溜口の最下端の高さにおける戸の内縁で囲まれた部分の水平断面面積をいう。）が〇・五平方メートル未満であるもの （三） さへんの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三〇リットル以上であるもの （四） 変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア未満であるもの / 2 廃棄物焼却炉であつて、その規模が次のいずれかに該当するもの（一） 火格子下面積が二平方メートル以上であるもの、（二） 焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの / 3 ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および溶解炉 / 4 銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙じり炉、熔結炉（レニット焼成炉を含む。）、溶融炉 / 5 カドミウム系材料を含む。）、転炉、溶解炉および乾燥炉 / 6 カドミウム系材料または鉛酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設 / 6 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素化エチレンの製造の用に供する乾燥施設 / 7 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解炉 / 8 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉 / 9 化学製品の製造の用に供する塩素化エチレンの製造の用に供する乾燥施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限る。）6から8までに掲げるものおよび密閉式のもの（一） 粉、燐酸、燐酸質材料または複合肥料の製造（原料として乾燥石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉 / 11 弗酸の製造の用に供する濃縮施設、吸収施設および濃縮施設（これらのうち密閉式のものを除く。） 12 トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉 / 13 鉛の第二次精練（鉛合金の製造を含む。）または鉛の製造、最もしくは鉛の製造の用に供する溶解炉 / 14 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 / 15 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設 / 16 塩酸または弗-ふつ酸による反応施設および処理施設 / 17 無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃料装置を含む。）および直火炉（15に掲げるものを除く。） 備考 1 および3から15までに掲げる特定施設については、大気汚染防止法施行令別表第一に掲げる施設に該当するものを除く。 二 汚水および廃液に係る特定施設 三 有害物質（別表第一の二の上欄に掲げる物質に限る。）を使用し、または排出する施設であつて次に掲げるもの（移動式のものを除き、水質汚濁防止法第五條第一項、第二項または第三項の規定による届出をしなければならぬ施設を除く。） 1 反応施設 2 分離施設 3 混合施設 4 精製施設 5 残留施設 6 脱水施設 7 ろ過施設 8 成型施設 9 薬品処理施設 10 エッチング施設 11 めっき施設 12 廃ガス洗浄施設 13 洗浄施設 三 廃棄に係る特定施設 1 牛、豚（生後三月未満のものを除く。）または鶏（生後三〇日未満のものを除く。）の飼養場（牛羽以上、豚は一〇羽以上、豚にあっては五〇頭（繁殖豚にあっては五頭）以上、鶏にあっては一〇〇羽以上の飼養の用に供するものに限る。）において用いる施設であつて次に掲げるもの（一） 飼養施設、（二） 飼料調製施設（加熱して調理するものに限る。） / 3 糞尿処理施設 / 2 けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いる施設であつて次に掲げるもの（一） 乾燥施設、（二） 屍体室、（三） 汚物処理施設、（四） 屠殺場 / 4 化糞場（鶏糞類または鳥糞の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の工場を含む。）において用いる施設であつて次に掲げるもの（一） 原料処理施設（原料貯蔵室および化糞室を含む。）、（二） 乾燥施設、（三） 圧搾施設、（四） 原料処理施設、（五） 乾燥施設 四 炭化水素類に係る特定施設 1 貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が摂氏一五度、一気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。）であつて、貯蔵容量が五〇キロリットル以上であるものに限るもの（一） 原料処理施設（燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設であつて、一日の取扱量が三〇キロリットル以上である事業場に係るものに限る。） / 3 燃料小貯蔵の用に供する地下タンク / 2 出荷施設（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンクであつて、当該地下タンクを設置する事業場の燃料用ガソリンの貯蔵容量の合計が三〇キロリットル以上である事業場に係るものに限る。） / 1 に該当するものを除く。） 備考 一 「揮発性の高い有機化合物」とは、次に掲げる有機化合物をいう。 イ 車一成分であるものにあつては、一気圧の状態で沸-ふつ点が摂氏一五〇度以下であるもの ロ 車一成分でないものにあつては、一気圧の状態で五容量比五パーセントの留出量となるときの温度が摂氏一五〇度以下であるもの 二 「貯蔵容量」とは、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十一條の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあっては当該許可に係る容量を、その他の施設にあっては内容積をいう。</p>
長野県	公害防止に関する条例	○	<p>条例 (公害防止管理責任者の選任) 第53條 規則で定める工場又は事業場を設置している者は、当該工場又は事業場における公害の防止に關する業務に従事する公害防止管理責任者を選任しておかなければならない。 条例施行規則 (公害防止管理責任者) 第22條 条例第53條の規定による規則で定める工場又は事業場は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 水質汚濁防止法（昭和46年法律138号）第2條第2項に規定する特定施設を有する工場又は事業場のうち、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第4條の規定による公害防止管理責任者を選任する義務のないもの (2) 大気汚染防止法（昭和48年法律第97号）第2條第2項に規定するばい煙発生施設、同条第6項に規定する一般粉じん発生施設又は同条第7項に規定する特定粉じん発生施設を有する工場又は事業場のうち、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4條の規定による公害防止管理責任者を選任する義務のないもの (3) 条例第2條第1項第5号に規定する特定施設、同条同項第6号に規定するばい煙発生施設又は同条同項第7号に規定する粉じん発生施設を有する工場又は事業場</p>	<p>別表第二（第二三条関係） 排水量 一日の通常の排水量 三、〇〇〇立方メートル（紙またはパルプの製造を行う工場等にあつては、二、〇〇〇立方メートル） 燃料使用量 一時間当たりの通常の燃料使用量（重油以外の燃料にあつては、重油の重さに換算したもの） 六〇〇キログラムの 備考 重油以外の燃料使用量の重油の重さ（単位は、キログラムとする。）への換算は、次の表の上欄に掲げる燃料の種類区分に応じ同表の中欄に掲げる燃料の重さをそれぞれ同表の下欄に掲げる重油の重さに置き換えたものとする。〔表略〕</p> <p>別表第三（第四五条関係） ばい煙に係る特定施設 一 金属の精製または鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。）であつて、その規模が次のいずれかに該当するもの（一） 火格子下面積（火格子下面積（火格子下面積）の水平断面面積をいう。以下同じ。）が〇・五平方メートル以上二平方メートル未満であるもの、（二） 溜口断面面積（溜口の最下端の高さにおける戸の内縁で囲まれた部分の水平断面面積をいう。）が〇・五平方メートル未満であるもの （三） さへんの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三〇リットル以上であるもの （四） 変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア未満であるもの / 2 廃棄物焼却炉であつて、その規模が次のいずれかに該当するもの（一） 火格子下面積が二平方メートル以上であるもの、（二） 焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの / 3 ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および溶解炉 / 4 銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙じり炉、熔結炉（レニット焼成炉を含む。）、溶融炉 / 5 カドミウム系材料を含む。）、転炉、溶解炉および乾燥炉 / 6 カドミウム系材料または鉛酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設 / 6 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素化エチレンの製造の用に供する乾燥施設 / 7 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解炉 / 8 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉 / 9 化学製品の製造の用に供する塩素化エチレンの製造の用に供する乾燥施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限る。）6から8までに掲げるものおよび密閉式のもの（一） 粉、燐酸、燐酸質材料または複合肥料の製造（原料として乾燥石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉 / 11 弗酸の製造の用に供する濃縮施設、吸収施設および濃縮施設（これらのうち密閉式のものを除く。） 12 トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉 / 13 鉛の第二次精練（鉛合金の製造を含む。）または鉛の製造、最もしくは鉛の製造の用に供する溶解炉 / 14 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 / 15 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設 / 16 塩酸または弗-ふつ酸による反応施設および処理施設 / 17 無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃料装置を含む。）および直火炉（15に掲げるものを除く。） 備考 1 および3から15までに掲げる特定施設については、大気汚染防止法施行令別表第一に掲げる施設に該当するものを除く。 二 汚水および廃液に係る特定施設 三 有害物質（別表第一の二の上欄に掲げる物質に限る。）を使用し、または排出する施設であつて次に掲げるもの（移動式のものを除き、水質汚濁防止法第五條第一項、第二項または第三項の規定による届出をしなければならぬ施設を除く。） 1 反応施設 2 分離施設 3 混合施設 4 精製施設 5 残留施設 6 脱水施設 7 ろ過施設 8 成型施設 9 薬品処理施設 10 エッチング施設 11 めっき施設 12 廃ガス洗浄施設 13 洗浄施設 三 廃棄に係る特定施設 1 牛、豚（生後三月未満のものを除く。）または鶏（生後三〇日未満のものを除く。）の飼養場（牛羽以上、豚は一〇羽以上、豚にあっては五〇頭（繁殖豚にあっては五頭）以上、鶏にあっては一〇〇羽以上の飼養の用に供するものに限る。）において用いる施設であつて次に掲げるもの（一） 飼養施設、（二） 飼料調製施設（加熱して調理するものに限る。） / 3 糞尿処理施設 / 2 けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いる施設であつて次に掲げるもの（一） 乾燥施設、（二） 屍体室、（三） 汚物処理施設、（四） 屠殺場 / 4 化糞場（鶏糞類または鳥糞の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の工場を含む。）において用いる施設であつて次に掲げるもの（一） 原料処理施設（原料貯蔵室および化糞室を含む。）、（二） 乾燥施設、（三） 圧搾施設、（四） 原料処理施設、（五） 乾燥施設 四 炭化水素類に係る特定施設 1 貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が摂氏一五度、一気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。）であつて、貯蔵容量が五〇キロリットル以上であるものに限るもの（一） 原料処理施設（燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設であつて、一日の取扱量が三〇キロリットル以上である事業場に係るものに限る。） / 3 燃料小貯蔵の用に供する地下タンク / 2 出荷施設（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンクであつて、当該地下タンクを設置する事業場の燃料用ガソリンの貯蔵容量の合計が三〇キロリットル以上である事業場に係るものに限る。） / 1 に該当するものを除く。） 備考 一 「揮発性の高い有機化合物」とは、次に掲げる有機化合物をいう。 イ 車一成分であるものにあつては、一気圧の状態で沸-ふつ点が摂氏一五〇度以下であるもの ロ 車一成分でないものにあつては、一気圧の状態で五容量比五パーセントの留出量となるときの温度が摂氏一五〇度以下であるもの 二 「貯蔵容量」とは、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十一條の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあっては当該許可に係る容量を、その他の施設にあっては内容積をいう。</p>

長野市	長野市公害防止条例	○	一	<p>条例 (公害防止責任者) 第18条 規則で定める事業場等を設置している者は、当該事業場等における公害の防止に関する業務に従事する公害防止責任者を選任しておかなければならない。 二 公害防止責任者は、当該事業場等においてその事業の実施に責任を負う者をもって充て、規則で定める業務を行うものとする。</p> <p>条例施行規則 (公害防止責任者) 第13条 条例第18条第1項に規定する規則で定める事業場等は、次のいずれかに該当するものとする。 一 水質汚濁防止法(平成11年法律第105号)第2条第2項に規定する工場若しくは事業場又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第107号)第2条第2項に規定する特定施設を有する工場若しくは事業場のうち、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第4条の規定による公害防止管理者又は公害の防止に関する条例(昭和48年長野県条例第11号)第53条の規定による公害防止管理責任者を選任する義務のないもの。 二 条例第2条第4号に規定する特定施設(騒音に係る特定施設を除く。)を有する工場又は事業場 三 条例第18条第2項に規定する規則で定める事業場等であつては、次に掲げる業務 ア 施設の使用方法の監視並びに汚水等処理施設その他附属する施設の維持及び使用に関すること。 イ 汚水又は廃液を排出する施設を設置する事業場等において、次に掲げる業務 ウ 施設の事故時の措置及び汚水又は廃液に係る緊急時の措置に関すること。 エ ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設を設置する事業場等にあつては、次に掲げる業務 オ 施設の使用の方法の監視並びに施設において発生するダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する発生ガス又は施設から排出される汚水若しくは廃液を処理するための施設その他附属する施設の維持及び使用に関すること。 カ ダイオキシン類対策特別措置法第2条第3項に規定する排出ガス又は汚水若しくは廃液に含まれるダイオキシン類の量の測定及び記録に関すること。 ク ワ ダイオキシン類対策特別措置法第25条第1項に規定する特定施設についての事故時の措置及びダイオキシン類に係る緊急時の措置に関すること。</p>
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	○	一	<p>条例 (公害防止担当者の選任) 第九十九条 規則で定める工場等を設置している者は、当該工場等から発生する公害の防止に当たらせため、工場等ごとに、公害防止担当者を選任しなければならない。 二 公害防止担当者とは、当該工場等から発生する公害の防止に關し、当該工場等の従業員を指示する地位にある者で規則で定める資格を有するものをもって充てなければならない。 三 第一項の工場等を設置している者は、公害防止担当者を選任したときは、その日から三十日以内、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。公害防止担当者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。 四 前三項に定めるもののほか、公害防止担当者に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>条例施行規則 (公害防止担当者の選任等) 第九十九条 条例第九十九条第一項の規則で定める工場等は、大気総排出量規制区域内に設置される大気指定工場等(以下「大気指定工場等」という。)及び水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)別表第二第二号のロに掲げる区域内に設置される工場等のうち、同令別表第一に掲げる施設を設置するもの(その工場等から公共用水域に排出される一日当たりの平均的な汚水又は廃液の量が五百立方メートル以上であるものに限る。以下「水質特定工場等」という。)とする。 一 大気指定工場等のうち特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第二十七号)第二十条第一号の特定工場等、水質特定工場等のうち同条第二号の特定工場等 二 条例第九十九条第二項の規則で定めるところにより、同条第二号の中欄に掲げる公害防止担当者の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げることとする。 三 条例第九十九条第三項の規定による届出は、公害防止担当者選任(死亡・解任)届出書(様式第五十三)によってしなければならない。</p>
豊橋市	県民の生活環境の保全等に関する条例	○	一	同上
三重県	三重県生活環境の保全に関する条例	○	一	<p>条例 (公害防止担当者) 第百三条 ばい煙発生施設、粉じん発生施設、指定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第百二条第二項に規定する施設を設置している工場等(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第二十条に規定する特定工場を除く。)を設置している者は、公害の防止に關する業務を担当する者を應がなければならない。 (報告及び検査) 第百四条 知事、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、ばい煙等排出者、地下水の採取者、特定工場等所有者等、第七十二条の四第一項若しくは第七十二条の八に規定する届出がなされた土地の所有者等に対し、指定施設、揚水設備の状況、ばい煙等の処理の方法、有害化学物質若しくは特定有害物質の管理の状況その他必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員に、工場等に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。 ※(定義) 一 指定施設 工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設のうち、ばい煙、ばい煙発生施設、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭物質(以下「ばい煙等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、又は貯蔵する施設であつて規則で定めるものをいう。 二 指定施設 工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設のうち、ばい煙、ばい煙発生施設、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭物質(以下「ばい煙等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、又は貯蔵する施設であつて規則で定めるものをいう。 三 ばい煙 別表第一 四 ばい煙発生施設 別表第二 五 粉じん 別表第三 六 汚水 別表第四 七 騒音 別表第五 八 振動 別表第六</p>
				<p>別表第一(第七号関係) 一 蒸気発生機(熱源として電氣又は燃焼のみを使用するものを除く。)(日本工業規格(以下「規格」という。))B/A二〇及びB/A二〇三の伝熱面積の項で定める算定方法により算定した伝熱面積が八平方メートル以上一〇平方メートル未満であつて、かつ、バネローの燃料の燃焼能力が重量換算一時間当たり五〇リットル未満であること。)/二 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する溶ばい煙炉、凝結炉(ペレット焼成炉を含む。)/及び暖か壁炉(第八号の項に掲げるものを除く。)(原料の処理能力が一時間当たり一トン未満であること。)</p> <p>別表第二(第七号関係) 一 第四号第一号から第四号までに掲げる物質を貯蔵する施設貯蔵能力が五、〇〇〇リットル以上のもの(圧力式のものを除く。)/二 第四号第五号に掲げる物質のうち、一気圧の状態における沸点が摂氏一五〇度以下のものを貯蔵する施設貯蔵能力が五〇キロリットル以上のもの(圧力式のものを除く。)</p> <p>別表第三(第七号関係) 一 鉄物(コークスを含む。以下同じ。)/又は土石のたい積場(面積が三〇〇平方メートル以上一〇〇〇平方メートル未満であること。)/二 鉄物、土石、セメント又はチップの用に供するベルトコンベア及びピケットコンベア(密閉式のものを除く。)(ベルトの幅が五〇センチメートル以上(鉱物、土石又はセメントの用に供する施設にあつては、七五センチメートル未満であるものに限る。)/であるか、又はバケットの内容積が〇・〇一立方メートル以上(鉄物、土石又はセメントの用に供する施設にあつては、〇・〇三立方メートル未満であるものに限る。)/であること。)/</p> <p>別表第四(第七号関係) 一 鉄造業の用に供する車輛整備施設 / 二 家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設</p> <p>別表第五(第七号関係) 一 金属製品の製造又は加工の用に供する圧延機械(原動機の定格出力の合計が二・五キロワット以上であること。)/ / 二 金属製品の製造又は加工の用に供する製管機械 後略</p> <p>別表第六(第七号関係) 一 金属製品の製造又は加工の用に供する機械プレス(矯正プレスを除く。)/ / 二 金属製品の製造又は加工の用に供する機械プレス 後略</p> <p>備考一 振動規制法第三十条第一項の規定による指定された地域においては、この表の中欄に掲げる施設のうち、同法第二十条第一項に規定する特定施設を除く。二 前号に掲げるもの(振動規制法第三十条第一項の規定により指定された地域内の工場等)に設置されるものを除く。三 都市計画法第八十一条第一項第一号に掲げる工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。</p>

香川県	香川県生活環境の保全に関する条例	○	—	<p>条例施行規則 (公害防止責任者) 第122条 工場又は事業場を設けようとする者は、公害の防止にあたらせらるるため、当該工場又は事業場ごとに、公害防止責任者を置かなければならない。 2 前項の規定により公害防止責任者を設置したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>条例施行規則 (条例第122条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者) 第82条 条例第122条第1項の規則で定める工場又は事業場を設置している者は、製造業（物品の加工、修繕、組立、電機供給業又はガス供給業に属する事業の用に供する工場又は事業場を設置している者）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号）第2条第1項の施設を設置する工場又は事業場（同条第2項第1号に掲げる工場を除く。）で、排出ガス量（設置されている当該施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が0度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。）が5,000立方メートル以上1立方メートル未満のものを設置している者。 (2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第3条第1項の施設を設置する工場又は事業場（同条第1号に掲げる工場を除く。）及び別表第3に掲げる施設を設置する工場で、排出水量（1日当たりの平均的公排水量をいう。）が500立方メートル以上1,000立方メートル未満のものを設置している者</p>	<p>■別表第3（第82条関係） 非鉄金属製造業の用に供する鑛（からみ）処理施設 備考 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設は、除くものとする。</p>
高松市	香川県生活環境の保全に関する条例	○	—	同上	同上
愛媛県	愛媛県公害防止条例	○	—	<p>条例施行規則 (公害防止責任者等) 第50条 条例第86条第1項の工場又は事業場を設置している者で規則で定めるものは、ばい煙等を排出し、若しくは発生する施設を設けようとする製造業（物品の加工業を含む。）に属する事業の用に供する工場又は事業場（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第2条に規定する特定工場を除く。）であつて当該工場又は事業場において常時使用する従業員の数が20人を超えるものを設置している者とする。 2 公害防止責任者は、当該工場又は事業場に係る公害防止に関する次に掲げる業務を統括管理する権限を有するものでなければならない。 (1) ばい煙等を排出し、若しくは発生する施設の使用の方法の監視その他のばい煙等の発生の防止の措置並びにばい煙等を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。 (2) ばい煙量若しくはばい煙濃度の測定及びその結果の記録に関すること。 3 条例第86条第2項の規定による届出は、公害防止責任者設置・変更届出書（様式第26号）によつてしなければならない。</p>	<p>別表第1（第4条関係）ばい煙発生施設 1 ボイラー（熱風ボイラーを含む、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガス（以下「希酸ガス」という。）を燃料として専焼させるものを除く。）（日本工業規格（以下「規格」という。）B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が、5平方メートル以上10平方メートル未満であること。） / 2 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（電気炉、転炉、平炉及び希酸ガスを燃料として専焼させるものを除く。）（火格子面積（火格子の水平投影面積をいう、以下同じ。）が、0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、羽口面積（羽口の最下端の長さにおける炬の内部で囲まれた部分の水平投影面積をいう、以下同じ。）が、0.2平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの能力が毎換算1時間当たり25リットル以上50リットル以上100リットル未満であるか、又は炭圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。3, 4と同じ。） / 3 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉（電気炉及び希酸ガスを燃料として専焼させるものを除く。） / 4 無機化学工業品又は食品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び電気炉（希酸ガスを燃料として専焼させるものを除く。） / 5 廃棄物焼却炉（火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり100キロワット以上200キロワット未満であること）</p> <p>別表第2（第5条関係）粉じん発生施設 1 鉱物（コークスを含む、以下同じ。）又は土石の堆たい積場（面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満であること。） / 2 鉱物、土石又はセメントの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア（密閉式のものを除く。） / 3 おがくず又は木材チップの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア（密閉式のものを除く。） / 4 鉱物、土石又はセメントの用に供する破砕機及び搬送機（搬送式のものと及び密閉式のものを除く。） / 5 破砕機、搬送機及び搬送機（搬送式のものと及び密閉式のものを除く。） / 6 鉱物、土石又はセメントの用に供するふるい機（湿式のものと及び密閉式のものを除く。） / 7 木材又はコンクリートの用に供するふるい機（湿式のものと及び密閉式のものを除く。） / 8 飼料又は有機質肥料の製造の用に供する粉砕施設及びふるい機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。）</p>
沖縄県	沖縄県生活環境保全条例	○	—	<p>条例施行規則 (公害防止責任者) 第50条 ばい煙発生施設、粉じん発生施設又は汚水等排出施設（この条及び第53条第1項において「ばい煙発生施設等」という。）を設置している者であつて規則で定めるもの（以下「工場又は事業場（第52条第2項及び第53条第2項において別に「工場又は事業場」という。）に係る公害防止に関する次に掲げる業務を担当する者（以下「公害防止担当者」という。））を選任しなければならない。ただし、当該工場、事業場、施設等が規則で定める要件に該当する小規模の事業場であるときは、この限りでない。 (1) ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設（ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう、以下同じ。）の点検の実施状況の確認に関すること。 (2) ばい煙発生施設に係るばい煙量若しくはばい煙濃度又は汚水等特定施設に係る排水水の汚染状態の測定及び記録に関すること。 (3) ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の使用の方法の監視その他のばい煙等の発生の防止の措置に関すること。 (4) ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設又は汚水等排出施設（次号においてこれらを単に「施設」という。）の点検及び補修に関すること。 (5) 燃料又は原材料を使用する施設にあつては、使用する燃料又は原材料の検査に関すること。 (6) その他公害防止に必要な業務で規則で定めるもの</p> <p>2 工場等設置者は、公害防止責任者を選任したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。公害防止担当者も、これを解任したときも、同様とする。</p> <p>条例施行規則 第29条 条例第50条第1項の規則で定める者は、次に掲げるばい煙発生施設等を設置する工場又は事業場のうち、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供する工場又は事業場の設置者とする。 (1) 別表第1に掲げるばい煙発生施設（当該ばい煙発生施設において発生し、排水口から大気中に排出される排出ガス量が、温度が等度であつて、圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計が毎時5,000立方メートル未満のものを除く。） (2) 別表第2に掲げる粉じん発生施設 (3) 別表第3に掲げる汚水等排出施設（排水水量が50立方メートル以上のものに限る。）</p>	<p>別表第1（第4条関係）ばい煙発生施設 1 ボイラー（熱風ボイラーを含む、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガス（以下「希酸ガス」という。）を燃料として専焼させるものを除く。）（日本工業規格（以下「規格」という。）B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が、5平方メートル以上10平方メートル未満であること。） / 2 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（電気炉、転炉、平炉及び希酸ガスを燃料として専焼させるものを除く。）（火格子面積（火格子の水平投影面積をいう、以下同じ。）が、0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、羽口面積（羽口の最下端の長さにおける炬の内部で囲まれた部分の水平投影面積をいう、以下同じ。）が、0.2平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの能力が毎換算1時間当たり25リットル以上50リットル以上100リットル未満であるか、又は炭圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。3, 4と同じ。） / 3 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉（電気炉及び希酸ガスを燃料として専焼させるものを除く。） / 4 無機化学工業品又は食品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び電気炉（希酸ガスを燃料として専焼させるものを除く。） / 5 廃棄物焼却炉（火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり100キロワット以上200キロワット未満であること）</p> <p>別表第2（第5条関係）粉じん発生施設 1 鉱物（コークスを含む、以下同じ。）又は土石の堆たい積場（面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満であること。） / 2 鉱物、土石又はセメントの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア（密閉式のものを除く。） / 3 おがくず又は木材チップの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア（密閉式のものを除く。） / 4 鉱物、土石又はセメントの用に供する破砕機及び搬送機（搬送式のものと及び密閉式のものを除く。） / 5 破砕機、搬送機及び搬送機（搬送式のものと及び密閉式のものを除く。） / 6 鉱物、土石又はセメントの用に供するふるい機（湿式のものと及び密閉式のものを除く。） / 7 木材又はコンクリートの用に供するふるい機（湿式のものと及び密閉式のものを除く。） / 8 飼料又は有機質肥料の製造の用に供する粉砕施設及びふるい機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。）</p>
				<p>別表第3（第6条関係）汚水等排出施設 1 バン又は菓子等の製造業の用に供する厨房施設（業務の用に供する部分の総面積（以下単に「総床面積」という。）が240平方メートル以上の事業場に係るものであること。） / 2 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が500平方メートル未満の事業場に係るものであること。）</p> <p>備考 水質汚濁防止法第2条第5項で定める特定事業場に設置されるものを除く。</p>	

5章 付属資料集（法令・通知）

資料1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律・施行令・施行規則 三段表

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律107号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 (昭和46年政令264号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 (昭和46年大・厚・農・通・運令3号)
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もつて公害の防止に資することを目的とする。</p>	<p>(対象業種)</p> <p>第一条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下「法」という。)第二条の政令で定める業種は、次に掲げることとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令で使用する用語は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下「法」という。)及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。</p>
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定工場」とは、製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場のうち、次に掲げるものをいう。</p>	<p>一 製造業(物品の加工業を含む。)</p> <p>二 電気供給業</p> <p>三 ガス供給業</p> <p>四 熱供給業</p>	<p>2 この省令で次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「大気関係第一種公害防止管理者」とは、令別表第三の一の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。</p> <p>二 「大気関係第二種公害防止管理者」とは、令別表第三の二の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。</p> <p>三 「大気関係第三種公害防止管理者」とは、令別表第三の三の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。</p> <p>四 「大気関係第四種公害防止管理者」とは、令別表第三の四の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。</p> <p>五 「水質関係第一種公害防止管理者」とは、令別表第三の五の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。</p> <p>六 「水質関係第二種公害防止管理者」とは、令別表第三の六の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。</p> <p>七 「水質関係第三種公害防止管理者」とは、令別表第三の七の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。</p> <p>八 「水質関係第四種公害防止管理者」とは、令別表第三の八の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。</p> <p>九 「騒音・振動関係公害防止管理者」とは、令別表第三の九の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。</p> <p>十 「特定粉じん関係公害防止管理者」とは、令別表第三の十の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。</p> <p>十一 「一般粉じん関係公害防止管理者」とは、令別表第三の十一の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。</p> <p>十二 「ダイオキシン類関係公害防止管理者」とは、令別表第三の十二の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。</p> <p>十三 「講習」とは、令第十一条第二号又は令別表第三の各項の下欄に規定する経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行う講習をいう。</p>
<p>一 ばい煙(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第一項に規定するばい煙をいう。以下同じ。)を発生し、及び排出する施設のうちその施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるものが設置されている工場のうち、政令で定めるもの</p> <p>※大気汚染防止法 第二条第一項</p> <p>一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物</p> <p>二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん</p> <p>三 物の燃焼、合成、分解その他の処理(構造的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、亜硝酸素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第一号に掲げるものを除く。)で政令で定めるもの</p>	<p>(ばい煙発生施設等)</p> <p>第二条 法第二条第一号の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)別表第一に掲げる施設(同表の一三の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。)とする。</p> <p>2 法第二条第一号の政令で定める工場は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 大気汚染防止法施行令別表第一の九の項に掲げるばい煙発生施設(硫化カドミウム、硫酸カドミウム、ほたる石、珪弗(けいふつ)化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。)又は同表の一四の項から二六の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場</p> <p>※大防法第二条第一項第三号に該当するもの</p> <p>二 前号に掲げる工場以外の工場で排出ガス量(設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当たりの量を温度が露度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。)が一立方メートル以上のもの</p> <p>※水濁法第二条第一号及び第二号に該当するもの</p>	<p>「講習」とは、令第十一条第二号又は令別表第三の各項の下欄に規定する経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行う講習をいう。</p>
<p>二 汚水又は廃液(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二条第二項各号の要件のいずれかを備える汚水又は廃液をいう。第三条第一項第二号イ及びロにおいて同じ。)を排出する施設で政令で定めるもの(以下「汚水等排出施設」という。)が設置されている工場のうち、政令で定めるもの</p> <p>※水質汚濁防止法 第二条第二項</p> <p>一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(有害物質)を含むこと。</p> <p>一 水濁法施行令第2条</p> <p>二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く)を示す項目として政令で定める項目に關し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。</p> <p>一 水濁法施行令第3条</p>	<p>(汚水等排出施設等)</p> <p>第三条 法第二条第二号の政令で定める施設は、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三号から第五十九号まで、第六十一号から第六十三号まで、第六十三号の三、第六十四号、第六十五号から第六十六号の二まで、第七十一号の五及び第七十一号の六に掲げる施設(同表第六十二号に掲げる施設で鉱山保安法第二条第二項の鉱山に設置されるものを除く。)とする。</p> <p>2 法第二条第二号の政令で定める工場は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 別表第一に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で排出水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの</p> <p>※水濁法第二条第一項の要件を備える汚水又は廃液</p> <p>二 前号に掲げる工場以外の工場で排出水量(一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。)が十立方メートル以上のもの</p> <p>※水濁法第二条第二項の要件を備える汚水又は廃液</p>	<p>「講習」とは、令第十一条第二号又は令別表第三の各項の下欄に規定する経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行う講習をいう。</p>
<p>三 著しい騒音を発生する施設で政令で定めるもの(以下「騒音発生施設」という。)が設置されている工場のうち、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三条第一項の規定により指定された地域内にあるもの</p> <p>※騒音規制法 第三条第一項</p> <p>都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるところ、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。</p>	<p>(騒音発生施設)</p> <p>第四条 法第二条第三号の政令で定める施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 機械プレス(呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>二 鍛造機(落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。)</p>	<p>「講習」とは、令第十一条第二号又は令別表第三の各項の下欄に規定する経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行う講習をいう。</p>

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律107号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 (昭和46年政令284号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 (昭和46年大・厚・農・通・運令3号)
<p>四 特定粉じん(大気汚染防止法第二十八条第八項に規定する特定粉じんをいう。以下同じ。)を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの(以下「特定粉じん発生施設」という。)が設置されている工場(第一号に掲げるものを除く。)</p> <p>※大気汚染防止法 第二十八条第八項</p> <p>粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの</p>	<p>(特定粉じん発生施設) 法第二十四条の二 法第二十四条の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令別表第二の二に掲げる施設(これらに相当する施設で鉱山保安法第二条第二項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。)とする。</p>	
<p>五 一般粉じん(大気汚染防止法第二十八条第八項に規定する一般粉じんをいう。以下同じ。)を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの(以下「一般粉じん発生施設」という。)が設置されている工場(第一号及び前号に掲げるものを除く。)</p> <p>※大気汚染防止法 第二十八条第八項</p>	<p>(一般粉じん発生施設) 法第二十五条 法第二十五条の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令別表第二に掲げる施設(これらに相当する施設で鉱山保安法第二条第二項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。)とする。</p>	
<p>六 著しい振動を発生する施設で政令で定めるもの(以下「振動発生施設」という。)が設置されている工場のうち、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第三十三条第一項の規定により指定された地域内にあるもの</p> <p>※振動規制法 第三条第一項</p> <p>都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺その他他の振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。</p>	<p>(振動発生施設) 法第二十六条の二 法第二十六条の政令で定める施設は、次に掲げる</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が二千九百四十一キロニュートン以上のものに限る。) 二 機械プレス(呼び加圧能力が九百八十八キロニュートン以上のものに限る。) 三 鍛造機(落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。) 	
<p>七 ダイオキシソリン類(ダイオキシソリン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)第二条第一項に規定するダイオキシソリン類をいう。以下同じ。)を発生し、及び大気に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるもの(以下「ダイオキシソリン類発生施設」という。)が設置されている工場のうち、政令で定めるもの</p> <p>※ダイオキシソリン類対策特別措置法 第二条第一項</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ポリ塩化ベンゾフラン 二 ポリ塩化ジベンゾペンゾハラー-ジオキシソリン 三 コブラナー-ポリ塩化ビフェニル 	<p>(ダイオキシソリン類発生施設等) 法第二十七条の三 法第二十七条の政令で定める施設は、ダイオキシソリン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第一第一号から第四号まで及び別表第二第一号から第十四号までに掲げる施設とする。</p> <p>2 法第二十七条の政令で定める工場は、前項に規定する施設のいずれかが設置されている工場とする。</p>	
<p>(公害防止統括者の選任) 第三条 特定工場を設置している者(以下「特定事業者」という。)、は、主務省令で定めるところにより、当該特定工場に係る公害防止に関する業務を統括管理する者(以下「公害防止統括者」という。)を選任しなければならない。ただし、特定事業者が政令で定める要件に該当する小規模の事業者であるときは、この限りでない。</p> <p>一 前条第一号の特定工場にあつては、次に掲げる業務</p> <p>イ ばい煙発生施設の使用の方法の監視並びにばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。</p> <p>ロ ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙の量の測定及び記録に関すること。</p> <p>ハ その他大気の汚染の防止に必要な業務で主務省令で定めるもの</p>	<p>(公害防止統括者の選任) 第二条 法第三条第一項の規定による公害防止統括者の選任は、公害防止統括者を選任すべき事由が発生した日から三十日以内に行なわれなければならない。</p> <p>(法第三条第一項の主務省令で定める業務) 第三条 法第三条第一項第一号ハの主務省令で定める業務は、事故時の措置(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第十七条第一項に定める事故時の措置をいう。第六号第一項第六号において同じ。)、及びばい煙に係る緊急時の措置に関することとする。</p>	
<p>二 前条第二号の特定工場にあつては、次に掲げる業務</p> <p>イ 汚水等排出施設の使用の方法の監視並びに汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。</p> <p>ロ 特定工場から水質汚濁防止法第二十一条に規定する公共用水域に排出される水(以下「排水」という。)、又は特定工場から地下に浸透する水で同条第八項に規定する有害物質使用特定施設から排出される汚水又は廃液(これを処理したものを含む。を含むもの(以下「特定地下浸透水」という。))の汚染状態の測定及び記録に関すること。</p> <p>ハ その他水質の汚濁の防止に必要な業務で主務省令で定めるもの</p>		<p>2 法第三条第一項第二号ハの主務省令で定める業務は、事故時の措置(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第十四条の二第一項に定める事故時の措置をいう。第六号第二項第六号において同じ。)、及び排水に水に係る緊急時の措置に関することとする。</p>
<p>三 前条第三号の特定工場にあつては、騒音発生施設の使用の方法及び配置その他騒音の防止の措置に関すること。</p> <p>四 前条第四号の特定工場にあつては、次に掲げる業務</p> <p>イ 特定粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに特定粉じん発生施設から排出され、又は飛散する特定粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。</p> <p>ロ 特定工場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度の測定及び記録に関すること。</p> <p>五 前条第五号の特定工場にあつては、一般粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに一般粉じん発生施設から排出され、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。</p>		

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律107号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 (昭和46年政令264号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律107号)
<p>六 前条第六号の特定工場にあつては、振動発生施設の使用の方法及び配置その他振動の防止の措置に関すること。</p> <p>七 前条第七号の特定工場にあつては、次に掲げる業務</p> <p>イ ダイオキシン類発生施設の使用の方法の監視並びにダイオキシン類発生施設において発生するダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する発生ガス又はダイオキシン類発生施設から排出される汚水若しくは廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。</p> <p>ロ ダイオキシン類対策特別措置法第二条第三項に規定する排出ガス(以下「排出ガス」という。)又は排出水に含まれるダイオキシン類の量の測定及び記録に関すること。</p> <p>ハ その他ダイオキシン類による汚染の防止に必要な業務で主務省令で定めるもの</p>	<p>3 法第三条第一項第七号ハの主務省令で定める業務は、事故時の措置(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二十三条第一項に定める事故時の措置をいう。第六条第七項第六号において同じ。)及びダイオキシン類に係る緊急時の措置に関することとする。</p>	<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 (昭和46年大・厚・農・通・運令3号)</p>
<p>二 公害防止統括者は、当該特定工場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。</p>		<p>(公害防止統括者の選任等の届出) 第四条 届出書によつてしなければならない。</p>
<p>三 特定事業者は、公害防止統括者を選任したときは、その日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。公害防止統括者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。</p>		<p>(届出書の提出額数) 第十二条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。 ※以降の届出(公害防止管理者、公害防止主任管理者、代理者及び承継)についても同様</p>
<p>四 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、特定工場において次に掲げる業務を管理する者(以下「公害防止管理者」という。)を選任しなければならない。この場合において、第二条第一号又は第二号の特定工場にあつては、政令で定めるばい煙発生施設又は汚水等排出施設の区分ごとに、それぞれ公害防止管理者を選任しなければならない。</p>	<p>(ばい煙発生施設及び汚水等排出施設の区分) 第七条 区分は、次に掲げるとおりとする。 一 第二条第二項第一号に規定するばい煙発生施設 二 前号に掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設</p>	<p>(公害防止管理者の選任) 第五条 法第四条第一項の規定による公害防止管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。 一 公害防止管理者を選任すべき事由が発生した日から六十日以内に行うこと。 二 二以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはならないこと。ただし、次に掲げる場合であつて、工場相互間の距離、生産工程上の関連、指揮命令系統、当該工場の維持管理について権限を有する者の状況その他の主務大臣が定める基準を満たし、一人の公害防止管理者が二以上の工場の公害防止管理者となつてもその職務を遂行するに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。 ※参考：特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第五条第二号ただし書(第十条第二項において準用する場合を含む。)に基づく基準(公布日：平成17年3月7日)</p>
<p>五 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、特定工場において次に掲げる業務を管理する者(以下「公害防止管理者」という。)を選任しなければならない。この場合において、第二条第一号又は第二号の特定工場にあつては、政令で定めるばい煙発生施設又は汚水等排出施設の区分ごとに、それぞれ公害防止管理者を選任しなければならない。</p>	<p>2 法第四条第一項の政令で定める汚水等排出施設の区分は、次に掲げるとおりとする。 一 前号に掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設 二 前号に掲げる汚水等排出施設</p>	<p>イ 一の特定事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合 ロ 特定事業者及び当該特定事業者の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)、当該特定事業者を子会社とする親会社(同法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。)又は当該親会社の子会社(当該特定事業者を除く。)が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合 ハ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条第一項第一号に掲げる事業協同組合、同項第二号に掲げる事業協同小組合若しくは同項第八号に掲げる商工組合又は水産業協同組合(昭和二十二年法律第二百四十二号)第二条に規定する漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合でその地区が都道府県の区域を超えないものがある者がその事業として公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する指導を行わせている場合において、当該組合の組合員(常時使用する従業員の数が、五十人以下のものに限る。)がその者を公害防止管理者として選任する場合</p>
<p>六 同一の業種に属する中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項第一号に掲げる中小企業者をいう。)が共同で公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する業務を行わせる場合において、当該中小企業者(常時使用する従業員の数が、五十人以下のものに限る。)がその者を公害防止管理者として選任する場合</p>		<p>二 同一の業種に属する中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項第一号に掲げる中小企業者をいう。)が共同で公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する業務を行わせる場合において、当該中小企業者(常時使用する従業員の数が、五十人以下のものに限る。)がその者を公害防止管理者として選任する場合</p>
<p>七 第二条第一号の特定工場にあつては、前条第一項第一号に掲げる業務のうち、使用する燃料又は原材料の検査、ばい煙の量の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項</p>		<p>(法第四条第一項の技術的事項) 第六条 法第四条第一項第一号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一 使用する燃料又は原材料の検査 二 ばい煙発生施設の点検 三 ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 四 ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及びその結果の記録 五 測定機器の点検及び補修 六 事故時の措置(危険の措置に係るものに限る。)の実施 七 ばい煙に係る緊急時におけるばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他の必要な措置の実施</p>

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律107号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 (昭和46年政令264号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 (昭和46年大・厚・農・通・運令3号)
二 第二条第二号の特定工場にあつては、前条第一項第二号に掲げる業務のうち、使用する原材料の検査、排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項		2 法第四条第一項第二号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一 使用する原材料の検査 二 汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 三 排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定の実施及びその結果の記録 四 測定機器の点検及び補修 五 事故時の措置(応急の措置に係るものに限る。)の実施 六 排水に係る緊急時における排水の量の減少その他の必要な措置の実施 七 法第四条第一項第三号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。
三 第二条第三号の特定工場にあつては、前条第一項第三号に掲げる業務のうち、騒音発生施設の配置の改善その他の主務省令で定める技術的事項		3 法第四条第一項第三号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一 騒音発生施設の配置の改善 二 騒音発生施設の点検 三 騒音発生施設の操作の改善 四 騒音を防止するための施設の操作、点検及び補修 五 法第四条第一項第四号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一 使用する原材料の検査 二 特定じん発生施設の点検 三 特定じん発生施設から発生し、又は飛散する特定粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 四 特定粉じんの濃度の測定の実施及びその結果の記録 五 測定機器の点検及び補修 六 法第四条第一項第五号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。
四 第二条第四号の特定工場にあつては、前条第一項第四号に掲げる業務のうち、使用する原材料の検査、特定粉じんの濃度の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項		4 法第四条第一項第四号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一 使用する原材料の検査 二 特定じん発生施設の点検 三 特定じん発生施設から発生し、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 四 測定機器の点検及び補修 五 法第四条第一項第五号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一 使用する原材料の検査 二 一般粉じん発生施設の点検 三 一般粉じん発生施設から発生し、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 四 測定機器の点検及び補修 五 法第四条第一項第六号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一 振動発生施設の配置の改善 二 振動発生施設の点検 三 振動発生施設を操作するための施設の改善 四 振動を防止するための施設の操作、点検及び補修 五 法第四条第一項第七号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。
五 第二条第五号の特定工場にあつては、前条第一項第五号に掲げる業務のうち、振動発生施設の配置の改善その他の主務省令で定める技術的事項		5 法第四条第一項第五号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一 使用する原材料の検査 二 一般粉じん発生施設の点検 三 一般粉じん発生施設から発生し、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 四 測定機器の点検及び補修 五 法第四条第一項第六号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一 振動発生施設の配置の改善 二 振動発生施設の点検 三 振動発生施設を操作するための施設の改善 四 振動を防止するための施設の操作、点検及び補修 五 法第四条第一項第七号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一 使用する燃料又は原材料の検査 二 ダイオキシン類発生施設の点検 三 ダイオキシン類発生施設から排出される排出ガス又は排水を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 四 排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施及びその結果の記録 五 測定機器の点検及び補修 六 事故時の措置(応急の措置に係るものに限る。)の実施 七 排出ガス又は排水に係る緊急時における量の減少その他の必要な措置の実施
六 第二条第六号の特定工場にあつては、前条第一項第六号に掲げる業務のうち、改善その他の主務省令で定める技術的事項		6 法第四条第一項第六号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一 振動発生施設の配置の改善 二 振動発生施設の点検 三 振動発生施設を操作するための施設の改善 四 振動を防止するための施設の操作、点検及び補修 五 法第四条第一項第七号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一 使用する燃料又は原材料の検査 二 ダイオキシン類発生施設の点検 三 ダイオキシン類発生施設から排出される排出ガス又は排水を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 四 排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施及びその結果の記録 五 測定機器の点検及び補修 六 事故時の措置(応急の措置に係るものに限る。)の実施 七 排出ガス又は排水に係る緊急時における量の減少その他の必要な措置の実施
七 第二条第七号の特定工場にあつては、前条第一項第七号に掲げる業務のうち排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項		7 法第四条第一項第七号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一 使用する燃料又は原材料の検査 二 ダイオキシン類発生施設の点検 三 ダイオキシン類発生施設から排出される排出ガス又は排水を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 四 排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施及びその結果の記録 五 測定機器の点検及び補修 六 事故時の措置(応急の措置に係るものに限る。)の実施 七 排出ガス又は排水に係る緊急時における量の減少その他の必要な措置の実施
2 公害防止管理者は、政令で定めるところにより、第七条第一項第一号の資格を有する者の中から選任しなければならない。	(公害防止管理者の選任) 公害防止管理者は、法第四条第二項の規定により、別表第二の中欄に掲げる施設の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから選任しなければならない。	(公害防止管理者の選任等の届出) 法第四条第三項において準用する法第三条第三項の規定による届出は様式第二による届出書によつてしなければならない。この場合において、その届出が公害防止管理者の選任に係るものであるときは、法第七条第一項第一号の資格を有する者である旨を証する書類を添付しなければならない。
3 前条第三項の規定は、公害防止管理者について準用する。		(公害防止管理者の選任) 法第五条第一項の規定による公害防止主任管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。 一 公害防止主任管理者を選任すべき事由が発生した日から六十日以内に選任すること。 二 以上の工場について同一の公害防止主任管理者を選任してはならないこと。
(公害防止主任管理者の選任) 特定事業者は、当該特定工場が政令で定める要件に該当するものときは、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号に規定する技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者(以下「公害防止主任管理者」という。)を選任しなければならない。	(公害防止主任管理者を選任すべき工場) 法第五条第一項の政令で定める要件は、ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で排出ガス量が四万立方メートル以上であり、かつ、排出水量が一立方メートル以上であること(当該工場においてばい煙並びに汚水及び廃液の処理を確実に行うことができるものとして主務省令で定める要件に該当する場合を除く。)とする。	(令)第九条の主務省令で定める要件) 令第九条の主務省令で定める要件は、ばい煙発生施設に係る公害防止管理者と当該ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設に係る公害防止管理者の選任につき同一人を選任する場合又はばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水若しくは廃液の処理工程が互いに独立している場合ととする。
2 公害防止主任管理者は、第七条第一項第二号の資格を有する者をもって充てなければならない。		(公害防止主任管理者の選任等の届出) 法第五条第三項において準用する法第三条第三項の規定による届出は、様式第三による届出書によつてしなければならない。この場合において、その届出が公害防止主任管理者の選任に係るものであるときは、法第七条第一項第二号の資格を有する者である旨を証する書類を添付しなければならない。
3 第三条第三項の規定は、公害防止主任管理者について準用する。		(代理者の選任及び選任等の届出) 第二条の規定による選任及び第四条の規定による届出は、公害防止統括者の代理者について準用する。 2 第五条の規定による選任及び第七条の規定による届出は、公害防止管理者の代理者について準用する。 3 第八条の規定による選任及び前条の規定による届出は、公害防止主任管理者の代理者について準用する。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律107号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 (昭和46年政令264号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 (昭和46年大・厚・農・通・運令3号)
<p>(承継) 第六條の二 第三條第三項、第四條第三項、第五條第三項又は前條第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。) 規定による届出をした特定事業者(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その届出をした特定事業者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により第三條第三項の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。</p>		
<p>(承継の届出) 第六條の二 2 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。 一 法第六條の二第一項の規定により法第三條第三項(法第四條第三項、第五條第三項又は第六條第二項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第三の三による書面及び戸籍謄本 二 法第六條の二第二項の規定により法第三條第三項の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第三の四による書面及び戸籍謄本 三 法第六條の二第二項の規定により合併によつて法第三條第三項の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書</p>		
<p>(公害防止管理者等の資格) 第七條 一 公害防止管理者及びその代理人 政令で定める区分ごとに行為なう公害防止管理者試験に合格した者その他当該区分ごとに政令で定める資格を有する者 二 公害防止管理者試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者</p>	<p>(公害防止管理者等の資格) 第七條第一項第一号の政令で定める区分は別表第三の中欄に掲げるとおりとし、同号の政令で定める資格は当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 一 別表第二の三の項の下欄に掲げる者であり、かつ、同表の七の項の下欄に掲げる者であるもの 二 前号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p>	<p>(学歴及び実務の経験) 第十一條 一 別表第三の三の下欄に掲げる学歴及び実務の経験は、別表第一の下欄に掲げる公害防止管理者の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 二 令第十一條第二号に掲げる学歴及び実務の経験は、別表第二に掲げるとおりとする。</p>
<p>(技術士の選択科目) 第十一條の二 2 令第十一條第二号又は九の項の下欄第六号、五の項の下欄第一号、七の項の下欄第一号、九の項の下欄第二号、十の項の下欄第三号又は十二の項の下欄第一号の主務省令で定める選択科目は、別表第二の二の上欄に掲げる規定ごとに、同表の中欄に掲げる技術部門について、同表の下欄に掲げる選択科目とする。</p>	<p>(計量士の区分) 第十一條の三 令別表第三の三の項の下欄第二号又は九の項の下欄第三号の主務省令で定める区分は、それぞれ計量法施行規則(平成五年通商産業省令第六十九号)第五十條第一号又は第二号に規定する区分とする。 (衛生管理者の免許の種類及び業務) 第十一條の四 一 別表第三の二の項の下欄第一号、九の項の下欄第一号又は十の項の下欄第一号の主務省令で定める種類の免許は、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)別表第四の上欄に掲げる衛生工学衛生管理第一号又は十の項の下欄第一号の主務省令で定める業務は、それぞれ労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第九号、同表第六号若しくは第八号又は同表第四号に掲げる業務とする。</p>	<p>(作業主任者の免許の種類) 第十一條の五 令別表第三の三の項の下欄第四号又は四の項の下欄第二号の主務省令で定める種類の免許は、それぞれ労働安全衛生規則別表第四の上欄に掲げる特級ポイ一技工士免許又は一級ポイ一技工士免許とする。</p>
<p>(国家試験) 第八條 2 国家試験は、毎年少なくとも一回、経済産業大臣及び環境大臣が行なう。</p>	<p>(国家試験の基本方針) 第十三條 2 経済産業大臣及び環境大臣(指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関。第十五條の二、第十六條及び第十七條第一項において同じ。)は、前項の基本方針に基づき国家試験を行う。 (試験委員) 第十四條 2 国家試験に関する事務をつかさどらせるため、経済産業省及び環境省に公害防止管理者等試験委員を置く。ただし、法第八條の二第一項の規定により指定試験機関に試験事務の全部を行わせることとした場合は、この限りでない。 2 公害防止管理者等試験委員は、公害の防止に関し学識経験を有する者及び主務省の職員をもって充てる。</p>	<p>(国家試験の基本方針) 第十三條 主務大臣は、国家試験の実施に際し、共同して、問題作成、採点及び合格の判定についての基本方針を定める。 2 経済産業大臣及び環境大臣(指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関。第十五條の二、第十六條及び第十七條第一項において同じ。)は、前項の基本方針に基づき国家試験を行う。</p>

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律107号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 (昭和46年政令264号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 (昭和46年大・厚・農・通・運令3号)
<p>3 国家試験の試験科目、受験手続その他国家試験の実施細目は、主務省令で定める。</p>		<p>国家試験の募集細目 第十五条 国家試験は、別表第三の上欄に掲げる試験の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる科目について、筆記試験により行なうものとする。</p> <p>2 国家試験(指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、様式第四の受験願書(その者が受験しようとする試験地を管轄する経済産業局長を經由して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。)</p> <p>3 指定試験機関がその試験事務を行う国家試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、受験願書を当該指定試験機関に提出しなければならない。</p> <p>4 前二項に規定するもののほか、国家試験を実施する期日、場所その他国家試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、官報に公示する。</p> <p>(国家試験科目の免除) 第十五条の二 経済産業大臣及び環境大臣は、国家試験の一部の科目に合格した者に対しては、その合格した国家試験の行われた年の初めから三年以内(その合格した国家試験と同一の区分に係る国家試験を受ける場合は、その者の申請により、その合格した科目を免除する。)</p> <p>2 経済産業大臣及び環境大臣は、別表第三の上欄に掲げる区分の国家試験を受けようとする者であつて、他の区分の国家試験に合格した者にあつては、その者の申請により、当該区分の国家試験の科目と同一の科目を免除する。</p> <p>(合格の通知等) 第十六条 経済産業大臣及び環境大臣は、国家試験に合格した者の受験番号を官報に公示するとともに、国家試験に合格した者に対し、様式第五の書類を送付することにより、その旨を通知する。</p> <p>(合格証書の再交付) 第十七条 前条の書類(以下「合格証書」という。)を汚し、損じ、又は失つてその再交付を受けようとする者は、様式第六の合格証書再交付申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 合格証書を汚し、又は損じてその再交付の申請をする場合は、前項の合格証書再交付申請書に当該合格証書を添付しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により合格証書の再交付を受けようとする者は、再交付手数料として二千五百円を納付しなければならない。</p>
<p>(指定試験機関の指定等) 第八条の二 経済産業大臣及び環境大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、国家試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2 前項の指定は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>※特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令(昭和61年通商産業省令第46号)(以下、「試験機関省令」という)を参照</p> <p>3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。</p>		<p>(講習) 第十八条 講習を受けようとする者は、登録講習機関が定める受講申込書に令第十一条第二号に規定する学歴及び実務の経歴又は令別表第三の下欄の各号に掲げる資格(以下「受講資格」という。)を証する書類を添付して登録講習機関に提出しなければならない。</p> <p>2 講習は、講義及び修了試験により行う。</p> <p>3 前項の講義は、別表第四の第一欄に掲げる区分ごとに、同表の第二欄に掲げる講義科目について、同表の第三欄に掲げる講義時間により行う。</p> <p>4 第二項の修了試験は、講義を受講した者に対して、別表第四の第一欄に掲げる区分ごとに、同表の第四欄に掲げる修了試験時間により行い、その合格者は当該区分の講習を修了した者(以下「講習修了者」という。)とする。</p> <p>5 講習を実施した者は、修了試験の結果を、その受験者に通知し、講習修了者には、様式第七により作成した修了証書を交付しなければならない。</p> <p>(講習機関の登録) 第十九条 令第十一条第二号又は令別表第三の各項の下欄の登録(以下単に「登録」という。)は、講習を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 登録を受けようとする者は、様式第八の講習機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの</p> <p>二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書並びに事業報告書並びに申請の日を含む事業年度における事業計画及び収支予算書又はこれらに準ずるもの</p> <p>三 役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。))にあつては、業務を執行する社員の氏名若しくは名称並びにこれらに準ずるもの</p> <p>四 申請者が次条各号に該当しないことを説明した書類</p> <p>五 講習の業務の実施の方法に関する計画</p> <p>六 科目別担当講師(別表第四の第一欄に掲げる区分ごとに、同表の第二欄に掲げる講義科目を担当する講師をいう。以下同じ。)の氏名、略歴及び担当する講義科目を記載した書類</p> <p>七 修了試験委員(別表第四の第一欄に掲げる区分ごとに修了試験の問題の作成及び可否の判定を行う試験委員をいう。以下同じ。)の氏名、略歴及び担当する修了試験の区分を記載した書類</p>
<p>(主務省令への委任) 第十一条の二 前条第二号又は別表第三の各項の下欄に規定する講習の実施に関し必要な事項は、主務省令で定める。</p>		<p>講習を受けようとする者は、登録講習機関が定める受講申込書に令第十一条第二号に規定する学歴及び実務の経歴又は令別表第三の下欄の各号に掲げる資格(以下「受講資格」という。)を証する書類を添付して登録講習機関に提出しなければならない。</p> <p>講習は、講義及び修了試験により行う。</p> <p>前項の講義は、別表第四の第一欄に掲げる区分ごとに、同表の第二欄に掲げる講義科目について、同表の第三欄に掲げる講義時間により行う。</p> <p>第二項の修了試験は、講義を受講した者に対して、別表第四の第一欄に掲げる区分ごとに、同表の第四欄に掲げる修了試験時間により行い、その合格者は当該区分の講習を修了した者(以下「講習修了者」という。)とする。</p> <p>講習を実施した者は、修了試験の結果を、その受験者に通知し、講習修了者には、様式第七により作成した修了証書を交付しなければならない。</p> <p>(講習機関の登録) 令第十一条第二号又は令別表第三の各項の下欄の登録(以下単に「登録」という。)は、講習を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>登録を受けようとする者は、様式第八の講習機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの</p> <p>申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書並びに事業報告書並びに申請の日を含む事業年度における事業計画及び収支予算書又はこれらに準ずるもの</p> <p>役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。))にあつては、業務を執行する社員の氏名若しくは名称並びにこれらに準ずるもの</p> <p>申請者が次条各号に該当しないことを説明した書類</p> <p>講習の業務の実施の方法に関する計画</p> <p>科目別担当講師(別表第四の第一欄に掲げる区分ごとに、同表の第二欄に掲げる講義科目を担当する講師をいう。以下同じ。)の氏名、略歴及び担当する講義科目を記載した書類</p> <p>修了試験委員(別表第四の第一欄に掲げる区分ごとに修了試験の問題の作成及び可否の判定を行う試験委員をいう。以下同じ。)の氏名、略歴及び担当する修了試験の区分を記載した書類</p>

<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律107号)</p>	<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 (昭和46年政令264号)</p>	<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 (昭和46年大・厚・農・通・運令3号)</p>
<p>(欠格条項) 第八條の三 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の指定を受けられない。 一 第八條の十三第二項の規定により指定を取り消された日、その取消の日から二年を経過しない者 二 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者 イ この法律又はこの法律に基づく処分に関連し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくかつ二年を経過しない者 ロ 第八條の九の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者</p> <p>(指定の基準) 第八條の四 経済産業大臣及び環境大臣は、他に第八條の二第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。 三 一般社団法人又は一般財団法人であること。 四 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。</p>		<p>(欠格条項) 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられた日から二年を経過しない者 二 第三十二条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち二前二号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(登録基準) 第二十一条 経済産業大臣及び環境大臣は、第十九条第一項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一 第十八条第二項から第五項までに規定する事項に従つて、講習を行うこと。 二 科目別担当講師及び修了試験委員が、次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者であること。 イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校において漢学、工学、化学若しくは農学に関する学科若しくはこれらに相当する学科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらに就いた者 ロ 学校教育法に基づき大学又は高等専門学校において理系系統の正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上公害防止に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有する者 三 講習を実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。 2 登録は、講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。 登録の年月日及び登録番号 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 三 講習の業務を行う事務所の名称及び所在地</p> <p>(登録の更新) 第二十二条 登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用す</p> <p>(講習の実施義務) 第二十三条 登録講習機関は、公正に、かつ、次に掲げる基準に適合する方法により講習を行わなければならない。 一 第十八条第二項から第五項までに規定する事項に従つて行われるものであること。 二 講習を受けようとする者が、受講資格を満たす者であることを確認すること。 三 講義は、教本その他必要な教材を用いて実施されるものであること。 四 修了試験は、講義を受講した者が講義の内容を十分に理解しているかを的確に把握できるものであること。 五 修了試験の問題の作成、印刷、運搬及び保管等は秘密を保持することができる方法により行うこと。 六 修了試験の実施にあつては、監督員を配置すること。その他試験の公正かつ円滑な実施に配慮すること。 七 修了試験の可否の判定基準を明確にすること。 八 第二十五条第一項の規定により届け出た同項に規定する業務規程を遵守すること。 九 講習以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて講習の業務が不公正になるおそれがないものであること。</p> <p>(変更の届出) 第二十四条 登録講習機関は、第二十一条第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。 2 登録講習機関は、科目別担当講師の氏名について変更が生じたとき、科目別担当講師の担当する講義科目を変更したとき、又は科目別担当講師を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。 3 前項の規定は、修了試験委員に準用する。この場合において、同項中「講義科目」とあるのは、「修了試験の区分」と読み替へるものとする。</p> <p>(業務規程) 第二十五条 登録講習機関は、講習の業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、講習の業務の開始前に、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(試験事務規程) 第八條の五 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>		

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律107号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 (昭和46年政令264号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 (昭和46年大・厚・農・通・運令3号)
<p>2 試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令、環境省令で定める。</p> <p>※試験機関省令参照</p> <p>3 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不相当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p>		
<p>第八條の五</p>		<p>2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。</p> <p>一 講習の申込方法、実施場所、実施体制その他講習の実施の方法に関する事項</p> <p>二 受講資格の承認の方法に関する事項</p> <p>三 講習の受講料の額及びその収納の方法に関する事項</p> <p>四 講習の実施に関する事項</p> <p>五 修了試験の問題の作成及び合否の判定に関する事項</p> <p>六 修了試験の問題及び答案の管理に関する事項</p> <p>七 修了試験事務の公正の確保に関する事項</p> <p>八 修了試験の結果の通知に関する事項</p> <p>九 修了試験の交付及び再交付に関する事項</p> <p>十 不正受講者の処分に関する事項</p> <p>十一 科目別担当講師及び修了試験委員の選任及び解任に関する事項</p> <p>十二 講習の実施に関し知り得た秘密の保持に関する事項</p> <p>十三 講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項</p> <p>十四 第二十九條第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項</p> <p>十五 その他講習の業務の実施に関し必要な事項</p>
<p>(試験事務の休廃止)</p> <p>第八條の六 指定試験機関は、経済産業大臣及び環境大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p>		<p>(業務の休廃止)</p> <p>第二十六條 登録講習機関は、講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、講習の業務の一部を休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に定める事項を記載した届出書に、休止し、又は廃止しようとする講習の業務に係る帳簿の写しを添えて経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 休止し、又は廃止しようとする講習の業務の範囲</p> <p>二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間</p> <p>三 休止又は廃止の理由</p>
<p>(事業計画等)</p> <p>第八條の七 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第八條の二第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後運滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。</p>		<p>(講習の実施計画)</p> <p>第二十七條 登録講習機関は、毎事業年度開始前に(登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後運滞なく)、その事業年度の講習の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 実施計画においては、講習の日程、募集人員、実施場所、講義科目別時間数、講習の業務の実施に係る収支計画その他講習の実施に関し必要な事項を定める。</p>
		<p>(講習修了者等の報告)</p> <p>第二十八條 登録講習機関は、講習を実施したときは、運滞なく、講習の区分ごとに講習実施年月日、講習受講者数及び講習修了者数を記載した報告書に、講習の区分ごとに講習修了者の氏名、生年月日、住所、講習番号及び修了番号を記載した講習修了者名簿を添えて経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度に実施した講習の業務に関する事項について経済産業大臣及び環境大臣に報告しなければならない。</p> <p>一 講習ごとにその実施の日時、場所、区分別講習受講者数、科目別担当講師及び修了試験委員の氏名及び略歴</p> <p>二 講習に用いた教材及び修了試験の問題</p> <p>三 講習の業務の実施に係る収支決算</p> <p>四 その他必要な事項</p>
<p>第八條の七</p>		<p>(財務諸表等の備付け及び閲覧等)</p> <p>第二十九條 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知事によつて認識することができる情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の作成において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。</p> <p>2 講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。</p> <p>一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>二 前号の書面の謄本又は抄本の請求</p> <p>三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>四 前号の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの(受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものに限る。)により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律107号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 (昭和46年政令264号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 (昭和46年大・厚・農・通・運令3号)
<p>第八 条の八</p> <p>(役員の選任及び解任) 第八 条の八 指定試験機関の役員は、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>		
<p>(役員の解任命令) 第八 条の九 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づき処分を含む。)若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。</p>		
<p>(試験員) 第八 条の十 指定試験機関は、試験事務を行うときは、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。 2 指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、経済産業省令、環境省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。 ※試験機関省令参照 3 指定試験機関は、試験員を選任したときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときも、同様とする。 ※試験機関省令参照 4 前条の規定は、試験員に準用する。</p>		
<p>(秘密保持義務) 第八 条の十一 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>		<p>(適合勧告) 第三十 条 経済産業大臣及び環境大臣は、登録講習機関が第二十一 条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>
<p>(適合命令等) 第八 条の十二 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関が第八 条の四各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)の一に適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>		<p>(改善勧告) 第三十一 条 経済産業大臣及び環境大臣は、登録講習機関が第二十三 条の規定に違反しているとき、その登録講習機関に対し、講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>
<p>(指定の取消し等) 第八 条の十三 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関が第八 条の四第三号に適合しなくなつたときは、第八 条の二第一項の指定を取り消さなければならない。 2 経済産業大臣及び環境大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第八 条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第八 条の三第二号に該当するに至つたとき。 二 第八 条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。 三 第八 条の五第三項、第八 条の九(第八 条の十第四項において準用する場合を含む。)又は前条の規定による命令に違反したとき。 四 第八 条の六、第八 条の七、第八 条の十第一項から第三項まで又は次条の規定に違反したとき。 五 不正の手段により第八 条の二第一項の指定を受けたとき。</p>		<p>(登録の取消し等) 第三十二 条 経済産業大臣及び環境大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第二十 条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 二 第二十四 条、第二十五 条第一項、第二十六 条、第二十七 条第一項及び第二十八 条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 三 第二十九 条第一項又は次条の規定に違反したとき。 四 正当な理由がないのに第二十九 条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。 五 前二 条の規定による勧告に従わなかつたとき。 六 不正の手段により登録を受けたとき。</p>
<p>(帳簿の記載) 第八 条の十四 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に関し経済産業省令、環境省令で定める事項を記載しなければならない。 2 ※試験機関省令参照 前項の帳簿は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。 ※試験機関省令参照</p>		<p>(帳簿の備付け) 第三十三 条 登録講習機関は、帳簿を備え、講習に関し次に掲げる事項を記載し、これを保存しなければならない。 一 講習の区分及び実施年月日 二 講習受講者の氏名及び生年月日 三 講習修了者の氏名、生年月日、講習番号、修了番号及び講習の区分</p>
<p>(職員の方法の特例) 第八 条の十五 第八 条の九(第八 条の十第四項において準用する場合を含む。)又は第八 条の十三の規定による処分に係る職員の任期における審理は、公開により行われなければならない。 2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七 条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。</p>		
<p>(指定試験機関がした処分等についての審査請求) 第八 条の十六 指定試験機関が行つた試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣及び環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣及び環境大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五 条第二項及び第三項、第四十六 条第一項及び第二項並びに第四十九 条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。</p>		

<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律107号)</p> <p>(受験手数料) 第十二条の二 国家試験を受けようとする者は、国(指定試験機関 が試験事務の全部を行う場合にあっては、指定試験 機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手 料を納付しなければならない。</p>	<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 (昭和46年政令264号)</p> <p>(受験手数料) 第十三条 法第十二条の二第二項の受験手数料の額は、次の 各号に掲げる国家試験の区分ごとに、それぞれ当該 各号に定めたとおりとする。</p> <p>一 別表第三の一の項、三の項、五の項、七の項及び 十二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止 管理者試験並びに公害防止主任管理者試験 八千七百円</p> <p>二 前号に規定する公害防止管理者試験以外の公害防 止管理者試験 八千二百円</p>	<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 (昭和46年大・厚・農・通・運令3号)</p> <p>(手数料の納付) 第三十七条 法第十二条の二第二項に規定する受験手数料及び第 十七条第三項に規定する再交付手数料は、収入印紙を もつて(指定試験機関に納付する場合にあっては、試験 事務規程で定めるところにより)納付しなければならない い。</p>
<p>第十二条の二 前項の規定により指定試験機関に納められた受験 手数料は、指定試験機関の収入とする。</p> <p>2 この法律の規定に基づき、政令を制定し、又は改廃 する場合においては、その政令で、その制定又は改 廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内におい て、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含 む。)を定めることができる。</p>		
<p>第十三条 (経過措置) 第十三条 この法律の規定に基づき、政令を制定し、又は改廃 する場合においては、その政令で、その制定又は改 廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内におい て、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含 む。)を定めることができる。</p>		
<p>第十四条 (市町村が組織する事務) 第十四条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務 のうち、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置さ れている工場に係る事務は市町村長が、次の各号に 掲げる工場に係る事務はそれぞれ当該各号に掲げる 市の長が行うこととする。この場合においては、法中 この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関 する規定は、市町村長又は市の長に関する規定とし てそれぞれ市町村長又は当該各号に掲げる市の長に 適用があるものとする。</p> <p>一 ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん 発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されて いる工場 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七 号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下 この条において「指定都市」という。)及び同法第二 百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条にお いて「中核市」という。)</p> <p>二 前号に掲げる工場以外の工場(騒音発生施設又は 振動発生施設のみが設置されている工場を除く。) 指定都市及び中核市並びに市川市、松戸市、市原 市、藤沢市及び徳島市</p>	<p>(市町村が組織する事務) 第十四条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務 のうち、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置さ れている工場に係る事務は市町村長が、次の各号に 掲げる工場に係る事務はそれぞれ当該各号に掲げる 市の長が行うこととする。この場合においては、法中 この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関 する規定は、市町村長又は市の長に関する規定とし てそれぞれ市町村長又は当該各号に掲げる市の長に 適用があるものとする。</p> <p>一 ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん 発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されて いる工場 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七 号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下 この条において「指定都市」という。)及び同法第二 百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条にお いて「中核市」という。)</p> <p>二 前号に掲げる工場以外の工場(騒音発生施設又は 振動発生施設のみが設置されている工場を除く。) 指定都市及び中核市並びに市川市、松戸市、市原 市、藤沢市及び徳島市</p> <p>※参考 附 則 (平成二十七年一月三〇日政令第三〇号) 抄 (特定工場における公害防止組織の整備に関する法 律施行令の一部改正に伴う経過措置) 第九条 施行時特例市については、第二十四条の規 定による改正前の特定工場における公害防止組織の 整備に関する法律施行令第十四条(同条第二号及び 第三号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力 を有する。この場合において、同条第二号中「前号に 掲げる」とあるのは「ばい煙発生施設、特定粉じん発 生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されてい る」と、「地方自治法第二百五十二条の二十六の改正 する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二 条に規定する施行時特例市」と、「特例市」とあるの は「施行時特例市」と、同条第三号中「前二号に掲げ る」とあるのは「ばい煙発生施設、一般粉じん発生施 設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施 設が設置されている」と、「特例市」とあるのは「施行 時特例市」とする。</p>	<p>(条例等に係る適用除外) 第三十九条 第十条の二、第十二条及び前条(市町村長の事務に係 る部分に限る。)の規定は、市町村の条例、規則その他 の他のために別段の定めがあるときは、その限度にお いて適用しない。</p> <p>2 第十条の二、第十二条及び前条(市町村長の事務に係 る部分に限る。)の規定は、市町村の条例、規則その他 の他のために別段の定めがあるときは、その限度にお いて適用しない。</p>
<p>第十五条 (主務官令) 第十五条 この法律において主務官令は、環境大臣及び第 二条の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣 の発する命令とする。</p> <p>(罰則) 第十五条の二 第八条の十一第一項の規定に違反した者は、一年 以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十五条の二 第八条の十三第三項の規定による試験事務の停止 の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試 験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五 十万円以下の罰金に処する。</p>		
<p>第十六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰 金に処する。</p> <p>一 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は 第六条第一項の規定に違反した者 ※特定事業者の統括者、管理者、主任管理者の選任職務違反 ※第十条の規定による命令に違反した者 ※特定事業者の統括者、管理者、主任管理者の解任命令違反</p> <p>二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をし た指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下 の罰金に処する。</p> <p>一 第八条の六の許可を受けずに試験事務の全部を 廃止したとき。</p> <p>二 第八条の十四第一項の規定に違反して帳簿を備え ず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載を し、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存し なかつたとき。</p> <p>三 第十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは 虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避したとき。</p>		

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律107号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 (昭和46年政令264号)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 (昭和46年大・厚・農・通・運令3号)
<p>第十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三条第三項(第四項第三項、第五条第三項又は第六条第二項において適用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ※特定事業者の締結者、管理者、主任管理者の届出義務違反</p> <p>二 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 ※特定事業者の職務報告義務、立入検査拒否違反</p>		
<p>第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。</p>		
<p>第十九条 第六条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処す。 ※特定事業者の地位の承継届出義務違反</p>		
	<p>(主務省令) 第十五条 この政令において主務省令は、環境大臣及び第一条に掲げる業種に属する事業を所管する大臣の発する命令とする。</p>	
<p>附 則 この法律は、公布の日(昭和四十六年六月一〇日)から施行する。ただし、第三条から第六条までの規定は、公布の日から起算して一年三月を経過した日から施行する。</p>	<p>附 則 この政令は、公布の日(昭和四十六年八月十一日)から施行する。ただし、第六条から第九条までの規定は、昭和四十七年九月十日から施行する。</p>	<p>附 則 この省令は、公布の日(昭和四十六年八月三十一日)から施行する。ただし、第二条から第十二条までの規定は、昭和四十七年九月十日から施行する。</p>

資料2

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令

別表第一(第三条関係)

- 一 水質汚濁防止法施行令別表第一(以下単に「別表第一」という。)第十九号に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。)
- 二 別表第一第二十二号に掲げる施設(六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。)
- 三 別表第一第二十三号の二に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。)
- 四 別表第一第二十四号に掲げる施設(ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。)
- 五 削除
- 六 別表第一第二十六号に掲げる施設(カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。)
- 七 別表第一第二十七号に掲げる施設(水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質(以下「有害物質」という。)又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。)
- 八 別表第一第二十八号に掲げる施設(塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。)
- 九 別表第一第二十九号に掲げる施設
- 十 別表第一第三十一号に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。)
- 十一 別表第一第三十二号に掲げる施設(トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。)
- 十二 別表第一第三十三号に掲げる施設(塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成

樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、一・四―ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレートの製造の用に供するものに限る。)

十三 別表第一第三十四号に掲げる施設(テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは二クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。)

十四 別表第一第三十五号に掲げる施設(二クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。)

十五 別表第一第三十七号に掲げる施設(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。))若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。)

十六 別表第一第三十八号の二に掲げる施設

十七 別表第一第四十一号に掲げる施設(トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。)

十八 別表第一第四十三号に掲げる施設

十九 別表第一第四十六号に掲げる施設(有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。)

二十 別表第一第四十七号に掲げる施設(水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。)

- 二十一 別表第一第四十八号に掲げる施設(ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。)
- 二十二 別表第一第五十号に掲げる施設(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は一・四―ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。)
- 二十三 別表第一第五十一号に掲げる施設(トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。)
- 二十四 別表第一第五十三号に掲げる施設(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。)
- 二十五 別表第一第五十八号に掲げる施設(ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。)
- 二十六 別表第一第六十一号に掲げる施設(コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。)
- 二十七 別表第一第六十二号に掲げる施設(銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。)
- 二十八 別表第一第六十三号に掲げる施設(液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。)
- 二十九 別表第一第六十三号の三に掲げる施設
- 三十 別表第一第六十四号に掲げる施設(コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。)
- 三十一 別表第一第六十五号に掲げる施設(クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。)
- 三十二 別表第一第六十六号に掲げる施設(カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めつきの用に供するものに限る。)

- 三十三 別表第一第六十六号の二に掲げる施設
- 三十四 別表第一第七十一号の五に掲げる施設
- 三十五 別表第一第七十一号の六に掲げる施設

別表第二(第八条、第十一条関係)

一	第七条第一項第一号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が四万立方メートル以上の工場に設置されているもの	別表第三の一の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者(以下「大気関係第一種有資格者」という。)
二	第七条第一項第一号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が四万立方メートル未満の工場に設置されているもの	大気関係第一種有資格者又は別表第三の二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者(以下「大気関係第二種有資格者」という。)
三	第七条第一項第二号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が四万立方メートル以上の工場に設置されているもの	大気関係第一種有資格者又は別表第三の三の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者(以下「大気関係第三種有資格者」という。)
四	第七条第一項第二号に掲げるばい煙発生施設で排出ガス量が四万立方メートル未満の工場に設置されているもの	大気関係第一種有資格者、大気関係第二種有資格者、大気関係第三種有資格者又は別表第三の四の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者
五	第七条第二項第一号に掲げる汚水等排出施設で排出水量が一万立方メートル以上の工場に設置されているもの	別表第三の五の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者(以下「水質関係第一種有資格者」という。)
六	第七条第二項第一号に掲げる汚水等排出施設で排出水量が一万立方メートル未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されているもの	水質関係第一種有資格者又は別表第三の六の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者(以下「水質関係第二種有資格者」という。)
七	第七条第二項第二号に掲げる汚水等排	水質関係第一種有資格者又は別表第三の七の項

	出施設で排出水量が一万立方メートル以上の工場に設置されているもの	の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者(以下「水質関係第三種有資格者」という。)
八	第七条第二項第二号に掲げる汚水等排出施設で排出水量が一万立方メートル未満の工場に設置されているもの	水質関係第一種有資格者、水質関係第二種有資格者、水質関係第三種有資格者又は別表第三の八の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者
九	騒音発生施設又は振動発生施設	別表第三の九の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者
十	特定粉じん発生施設	四の項の下欄に掲げる者又は別表第三の十の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者
十一	一般粉じん発生施設	十の項の下欄に掲げる者又は別表第三の十一の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有する者
十二	ダイオキシン類発生施設	別表第三の十二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者

別表第三(第十条、第十一条の二、第十三条関係)

一	別表第二の一の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより 経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が 行う講習の課程を修了したもの 一 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第 二条第一項に規定する技術士(主務省令で定め る選択科目を選択したものに限る。) 二 計量法(平成四年法律第五十一号)第二百二十 二条第一項に規定する計量士(主務省令で定め る区分に係るものに限る。)
二	別表第二の二の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより 経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が 行う講習の課程を修了したもの 一 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七 号)第十二条第一項に規定する免許(主務省令 で定める種類のものに限る。)を受けた者であ つて、主務省令で定める業務に係る衛生管理 者(同項に規定する衛生管理者をいう。以下同 じ。)として一年以上その職務に従事したもの 二 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を 改正する法律(平成十六年法律第九十四号)第 一条の規定による改正前の鉱山保安法第十八 条の規定による保安技術管理者、副保安技術 管理者若しくは保安監督員の国家試験に合格 した者(以下「保安技術管理者等」という。) 又は同条の規定による鉱害防止係員に係る国 家試験に合格した者 三 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三 百三号)第七条第一項に規定する毒物劇物取扱 責任者として一年以上その職務に従事した者 四 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)

		<p>第二条の規定による免許を受けている者</p> <p>五 一の項の下欄各号に掲げる者</p> <p>六 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>
三	別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 保安技術管理者等</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第五十一条第一項の規定によるエネルギー管理士免状の交付を受けている者</p> <p>三 ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>四 労働安全衛生法第十四条に規定する免許(主務省令で定める種類のものに限る。)を受けている者</p> <p>五 電気事業法第四十四条第一項第一号の第一種電気主任技術者免状、同項第二号の第二種電気主任技術者免状、同項第六号の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は同項第七号の第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>六 技術士法第二条第一項に規定する技術士(主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。)</p> <p>七 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>八 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>
四	別表第二の四の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が</p>

	止管理者	<p>行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 ガス事業法第二十六条第一項の乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>二 労働安全衛生法第十四条に規定する免許(主務省令で定める種類のものに限る。)を受けている者</p> <p>三 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>四 三の項の下欄第二号から第六号までに掲げる者</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>
五	別表第二の五の項の中欄に掲げる汚水等排出施設について選任すべき公害防止管理者	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 技術士法第二条第一項に規定する技術士(主務省令で定める選択科目を選択したのものに限る。)</p> <p>二 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>三 二の項の下欄第四号に掲げる者</p>
六	別表第二の六の項の中欄に掲げる汚水等排出施設について選任すべき公害防止管理者	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>二 二の項の下欄第一号から第四号までに掲げる者</p> <p>三 三の項の下欄第三号又は四の項の下欄第一号に掲げる者</p> <p>四 五の項の下欄第一号に掲げる者</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>
七	別表第二の七の項の中欄に掲げる汚水	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより

	等排出施設について選任すべき公害防止管理者	<p>経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 技術士法第二条第一項に規定する技術士(主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。)</p> <p>二 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>三 二の項の下欄第四号に掲げる者</p> <p>四 三の項の下欄第一号に掲げる者</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>
八	別表第二の八の項の中欄に掲げる汚水等排出施設について選任すべき公害防止管理者	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の二第一項第二号に規定する採石業務管理者として一年以上その職務に従事した者</p> <p>二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第二十三条の三十四第三項の規定により再生医療等製品の製造の管理をする者として一年以上その職務に従事したもの又は同法第六十八条の十六第一項の規定により生物由来製品の製造の管理をする者として一年以上その職務に従事したもの</p> <p>三 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>四 二の項の下欄第四号に掲げる者</p> <p>五 七の項の下欄第一号に掲げる者</p> <p>六 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>
九	騒音発生施設又は振動発生施設につい	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより

	て選任すべき公害防止管理者	<p>経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 労働安全衛生法第十二条第一項に規定する免許(主務省令で定める種類のものに限る。)を受けた者であつて、主務省令で定める業務に係る衛生管理者として一年以上その職務に従事したもの</p> <p>二 技術士法第二条第一項に規定する技術士(主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。)</p> <p>三 計量法第二百二十二条第一項に規定する計量士(主務省令で定める区分に係るものに限る。)</p> <p>四 前三号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>
十	特定粉じん発生施設について選任すべき公害防止管理者	<p>次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの</p> <p>一 労働安全衛生法第十二条第一項に規定する免許(主務省令で定める種類のものに限る。)を受けた者であつて、主務省令で定める業務に係る衛生管理者として一年以上その職務に従事したもの</p> <p>二 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士</p> <p>三 技術士法第二条第一項に規定する技術士(主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。)</p> <p>四 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定め</p>

		る学歴及び実務の経験を有する者
十一	一般粉じん発生施設について選任すべき公害防止管理者	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより 経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が 行う講習の課程を修了したもの 一 一の項の下欄第二号に掲げる者 二 八の項の下欄第一号に掲げる者 三 十の項の下欄第一号から第三号までに掲げ る者 四 前三号に掲げる者のほか、主務省令で定め る学歴及び実務の経験を有する者
十二	ダイオキシン類発生施設について選任すべき公害防止管理者	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより 経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が 行う講習の課程を修了したもの 一 技術士法第二条第一項に規定する技術士(主 務省令で定める選択科目を選択したものに限 る。) 二 一の項の下欄第二号に掲げる者 三 二の項の下欄第一号から第四号までに掲げ る者 四 十の項の下欄第二号に掲げる者 五 別表第二の二の項の下欄に掲げる者であ り、かつ、同表の六の項の下欄に掲げる者で あるもの 六 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定め る学歴及び実務の経験を有する者

資料3

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則

別表第一(第十一条関係)

公害防止 管理者の 種類	学歴及び実務の経験		
	学歴	実務の内 容	経験年数
大気関係 第二種公 害防止管 理者、大 気関係第 三種公害 防止管理 者及び大 気関係第 四種公害 防止管理 者	一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。	ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための	大気関係第二種公害防止管理者及び大気関係第四種公害防止管理者にあつては三年、大気関係第三種公害防止管理者にあつては五年
	二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了したこと)又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	施設の維持及び管理	大気関係第二種公害防止管理者及び大気関係第四種公害防止管理者にあつては五年、大気関係第三種公害防止管理者にあつては七年
	三 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		大気関係第二種公害防止管理者及び大気関係第四種公害防止管理者にあつては七年、大気関係第三種公害防止管理者にあつては九年
	四 前三号のいずれにも該当しないとき。		大気関係第二種公害防止管理者及び大気関係第四種公害防止管理者にあつては十年、大気関係第三種公害防止管理者

			にあつては十二年
水質関係 第二種公 害防止管 理者、水 質関係第 三種公害 防止管理 者及び水 質関係第 四種公害 防止管理 者	一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学、化学又は農学(水産学を含み、農業経済学を除く。以下同じ。)の課程を修めて卒業したこと。	汚水等排出施設又は汚水等処理するための	水質関係第二種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者にあつては三年、水質関係第三種公害防止管理者にあつては五年
	二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したこと(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了したこと)又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	施設の維持及び管理	水質関係第二種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者にあつては五年、水質関係第三種公害防止管理者にあつては七年
	三 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		水質関係第二種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者にあつては七年、水質関係第三種公害防止管理者にあつては九年
	四 前三号のいずれにも該当しないとき。		水質関係第二種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者にあつては十年、水質関係第三種公害防止管理者にあつては十二年
騒音・振 動関係公 害防止管 理者	一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。	騒音発生施設若しくは騒音を防止す	三年
	二 学校教育法に基づく短期大学(同法に	るための	五年

	<p>基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了したこと)又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	施設又は振動発生施設若しくは振動を防止するための施設の維持及び管	
	<p>三 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	理	七年
	<p>四 前三号のいずれにも該当しないとき。</p>		十年
特定粉じん関係公害防止管理者及び	<p>一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。</p>	特定粉じん発生施設若しくは特定粉	三年
一般粉じん関係公害防止管理者	<p>二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了したこと)又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	じんを処理するための施設又は一般粉じん発生施設若しくは一般粉じんを処理す	五年
	<p>三 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	るための施設の維持及び管	七年

	四 前三号のいずれにも該当しないとき。		十年
ダイオキシン類関係公害防止管理者	一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において薬学、工学又は化学の課程を修めて卒業したこと。	ダイオキシン類発生施設又はダイオ	三年
	二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了したこと)又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	キシソ類を処理するための施設の維持及び管理	五年
	三 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。		七年
	四 前三号のいずれにも該当しないとき。		十年

別表第二(第十一条関係)

学歴	実務の経験
<p>一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において工学、化学又は薬学の課程を修めて卒業したこと。</p>	<p>ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ五年以上従事したこと。</p>
<p>二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において工学、化学若しくは薬学の課程を修めて卒業したこと(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了したこと)又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ七年以上従事したこと。</p>
<p>三 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。</p>	<p>ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ九年以上従事したこと。</p>
<p>四 前三号のいずれにも該当しないとき。</p>	<p>ばい煙発生施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理並びに汚水等排出施設又は汚水等を処理するための施設の維持及び管理に係る実務にそれぞれ十二年以上従事したこと。</p>

別表第二の二(第十一条の二関係)

	技術部門	選択科目
令別表第三の一の項の下欄第一号	化学部門	全選択科目
	金属部門	金属材料・生産システム
	環境部門	環境保全計画 環境測定
令別表第三の三の項の下欄第六号	機械部門	熱・動力エネルギー機器
	化学部門	全選択科目
	金属部門	金属材料・生産システム
	衛生工学部門	建築物環境衛生管理
	応用理学部門	物理及び化学
	環境部門	環境保全計画 環境測定
令別表第三の五の項の下欄第一号	化学部門	全選択科目
	上下水道部門	全選択科目
	衛生工学部門	水質管理
	環境部門	環境保全計画 環境測定
令別表第三の七の項の下欄第一号	化学部門	全選択科目
	上下水道部門	全選択科目
	衛生工学部門	水質管理
	農業部門	農業・食品
	応用理学部門	物理及び化学
	環境部門	環境保全計画

		環境測定
令別表第三の九 の項の下欄第二 号	機械部門	加工・生産システム・産業機械 機構ダイナミクス・制御
	応用理学部門	物理及び化学
	環境部門	環境保全計画 環境測定
令別表第三の十 の項の下欄第三 号	化学部門	化学プロセス
	衛生工学部門	建築物環境衛生管理
	環境部門	環境保全計画 環境測定
令別表第三の十 二の項の下欄第 一号	化学部門	全選択科目
	環境部門	環境保全計画 環境測定

別表第三(第十五条、第十五条の二関係)

大気関係第一種公害防止管理者試験	<ol style="list-style-type: none"> 1 公害総論 2 大気概論 3 大気特論 4 ばいじん・粉じん特論 5 大気有害物質特論 6 大規模大気特論
大気関係第二種公害防止管理者試験	<ol style="list-style-type: none"> 1 公害総論 2 大気概論 3 大気特論 4 ばいじん・粉じん特論 5 大気有害物質特論
大気関係第三種公害防止管理者試験	<ol style="list-style-type: none"> 1 公害総論 2 大気概論 3 大気特論 4 ばいじん・粉じん特論 5 大規模大気特論
大気関係第四種公害防止管理者試験	<ol style="list-style-type: none"> 1 公害総論 2 大気概論 3 大気特論 4 ばいじん・粉じん特論
水質関係第一種公害防止管理者試験	<ol style="list-style-type: none"> 1 公害総論 2 水質概論 3 汚水処理特論 4 水質有害物質特論 5 大規模水質特論
水質関係第二種公害防止管理者試験	<ol style="list-style-type: none"> 1 公害総論 2 水質概論 3 汚水処理特論 4 水質有害物質特論

水質関係第三種公害防止管理者試験	1 公害総論 2 水質概論 3 汚水処理特論 4 大規模水質特論
水質関係第四種公害防止管理者試験	1 公害総論 2 水質概論 3 汚水処理特論
騒音・振動関係公害防止管理者試験	1 公害総論 2 騒音・振動概論 3 騒音・振動特論
特定粉じん関係公害防止管理者試験	1 公害総論 2 大気概論 3 ばいじん・粉じん特論
一般粉じん関係公害防止管理者試験	1 公害総論 2 大気概論 3 ばいじん・一般粉じん特論
ダイオキシン類関係公害防止管理者試験	1 公害総論 2 ダイオキシン類概論 3 ダイオキシン類特論
公害防止主任管理者試験	1 公害総論 2 大気・水質概論 3 大気関係技術特論 4 水質関係技術特論

別表第四(第十八条、第十九条関係)

区分	講義科目	講義時間	修了試験時間
大気関係第一種 公害防止管理者 講習	一 公害総論	三時間	二時間
	二 大気概論	四時間	
	三 大気特論	五時間	
	四 ばいじん・粉じん特論	七時間	
	五 大気有害物質特論	五時間	
	六 大規模大気特論	七時間	
大気関係第二種 公害防止管理者 講習	一 公害総論	三時間	一時間三十 分
	二 大気概論	四時間	
	三 大気特論	五時間	
	四 ばいじん・粉じん特論	七時間	
	五 大気有害物質特論	五時間	
大気関係第三種 公害防止管理者 講習	一 公害総論	三時間	二時間
	二 大気概論	四時間	
	三 大気特論	五時間	
	四 ばいじん・粉じん特論	七時間	
	五 大規模大気特論	七時間	
大気関係第四種 公害防止管理者 講習	一 公害総論	三時間	一時間
	二 大気概論	四時間	
	三 大気特論	五時間	
	四 ばいじん・粉じん特論	七時間	
水質関係第一種 公害防止管理者 講習	一 公害総論	三時間	二時間
	二 水質概論	五時間	

	三 汚水処理特論	十一時間	
	四 水質有害物質特論	五時間	
	五 大規模水質特論	七時間	
水質関係第二種 公害防止管理者 講習	一 公害総論	三時間	一時間三十 分
	二 水質概論	五時間	
	三 汚水処理特論	十一時間	
	四 水質有害物質特論	五時間	
水質関係第三種 公害防止管理者 講習	一 公害総論	三時間	二時間
	二 水質概論	五時間	
	三 汚水処理特論	十一時間	
	四 大規模水質特論	七時間	
水質関係第四種 公害防止管理者 講習	一 公害総論	三時間	一時間
	二 水質概論	五時間	
	三 汚水処理特論	十一時間	
騒音・振動関係 公害防止管理者 講習	一 公害総論	三時間	二時間
	二 騒音・振動概論	十三時間	
	三 騒音・振動特論	十三時間	
特定粉じん関係 公害防止管理者 講習	一 公害総論	三時間	一時間
	二 大気概論	四時間	
	三 ばいじん・粉じん特論	七時間	
一般粉じん関係 公害防止管理者 講習	一 公害総論	三時間	一時間
	二 大気概論	四時間	
	三 ばいじん・一般粉じん特論	六時間	
ダイオキシン類	一 公害総論	三時間	一時間三十

関係公害防止管 理者講習			分	
	二	ダイオキシン類概論		七時間
	三	ダイオキシン類特論		十四時間
公害防止主任管 理者講習	一	公害総論	三時間	二時間三十 分
	二	大気・水質概論	九時間	
	三	大気関係技術特論	十二時間	
	四	水質関係技術特論	十一時間	

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準

平成17年3月7日 財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省 告示第1号
改正 平成18年4月28日 同 第2号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第3号）第5条第2号ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準を次のように定め、平成17年4月1日から施行する。なお、昭和46年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準）は、廃止する。

第1条 一の特定事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者（公害防止管理者の代理者を含む。以下同じ。）として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

- 一 同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場（以下「兼務工場」という。）が当該公害防止管理者（以下「兼務公害防止管理者」という。）の常時勤務する工場から2時間以内に到達できる場所にあること。
- 二 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
- 三 兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であるか、又は公害の防止に関する業務に関する規程（以下「業務規程」という。）で兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること。
- 四 業務規程で兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
- 五 兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。
- 六 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること。

第2条 特定事業者及び当該特定事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）、当該特定事業者を子会社とする親会社（同法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下この条において同じ。）又は当該親会社の子会社（当該特定事業者を除く。）が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

- 一 兼務工場が同一敷地内に設置されていること。
- 二 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
- 三 次に掲げる事項について、特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社の契約で具体的かつ体系的に定められていること。
 - イ 公害の防止に関する業務に関する特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社との相互の義務及び責任並びに連携体制
 - ロ 兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統
- 四 業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
- 五 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること。

第 3 条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事業協同組合、同項第 2 号に掲げる事業協同小組合若しくは同項第 8 号に掲げる商工組合又は水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合でその地区が都道府県の区域を超えないものがその事業として公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する指導を行わせている場合において、当該組合の組合員（常時使用する従業員の数が、50 人以下のものに限る。）がその者を公害防止管理者として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

- 一 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村（東京都にあっては特別区を含む。以下同じ。）の区域に設置されているものであること。
- 二 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、10 以下であること。

第 4 条 同一の業種に属する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者をいう。）が共同で公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する業務を行わせる場合において、当該中小企業者（常時使用する従業員の数が、50 人以下のものに限る。）がその者を公害防止管理者として選任する場合は、次の基準を満たすこと。

- 一 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されているものであること。
- 二 中小企業者と兼務公害防止管理者の契約で当該兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統が具体的かつ体系的に定められていること。
- 三 業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
- 四 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、10 以下であること。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行について

公布日：昭和46年10月15日

46保局444号

大蔵省大臣官房長・厚生省薬務局長・農林省農林経済局長・
通商産業省公害保安局長・運輸省官房長から各都道府県知事(市町村長)あて

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下「法」という。)は、第65回国会において成立し、昭和46年6月10日法律第107号をもって公布され、法第3条から第6条までの規定を除き、即日施行された。これに伴い、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(以下「令」という。)が昭和46年8月11日政令第264号をもって、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(以下「規則」という。)が昭和46年8月13日大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号をもって公布され、令については第6条から第9条までの規定を除き、規則については第2条から第12条までの規定を除き、それぞれ即日施行された。法の規定により公害防止管理者等の選任の届出の受理、解任命令等の事務の施行は都道府県知事(市町村長)に委任されているが、その施行にあたっては、下記の事項に留意のうえ、円滑適正な運用を図られたい。

なお、下記の事項以外の事項たとえば公害防止管理者等の選任の届出、解任命令、公害防止管理者等の資格認定講習等の事項で法の施行に必要な事項については別途通達する。

記

第1 特定工場について

1 対象業種について

法の対象業種は、製造業(物品の加工業を含む。)、電気供給業およびガス供給業である(令第1条)がそれぞれの範囲は、原則として日本標準産業分類によるものとする。したがって、たとえば採石業は鉱業であり、自動車整備業はサービス業であるから、いずれも法の対象業種ではない。ただし、ある工場が同時に2以上の業種に属し、かつ、それらの業種の一部が法の対象業種である場合には、その工場は、法の対象工場となるものとする。すなわち、ある工場が採石業(鉱業に属する。)と砕石業(製造業に属する。)を兼業している場合には、その工場は、砕石業に属する工場として法の対象となる。

2 特定工場の範囲について

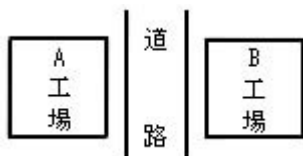
工場とは、社会通念上、一個の単位として生産活動が行なわれている場所をいい、原則として同一敷地内にあり、かつ、組織上、生産工程上密接な関連があるものをいう。ただし、同一敷地内になくても、道路、河川等をへだてている等近接しており、かつ、組織的関連、生産工程上の関連等からみてそれぞれが一個の工場としての独立性がなく、全体を一工場として取り扱った方が公害防止組織の機能をより効果的に発揮できると認められる場合には、全体を一工場として取り扱うものとする。

具体的事例については、以上の考え方に基つきつつ、次に示す例示を参考として、判断することとされたい。

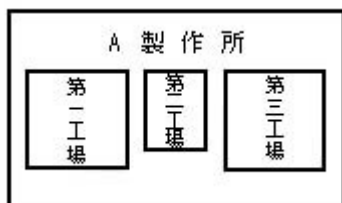
〔例 1〕 同一会社の A 工場と B 工場が離れた場所にある場合には、別個の工場とする。この場合、A 工場と B 工場が組織上、生産工程上密接な関連がある場合も同様に取り扱うものとする。



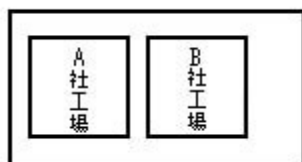
〔例 2〕 同一会社の A 工場と B 工場が道路または河川等をへだてて設置されているが近接しており、組織上、生産工程上、密接な関連があると認められる場合には、A 工場と B 工場を一括して一工場として取り扱ってさしつかえない。



〔例 3〕 同一敷地内に異なる製品を生産する複数の工場があるが、全体の組織上、生産工程上密接な関連があると認められる場合には、全体を一括して一工場とする。



〔例 4〕 同一敷地内に A 社の工場と B 社の工場がある場合には、別個の工場とする。この場合、B 社が A 社の子会社であつても同様とする。



3 汚水等排出施設が設置されている工場について

(1) 汚水等排出施設が設置されている工場が法第 2 条第 2 号に定める特定工場となるためには、その工場から公共用水域に水が排出されていることが要件となつている(令第 3 条第 2 項、法第 3 条第 1 項第 2 号ロ)。したがつて、工場から水が全量終末処理場を有する公共下水道に排出されている場合には、その工場は法第 2 条第 2 号に定める特定工場とならない。ただし、汚水等排出施設から排出される水が全量終末処理場を有する公共下水道に排出されていても、その工場の他の施設から排出される水が公共用水域に排出されている場合には、その工場は法第 2 条第 2 号に定める特定工場となる。

(2) 汚水等排出施設が設置されている工場から排出される水が直接公共用水域に排出されず、他の工場の排水溝または排水処理施設に排出される場合の取り扱い、水質汚濁防止法および昭和 46 年 9 月 20 日付環境庁水質保全局長通達の趣旨に沿つて次の例により行なうものとする。

- ① 汚水等排出施設が設置されている A 工場から排出される水が全量 B 工場の排水溝に排出されている場合であつても、A 工場は法第 2 条第 2 号に定める特定工場となる(第 1 図)。

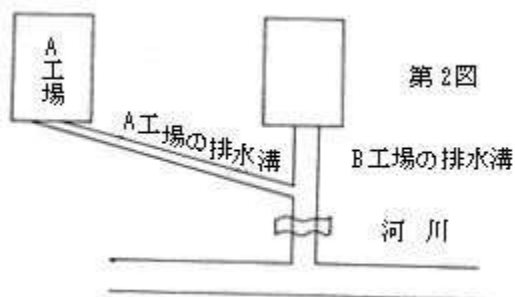


- ② ①において、B 工場の排水溝または共同排水溝から公共用水域への排出口に B 工場の汚水等の処理施設がある場合には、A 工場は法第 2 条第 2 号に定める特定工場とならない(第 2 図)。

4 研究所の取り扱いについて

- (1) 工場から地域的、組織的に独立した研究所は、工場ではないので、法の対象となる特定工場にはならないものとする。
- (2) 工場に組織的に附属している研究所で工場の敷地内に設置されているものは、工場の一部として取り扱うものとする。

5 排出ガス量および排出水量について



(1) 排出ガス量

排出ガス量とは、特定工場内に設置されているばい煙発生施設のそれぞれにおいて発生し、大気中に排出される気体の 1 時間当りの量を温度が零度で圧力が 1 気圧の状態に換算したものの最大値を合計したものであり(令第 2 条第 2 項第 2 号)、個々のばい煙発生施設の排出ガスの量ではない。この値の具体的な算出は、次により行なうものとする。

- ① 特定工場内に設置されているばい煙発生施設のそれぞれについて、その工場における通常の前燃料または電力の使用条件に従い、当該施設を定格能力で運転するときの排出ガスの量を温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算して算出する。これらの量の算定は、湿りガスで行なう(昭和 46 年 8 月 25 日付環境庁大気保全局長通達参照)。この場合、令第 2 条第 1 項に規定するばい煙発生施設以外の施設は対象とならない。

工場のばい煙発生施設であれば、常時使用されていないものであつても、また、工場内の研究所、食堂等に設置されているものであつても、すべて対象となる。

- ② ①により算出された値を合計する。

- ③ なお、実際には、②により算出される値は、大気汚染防止法に基づく届出を行なう際にすでに算出されているはずであるから、その値を用いることが適当である。

(2) 排出水量

排出水量とは、特定工場から公共用水域に排出される水の1日当りの平均的な量であり(令第3条第2項第2号、法第3条第1項第2号口)個々の汚水等排出施設から排出される水の量ではない。この値の具体的な算出は、次により行なうものとする。

① 公共用水域に排出される水について、正常に操業している時点において1日1回週3日以上操業状態が異なる時期を含むようにして流量測定を行ない、次式により求める。なお、季節的に大幅に排水量に変動する場合は、通常の操業時間を対象とする(昭和46年9月20日付環境庁水質保全局長通達参照)。

$$Q=q_1t_1+q_2t_2+\dots+q_nt_n/n$$

ただし、Q：排出水量(m³/day)

q_n：実測流量(m³/sec)

t_n：q_nの測定を行なった日の実質操業時間(sec)

n：測定回数

とする。

② ①において、流量測定の対象は、特定事業場から公共用水域に排出されているすべての水である。したがって、終末処理場を有する公共下水道に排出される水は対象とならないが、公共用水域に排出される水であれば、工場内の研究所、食堂等から排出される水であつてもすべて対象となる。

③ 特定工場において年間を通じほぼ恒常的な操業が行なわれ、かつ、使用水が水道だけである場合には、①にかかわらず、次式によることができる(昭和46年9月20日付環境庁水質保全局長通達参照)。

$$Q=Q_t-Q_o/n$$

ただし、Q：排出水量(m³/day)

Q_t：1ヶ月間の水道使用量

Q_o：製造過程等で明らかに消費される水量(実測または生産量によつて明らかに消費水量が把握できる場合に限る。)

n：1ヶ月の操業日数

とする。

④ なお、実際には、排出水量は、水質汚濁防止法に基づく届出を行なう際にすでに算出されているはずであるから、その値を用いることが適当である。

⑤ 甘しよでん粉製造工場については、年間の排水期間が極めて短く、特殊な操業形態をとっているものが多いので、このうち排水期間が年間2ヶ月以下のものについては、当分の間、上記の算出方法により得られた値に年間の操業日数を365日で除した数値を乗じたものをもつて排出水量とする。

第2 公害防止統括者の選任について

1 公害防止統括者を選任すべき事由の発生について

公害防止統括者の選任は、公害防止統括者を選任すべき事由が発生した日から30日以内にしなければならないこととされているが(法第3条第1項、規則第2条)、「公害防止統括者を選任すべき事由が発生した日」を具体的に例示すると、次のとおりである。

(1) 法第3条の規定が施行される日(昭和47年9月10日)において特定工場である工場については、その施行される日。

(2) 死亡、退職、人事異動等により公害防止統括者に選任されている者が特定工場においてその事業の実施を統括管理する者でなくなった日。

(3) 法第 10 条の規定に基づく都道府県知事の解任命令により公害防止統括者が解任された日。

(4) 特定工場が設置された日(ばい煙発生施設等の新設または増設により既設の工場が新たに特定工場となった日を含む)。

(5) 令第 1 条から第 5 条までまたは大気汚染防止法施行令別表第 1 もしくは別表第 2、水質汚濁防止法施行令別表第 1 の改正による対象業種、対象施設または特定工場の範囲の拡大、騒音規制法第 3 条第 1 項に基づく指定地域の拡大等により特定工場の範囲が拡大され、特定工場となった日。

なお、(5)の場合には、法第 13 条に基づく経過措置がとられることが考えられるが、その場合には、その経過措置により定められるところに従い、公害防止統括者の選任を行なうものとする。

2 公害防止統括者の選任を要しない小規模事業者について

常時使用する従業員の数が 20 人以下である小規模事業者は、公害防止統括者を選任する必要はないが(法第 3 条第 1 項、令第 6 条)、この場合の従業員の数は、事業者が使用する従業員のうち個々の工場に配置されている従業員の数でなく、事業者が常時使用する従業員の総数である。したがって常時使用する従業員の数が 20 人以下の工場であつても、その事業者別に工場がありその事業者が常時使用する従業員を合計すると 21 人以上になる場合には、その事業者は、それぞれの工場について公害防止統括者を選任しなければならない。

3 公害防止統括者の要件について

公害防止統括者は、特定の資格を有する者であることを要しないが、当該特定工場においてその事業の実施を統括管理する者でなければならない(法第 3 条第 2 項)。「当該特定工場においてその事業の実施を統括管理する者」とは、当該特定工場における事業の実施について最高の権限と責任を有する者のことであり、名称は工場ごとに異なるにせよ、いわゆる工場長に該当する者をいう。

第 3 公害防止管理者の選任について

1 公害防止管理者の選任方法について

(1) 公害防止管理者の選任方法は、法第 4 条第 2 項、令別表第 2 および規則第 1 条に規定されているとおりであるが、これを一表にして示せば、次のとおりとなる。

この表において、公害防止管理者の種類の欄には該当する施設の区分について選任される公害防止管理者の種類が掲げられており、資格者の種類の欄には該当する公害防止管理者になり得る資格者が掲げられている。

施設の区分	公害防止管理者の種類	資格者の種類
① 令第 7 条第 1 項第 1 号に掲げるばい煙発生施設(大気汚染防止法に規定する有害物質を発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が 4 万 m ³ 以上の工場に設置されるもの	大気関係第 1 種公害防止管理者	大気関係第 1 種有資格者
② 令第 7 条第 1 項第 1 号に掲げるばい煙発生施設(大気汚染防止法に規定する有害物質を発生するばい煙発生施設)で	大気関係第 2 種公害防止管理者	大気関係第 1 種有資格者または大気関係第 2 種有資格者

排出ガス量が4万m ³ 未満の工場に設置されるもの		
③ 令第7条第1項第2号に掲げるばい煙発生施設(いおう酸化物およびばいじんのみを発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が4万m ³ 以上の工場に設置されるもの	大気関係第3種公害防止管理者	大気関係第1種有資格者または大気関係第3種有資格者
④ 令第7条第1項第2号に掲げるばい煙発生施設(いおう酸化物およびばいじんのみを発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が4万m ³ 未満の工場に設置されるもの(注)5	大気関係第4種公害防止管理者	大気関係第1種有資格者、大気関係第2種有資格者、大気関係第3種有資格者または大気関係第4種有資格者(注)1
⑤ 令第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設(水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する汚水等排出施設)で排出水量が1万m ³ 以上の工場に設置されるもの	水質関係第1種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
⑥ 令第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設(水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する汚水等排出施設)で排出水量が1万m ³ 未満の工場に設置されるもの(注)6	水質関係第2種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者または水質関係第2種有資格者
⑦ 令第7条第2項第2号に掲げる汚水等排出施設(BOD、SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設)で排出水量が1万m ³ 以上の工場に設置されるもの	水質関係第3種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者または水質関係第3種有資格者
⑧ 令第7条第2項第2号に掲げる汚水等排出施設(BOD、SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設)で排出水量が1万m ³ 未満の工場に設置されるもの(注)7	水質関係第4種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者、水質関係第2種有資格者、水質関係第3種有資格者または水質関係第4種有資格者(注)2
⑨ 騒音発生施設	騒音関係公害防止管理者	騒音関係有資格者(注)3
⑩ 粉じん発生施設	粉じん関係公害防止管理者	大気関係第1種有資格者、大気関係第2種有資格者、大気関係第3種有資格者、大気関係第4種有資格者または粉じん関係有資格者(注)4

(注) 1 大気関係第4種有資格者とは、大気関係第4種公害防止管理者試験に合格した者または令別表第3の4の項の下欄に掲げる者をいうものとする。

(注) 2 水質関係第4種有資格者とは、水質関係第4種公害防止管理者試験に合格した者または令別表第3の8の項の下欄に掲げる者をいうものとする。

(注) 3 騒音関係有資格者とは、騒音関係公害防止管理者試験に合格した者または令別表第3の9の項の下欄に掲げる者をいうものとする。

(注) 4 粉じん関係有資格者とは、粉じん関係公害防止管理者試験に合格した者または令別表第3の10の項の下欄に掲げる者をいうものとする。

(注) 5 令第7条第1項第1号に掲げるばい煙発生施設が設置されていない工場で排出ガス量が1万m³未満のものは法の対象とならない(令第2条第2項第2号)。

(注) 6 令第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設が設置されている工場で排出水量が500m³未満のものについては、設置されている汚水等排出施設について選任される公害防止管理者およびその代理者は、昭和51年3月31日までは資格を有する者でなくてもよい(令附則第2項)。

(注) 7 令第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設が設置されていない工場で排出水量が1,000m³未満のものは、法の対象とならない(令第3条第2項第2号)。

したがって、たとえば特定事業者が③の施設について公害防止管理者を選任する場合には、大気関係第1種有資格者または大気関係第3種有資格者のうちから選任しなければならないが、選任された公害防止管理者は大気関係第3種公害防止管理者となる。この場合、大気関係第3種公害防止管理者はいわばポストであり、大気関係第1種有資格者および大気関係第3種有資格者は、大気関係第3種公害防止管理者のポストにつき得る資格を有する者である。

(2) 公害防止管理者は、施設の区分ごとに選任しなければならない(令第8条)。たとえば、ある工場において有害物質を発生する施設(排出ガスの量が1万Nm³/h)とボイラー(排出ガスの量が3万5千Nm³/h)が設置されている場合にはその工場の排出ガス量が4万5千Nm³/hとなるので、これらの施設の区分は、それぞれ(1)の表の①および③に該当することとなり、この工場の特定事業者は、大気関係第1種公害防止管理者および大気関係第3種公害防止管理者を選任しなければならないこととなる。

ただし、この場合、それぞれの公害防止管理者に同一人を選任することはさしつかえないものとする(第5を参照)。

(3) 公害防止管理者は、施設の区分ごとに選任すればよいから、同一の施設の区分について複数の施設がある場合であっても、施設の区分につき1名の公害防止管理者を選任すればよい。同一の施設の区分について複数の公害防止管理者を選任してもさしつかえないが、その場合には、それぞれの公害防止管理者が管理すべき業務の範囲を明確にし、選任の届出を行なう際に届出書に業務の範囲を記載しておくことが必要である。

2 公害防止管理者を選任すべき事由の発生について

公害防止管理者の選任は、公害防止管理者を選任すべき事由が発生した日から60日以内にしなければならないこととされているが(法第4条第1項、規則第5条第1号)、「公害防止管理者を選任すべき事由が発生した日」の意味は、概ね、公害防止統括者の選任の場合(第2の1参照)と同様とする。なお、第2の1の(1)から(5)までに掲げる場合のほか、ばい煙発生施設等の新設、増設等により施設の区分が変わった場合にも、新たに公害防止管理者の選任が必要となる。

なお、公害防止管理者が法第9条第1項の定めるところに従いその業務を誠実にこなすことができるためには、特定工場の従業員に対し公害防止に関し必要な措置を指示し得る立場にあることが必要であり、したがって、そのためには原則として当該特定工場の従業員であることが必要である。

当該特定工場の従業員でなくても所要の資格を有する者であれば、その者を当該特定工場の公害防止管理者に選任しても違法ではないが、その場合には、特定事業者は、その者が当該特定工場の従業員に対し公害防止に関し必要な指示をし得るような地位を与えるよう配慮することが必要であろう。

3 中小企業者のための特例措置について

(1) 同一人が2以上の工場の公害防止管理者になることはできないこととされている(法第4条、規則第5条第2号)が、公害防止管理者の有資格者を確保することが困難な中小企業の立場を配慮して次のような特例が認められている。すなわち、①中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号に掲げる事業協同組合、同項第2号に掲げる事業協同小組合もしくは同項第8号に掲げる商工組合または水産業協同組合法第2条に規定する漁業協同組合もしくは水

産加工業協同組合でその地区が都道府県の区域をこえないものが、②その事業として公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する指導を行なわせている場合において、③その組合の組合員で常時使用する従業員の数が50人以下のものが、④主務大臣の定める基準に従い、⑤その公害防止管理者の資格を有する者を自分の工場の公害防止管理者として選任する場合は、その者は複数の工場の公害防止管理者となることができる(規則第5条第2号)。

(2) (1)の②において「その事業として公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する指導を行なわせている場合」とは、当該組合の定款にその組合の事業として公害の防止に関する指導を行なうことが明記されており、かつ、実際に公害防止管理者の資格を有する者による公害防止のための技術指導等の事業が行なわれている場合をいうものとする。

(3) (1)の③において「常時使用する従業員の数」とは、令第6条の場合と同様、組合員である事業者が使用する従業員のうち個々の工場に配置されている従業員の数ではなく、当該組合員が常時使用する従業員の総数である。

(4) (1)の④の「主務大臣の定める基準」については、別に公示するところによるものとする。

第4 代理者の選任について

特定事業者は、公害防止統括者、公害防止管理者または公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合にその職務を行なわせるため代理者を選任しなければならない(法第6条第1項)。この場合、代理者は、本人が事故によつてその職務を行なうことができなくなる場合に備えてあらかじめ選任しておかなければならないものとし、選任の方法、選任の時期等は、本人に準ずるものとする。また、公害防止管理者の代理者および公害防止主任管理者の代理者について要求される資格は、それぞれ本人について要求される資格と同一でなければならない。

第5 兼務の可否について

法において兼務が禁止されている場合は、次の場合である。

① 同一人が2以上の工場の公害防止管理者またはその代理者を兼ねる場合(規則第5条第2号、第10条第2項)。ただし、この場合には、中小企業について特例が認められている(第3の3を参照)。

② 同一人が2以上の工場の公害防止主任管理者またはその代理者を兼ねる場合(規則第8条第2号、第10条第3項)。

③ 同一人が本人とその代理者を兼ねる場合。この場合についてはとくに法による規定はないが、代理者の選任の趣旨から当然兼務は認められていないものとする。

④ 同一人がA工場の公害防止管理者とB工場の公害防止主任管理者を兼ねる場合。この場合についてはとくに法による規定はないが、①および②の趣旨から兼務は認められないものとする。

以上の①から④までの場合以外においてやむを得ず同一人が2以上のポストを兼務することは、その者が所要の有資格者である限り違法ではない。したがって、たとえば次のような場合は、兼務を認めてもさしつかえないが、その場合には、兼務することにより、その者が法に定める職務を誠実に行なううえで支障が生じないかどうか十分に留意して指導されたい。

① 同一人が同一工場の大気関係第1種公害防止管理者と大気関係第3種公害防止管理者を兼ねる場合

② 同一人が同一工場の大気関係第1種公害防止管理者の代理者と大気関係第3種公害防止管理者を兼ねる場合

③ 同一人が同一工場の大気関係第2種公害防止管理者と水質関係第1種公害防止管理者を兼ねる場合

④ 同一人が同一工場の公害防止統括者と公害防止管理者を兼ねる場合

⑤ 同一人が同一工場の公害防止主任管理者と公害防止管理者を兼ねる場合

なお、同一人が2以上の工場(異なる会社に属する工場を含む。)の工場長である場合には、法第3条第2項の趣

旨から、その者がそれらの工場の公害防止統括者となるものとする。また、同一人が公害防止管理者等とその工場の他のポストを兼ねることは、法第9条第1項に定めるところに従い、公害防止管理者の職務を誠実にこなうことができる限り、さしつかえない。

第6 公害防止管理者等の資格について

1 公害防止管理者等の資格について

公害防止管理者、公害防止主任管理者およびこれらの代理者となる者には法により一定の資格が要求されている(法第4条第2項、第5条第2項)。すなわち、公害防止管理者およびその代理者となる者は、公害防止管理者の種類ごとに行なう公害防止管理者試験に合格した者または公害防止管理者の種類ごとに政令で定める資格を有する者でなければならず(法第7条第1項第1号)、また、公害防止主任管理者およびその代理者となる者は、公害防止主任管理者試験に合格した者または政令で定める資格を有する者でなければならない(法第7条第1項第2号)。

「政令で定める資格」は、公害防止管理者およびその代理者については令別表第3に、公害防止主任管理者およびその代理者については令第11条にそれぞれ定められているが、その内容は一定の資格(技術士等の資格または学歴および実務経験)を有し、かつ、主務大臣が行ない、または指定する講習(以下「資格認定講習」という。)の課程を修了したこととなっている。ここで一定の資格(技術士等の資格または学歴および実務経験)とは、資格認定講習の受講資格である。なお、公害防止主任管理者には大気関係第1種有資格者または大気関係第3種有資格者であり、かつ、水質関係第1種有資格者または水質関係第3種有資格者である者もなることができる(令第11条第1号)。

2 学歴および実務の経験について

(1) 薬学、工学または化学の課程

規則別表第1および別表第2の学歴の欄中「薬学、工学または化学の課程」とは、次のいずれかの学科をいうものとする。なお、学科の名称にかえて「部門」または「専攻」の名称を用いているものも学科とみなすものとする。

- ① 薬学部属する学科
- ② 工学部属する学科
- ③ 理学部属する物理化学科、無機化学科、有機化学科、応用化学科、燃料化学科、石油化学科等
- ④ 農学部属する農業化学科、農芸化学科、水産化学科等
- ⑤ ①から④までの学科以外の学科で、授業科目の必須科目のうち薬学、工学または化学に関する科目が単位数において過半数であるもの

なお、規則別表第1の学歴の欄の水質関係公害防止管理者の項中「農学(水産学を含み、農業経済学を除く。)の課程」とは、農学部属する学科で農業経済学以外のものおよび水産学部属する学科とする。

(2) 主務大臣がこれと同等以上であると認める学力

規則別表第1および別表第2の学歴の欄中「主務大臣がこれと同等以上であると認める学歴」については、別に公示するところによるものとする。

(3) ばい煙発生施設またはばい煙を処理するための施設の維持および管理に係る実務等

① 規則別表第1の実務の内容の欄中「ばい煙発生施設」とは令第2条第1項に規定するばい煙発生施設とし、「ばい煙を処理するための施設」とは法第2条第1号に規定する「ばい煙」を処理するための施設とする。「汚水等排出施設」とは令第3条第1項に規定する汚水等排出施設とし、「汚水等を処理するための施設」とは法第2条第2項に規定する「汚水または廃液」を処理するための施設とする。

「騒音発生施設」とは令第4条に規定する施設とし、「騒音を防止するための施設」とは騒音規制法施行令別表第1に掲げる施設から発生する騒音を防止するための施設とする。「粉じん発生施設」とは令第5条に規定する粉じん発生施設とし、「粉じんを処理するための施設」とは法第2条第4号に規定する「粉じん」を処理するための施設とする。

② これらの施設の「維持および管理に係る実務」とは、これらの施設を直接維持管理していることのほか、維持管理する者を指揮、監督していることも含まれるものとする。具体的には、たとえば、ばい煙発生施設等や処理施設の運転、維持補修、検査等の業務に直接従事している者、その者の監督者(たとえば製造課(部)長、工務課(部)長、公害課(部)長、施設課(部)長等)は、これらの施設の「維持および管理に係る実務」に従事している者となるが、研究所や設計部門において施設の設計等を行なっている者、これらの施設を使用して生産された製品の品質管理を行なっている者、本社や官公庁の公害関係部門に従事している者、施設の販売会社に勤務する者で販売先の施設のアフターケアを行なっている者等は、これらの施設の「維持および管理に係る実務」に従事している者とはならないものとする。

(4) 技術的業務に係る実務

規則別表第2の実務の経験の欄中「技術的業務に係る実務」には、②の施設の「維持および管理に係る実務」より広い範囲の業務が含まれるものとし、製造、設計、研究開発、施設の維持管理等技術的知識を要する業務であれば、これに該当するものとする。

(5) 経験年数

① 施設の「維持および管理」に関する経験年数の計算は、過去において施設の「維持および管理に係る実務」に従事した期間のすべてを合計して行なうものとする。したがって、たとえば高等学校を卒業した者が大気関係第2種有資格者の資格認定講習の受講資格を得るためには、ばい煙発生施設またはばい煙を処理するための施設の維持および管理に関する実務に7年以上従事したことが必要であるが、この場合、継続して7年以上その実務に従事したことは必要でなく、また、同一工場において7年以上その実務に従事したことも必要でない。「技術的業務に係る実務」に関する経験年数の計算方法も同様である。

② 公害防止主任管理者に関する実務の経験に関する経験年数の計算は、次のとおり行なう。すなわち、たとえば大学の工学部を卒業した者が公害防止主任管理者の資格認定講習の受講資格を得るためには、「ばい煙発生施設またはばい煙を処理するための施設の維持および管理に係る実務」および「汚水等排出施設または汚水等を処理するための施設の維持および管理に係る実務」のそれぞれについて5年、「技術的業務に係る実務」について10年の経験が必要であるが(規則別表第2)、この場合、「ばい煙発生施設またはばい煙を処理するための施設」および「汚水等排出施設または汚水等を処理するための施設」の両方にまたがる業務に5年間従事した場合には、両方の業務にそれぞれ5年間従事したものとして取扱う。また、この期間は、同時に「技術的業務に係る実務」に従事した期間でもあるものとして取扱うものとし、したがって、この者は、この期間以外に5年以上技術的業務に係る実務に従事していれば、「技術的業務に係る実務」に10年以上従事したことになるものとする。

公害防止管理者等の配置について

公布日：昭和47年8月25日

47保局391号

通商産業省公害保安局長から業界団体の長あて

昨年6月に公布、施行された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、来る9月10日から、特定工場においては公害防止統括者、公害防止管理者等の選任義務が生ずることとなり、公害防止管理者制度は実質的に発足することになります。

公害防止管理者の選任方法、資格等に関する法の解釈については、すでに46年10月15日付都道府県知事宛通達「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行について」がだされており、また公害防止管理者等の届出方法等制度の発足に必要な事項については別添の都道府県知事に対する通達により明らかにされているが、このような法の解釈のほか、公害防止管理者等の工場内における配置方法等公害防止組織のあり方についても、ある程度、考え方を統一しておくことは、各企業が本制度を実施していく上で参考になると思います。

このため公害防止管理者等の配置方法等について、下記のような考え方をとりまとめました。については貴協会の会員各社に対しその内容の周知徹底を図り、工場内の公害防止組織の整備について万全を期するようお願いします。

記

1 本制度の目的

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下「法」という。)の目的は、特定工場の公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関する技術的、専門的知識・技能を有する公害防止管理者等の選任を義務付け、これらの者を中心とする公害防止組織を整備することにより、工場において自主的に日々の公害防止活動を行なうことができるような体制をつくりあげることにある。

したがって、この目的を達成するためには、単に必要な数の有資格者を確保するだけでは不十分であり、公害防止管理者等が企業内組織においてその職務を十分果たし得るような適切な配置を行なうことが必要であり、さらに公害防止管理者等を中心とする工場全体の公害防止のための体制を整備することが必要である。

なお、工場における公害防止組織の機能を十分発揮させるためには、企業全体としての公害防止体制を確立することが必要であり、本法の直接の対象とはなっていないが、本社においても工場の公害防止組織に対応する組織を整備し、工場の公害防止組織に対する指導体制を確立することが望ましい。

2 公害防止管理者等の配置方法に関する考え方

(1) 本法の目的は、工場全体の公害防止のための組織を整備することにあるが、公害防止統括者、公害防止管理者等は公害防止組織の中心となるものであり、この意味で、公害防止管理者等の適切な配置を行なうことは、上記のような法の目的に沿った公害防止組織を整備するうえで極めて重要である。

(2) 公害防止管理者等の選任の方法としては、大別すれば、公害防止管理者等を生産ラインに配置するいわゆるライン型と環境管理課等のスタッフ部門に配置するいわゆるスタッフ型とがある。

いずれの型をとるかは、業種、業態、各企業の組織の実態に応じて決定すべきであり、一律に決定することは適切でないが、それぞれの型を採用した場合には、次のような点に配慮することが必要である。

(3) ライン型の場合には、工場の生産規模が大きく、多数の生産部門が存するようなときは、必要数の有資格者を確保することが困難であること、公害防止管理者等の異動の場合の届出事務が繁雑になること等から、すべてのラインに公害防止管理者等を配置することが容易でない。そのため公害防止管理者等を主要なラインのみに配置し、その他のラインの公害防止の業務についても管理させる場合が多くなることが予想される。しかし、このような場合には、企業内の職務と本法上の職務との間にくい違いが生ずることとなり、他のラインに関する公害防止の業務を十分管理することができるかどうかという問題が残る。

したがって、ライン型をとる場合には、できるだけばい煙発生施設等を有するすべてのラインに公害防止管理者を配置することが望ましく、すべてのラインに配置することが困難な場合には、公害防止に関する社内規程等により公害防止管理者等がその職務を十分果たし得るよう措置することが必要である。

なお、環境管理課、公害防止課等の公害防止に関するスタッフ部門があるにもかかわらずライン型をとる場合には、両部門の間で十分調整が行なわれるよう配慮することが必要であろう。

(4) 公害防止管理者等をスタッフ部門に配置する場合には、生産ライン部門との連絡調整が十分に行なわれるよう配慮することが重要である。このため、具体的には、スタッフ部門の職務および権限を社内規程等により明確にするとともに、生産ライン部門については、操業基準等において公害防止のための措置を明示しておくことが必要であり、できれば生産ライン部門においても公害防止に関する担当者を定めておく等の措置を講ずることが望ましい。

(5) 公害防止管理者等がその職務を十分に果たすことができるようにするためには、上記いずれの選任方法をとるとしても、企業の管理組織と本法に基づく公害防止組織が十分に整合性を保ち得るよう配慮することが重要である。なお、この場合、環境管理課等の公害防止のための企業内組織がすでに整備されている場合においては、このような企業内組織の機能を十分活用する方向で検討を行なうことが望ましい。

3 公害防止管理者等の職務および権限等

公害防止管理者等の職務については、法により規定されているが、公害防止組織がその機能を十分発揮し得るようになるためには、なお、次のような点に配慮することが望ましい。

- (1) 社内規定においても、公害防止管理者等の職務および権限を明らかにし、あわせて公害防止組織全体について、企業内における位置づけを明確にしておくこと。
- (2) 公害防止管理者等の職務の内容を確実に実施し得るような公害防止に関する操業基準を作成しておくこと。

公害防止統括者の選任の届出等について

公布日：昭和 47 年 8 月 25 日

47 保局 392 号

大蔵省大臣官房長・厚生省薬務局長・農林省農林経済局長・
通商産業省公害保安局長・運輸省官房長から各都道府県知事あて

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年法律第 107 号。以下「法」という。)第 3 条から第 6 条まで、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 264 号。以下「令」という。)第 6 条から第 9 条までおよび特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(昭和 46 年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第 3 号。以下「規則」という。)第 2 条から第 12 条までの規定は、昭和 47 年 9 月 10 日沖縄県にあつては昭和 49 年 5 月 15 日から施行される。法の施行については、昭和 46 年 10 月 15 日付け 46 保局第 444 号大蔵省大臣官房長・厚生省薬務局長・農林省農林経済局長・通商産業省公害保安局長・運輸省官房長から都道府県知事あて通達「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行について」により示されたところであるが、同通達において別途通達することとされていた公害防止統括者等の選任の届出・解任命令等の事項については、下記に留意のうえ、円滑適正な運用を図られたい。なお、下記の諸点につき、都道府県知事の権限に属する事務が委任されている市町村長に対し、周知徹底を図ることとされたい。

記

第 1 公害防止統括者等の選任の届出について

1 届出者について

公害防止統括者等の選任の届出は、特定事業者が行なうこととなつてはいるが(法第 3 条第 3 項、第 4 条第 3 項、第 5 条第 3 項および第 6 条第 2 項)、工場長等が委任状等により届出の権限を特定事業者から委任されている場合には、工場長等が届出を行なつて差支えない。

2 届出の猶予期間について

公害防止統括者等の選任の届出は、選任の日から 30 日以内にしなければならないこととされている(法第 3 条第 3 項、第 4 条第 3 項、第 5 条第 3 項および第 6 条第 2 項)。したがつて、昭和 47 年 9 月 10 日において法第 2 条に規定する特定工場である工場に関する届出の猶予期間は、次のとおりである。

- (1) 公害防止統括者およびその代理者については、選任の猶予期間は 30 日であるから、その最終日の 10 月 9 日に選任が行なわれた場合には、その日から 30 日後の 11 月 8 日までに届出が行なわれなければならない。
- (2) 公害防止管理者および公害防止主任管理者ならびにこれらの代理者については、選任の猶予期間は 60 日であるから、その最終日の 11 月 8 日に選任が行なわれた場合には、その日から 30 日後の 12 月 8 日までに届出が行なわれなければならない。

3 届出書等について

(1) 届出書の記載については、事務処理上、次のようにすることが適当であると考えられるので、あらかじめ指導することとされたい。

- ① 公害防止統括者等(本人)とこれらの代理者とは、それぞれ別個の用紙を用いて届け出ること。
- ② 規則様式第 2 中のばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法に規定する有害物質を発生する施設とその他の施設とを分けて記載することとし、それぞれ大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる項番号およ

び名称を記載すること。同様式中の汚水等排出施設の種類の欄には、水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する施設とその他の施設とを分けて記載することとし、前者については令別表第1に掲げる番号および名称を、後者については水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる番号および名称を記載すること。同様式中の粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号および名称を記載すること。

③ 規則第5条第2号ただし書または第10条第2項の規定に基づき、事業協同組合等の組合員が他の工場の公害防止管理者またはその代理者として選任されている者を自らの工場の公害防止管理者またはその代理者として選任した場合には、規則様式第2中の職名の欄に当該事業協同組合等の名称およびその者が2以上の工場の公害防止管理者または代理者である旨を附記すること。

(2) 規則第7条、第9条および第10条の公害防止管理者等の届出書に添付すべき法第7条第1項第1号または同項第2号の資格を有する者である旨を証する書類とは、次のものをいう。

① 国家試験の合格証書の写しまたは資格認定講習の修了証書の写し

ただし、国家試験の合格証書または資格認定講習の修了証書の交付が手続中の場合には、国家試験の合格通知書の写しまたは資格認定講習の修了に関する通知書の写し

② 令別表第2の3の項の下欄に掲げる大気関係第1種有資格者または大気関係第3種有資格者であり、かつ、同表の7の項の下欄に掲げる水質関係第1種有資格者または水質関係第3種有資格者であるものを公害防止主任管理者として選任した場合には、両方の資格を証する①の書類

第2 解任命令について

1 解任命令の運用について

(1) 解任命令は公害防止統括者等が法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法もしくはこれらの法律に基づく命令の規定またはこれらの規定に相当する鉱山保安法、ガス事業法、電気事業法もしくはこれらの法律に基づく命令の規定(以下「公害関係法規」という。)に違反した場合に発動される。なお、法第9条第1項の規定は、罰則を伴わない訓示規定であるが、この規定に違反した場合も解任命令の対象となり得ると解される。

(2) 解任命令は、次の要件のすべてに該当する場合等公害防止のため解任命令が必要である場合に発動すべきであり、その発動に当たっては、慎重かつ適切な配慮を要する。

なお、令第13条に掲げる鉱山保安法、ガス事業法、電気事業法またはこれらの法律に基づく命令の規定の違反については、通商産業大臣は、解任命令の行使の要件に該当すると認める違反があつた場合にはその旨を都道府県知事に通知するものとし、また、都道府県知事は、解任命令にあつては、違反の事実につき通商産業大臣と協議のうえ、行なうものとする。

① 公害関係法規に対する違反の存在が客観的な事態に照らして明白であること。

② 違反の内容が排出基準を上回る排出を行なつたこと等、公害防止上実質的な影響が生ずるものであること。

③ 公害防止統括者が公害関係法規の違反に実質的に関与していること。

2 弁明および証拠の提出について

解任命令をしようとするときは、あらかじめ、特定事業者に対し、その理由を通知し、弁明および証拠の提出の機会を与えなければならない旨規定されている(法第10条第2項)。

3 解任命令に関する行政不服審査法による審査請求等について

解任命令の発動に当たっては、解任を命ぜられた事業者に対し、当該解任命令に不服がある場合には、審査請求をすることができる旨ならびに審査請求をすべき上級行政庁(当該業種を所管する大臣)および審査請求をすることができる期間を教示するものとする。このため、解任命令を発動した場合には、主務大臣にその旨を連絡するものとする。

4 選任の制限について

解任を命ぜられた公害防止統括者等で、その解任の日から2年を経過しないものは、公害防止統括者等になることができない旨規定されている(法第7条第2項)。これは、解任を命ぜられた者を2年間公害防止管理組織から排除することを意味するもので、解任を命ぜられた者は、当該工場のみならず、他のいずれかの特定工場においても公害防止統括者、公害防止管理者および公害防止主任管理者ならびにこれらの代理者のいずれにもなることができない。

第3 事務の委任について

1 委任事務について

法の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長(騒音発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務については、市町村長)に委任することができるものとされているが(法第14条)、都道府県知事の権限に属する事務とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 公害防止統括者等の選任等の届出の受理に係る事務
- (2) 公害防止統括者等の解任命令に係る事務
- (3) 報告徴収および立入検査に係る事務

2 委任する市町村長について

事務の委任の方法については、次のように定められている(法第14条、令第14条)。

- (1) 騒音発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務は、市町村長に委任すること。
- (2) ばい煙発生施設または粉じん発生施設が設置されている特定工場に係る事務は、札幌市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市および北九州市の長に委任すること。
- (3) (1)および(2)に述べた特定工場以外の特定工場(汚水等排出施設のみが設置されている特定工場または汚水等排出施設および騒音発生施設が併置されている特定工場)に係る事務は、(2)に掲げた9市のほか、仙台市、堺市、東大阪市、尼崎市および広島市の長に委任すること。

第4 その他

1 特定工場内における他の法令に基づく組織との連絡調整について

特定工場における公害防止管理者等と当該特定工場に置かれている衛生管理者等他の法令に基づく組織との間において十分連絡調整が行なわれるよう指導することとされたい。

2 届出状況に関する報告について

特定工場における公害防止統括者等の選任状況を把握することにより法の円滑な運用に資することとしたいので、別添様式により、公害防止統括者等の選任状況を毎年度末に主務大臣に報告することとされたい。

様式 略

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令及び同法施行規則の一部改正について

公布日：昭和 52 年 7 月 18 日

52 立局 436 号

大蔵省大臣官房長・厚生省薬務局長・農林省食品流通局長・
通商産業省立地公害局長・運輸省官房長から各都道府県知事あて

今般、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(以下「令」という。)及び同法施行規則(以下「規則」という。)の一部改正が行われ、令については昭和 52 年 6 月 14 日政令第 201 号をもつて、規則については同年 6 月 21 日大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号をもつてそれぞれ公布されたが、この取り扱いについては下記の事項に留意のうえ、適正円滑な実施を図られたい。

記

第 1 騒音発生施設及び振動発生施設について

- 1 令第 4 条に掲げる騒音発生施設とは、騒音規制法施行令別表第 1 に掲げる特定施設のうち、次のものとする。

金属加工機械のうち

- (1) 機械プレス(呼び加圧能力が 100 重量トン以上のものに限る。)
- (2) 鍛造機(落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。)

- 2 令第 5 条の 2 に掲げる振動発生施設とは、振動規制法施行令別表第 1 に掲げる特定施設のうち、次のものとする。

金属加工機械のうち

- (1) 液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 300 重量トン以上のものに限る。)
- (2) 機械プレス(呼び加圧能力が 100 重量トン以上のものに限る。)
- (3) 鍛造機(落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。)

第 2 届出の猶予期間について

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下「法」という。)第 3 条第 3 項、第 4 条第 3 項及び第 6 条第 2 項の規定に基づく公害防止統括者等の届出は選任の日から 30 日以内にしなければならないこととされている。従つて、昭和 53 年 6 月 10 日に新たに特定工場となる工場に関する届出の猶予期間は、次のとおりである。

- (1) 公害防止統括者及びその代理者については、規則第 2 条の規定に基づき選任の猶予期間は 30 日であるので、その最終日である昭和 53 年 7 月 9 日に選任が行われた場合には、その日から 30 日後である昭和 53 年 8 月 7 日までに届出が行われなければならない。
- (2) 騒音関係公害防止管理者及び振動関係公害防止管理者並びにこれらの代理者については規則第 5 条第 1 号の規定に基づき選任の猶予期間は 60 日であるので、その最終日の 8 月 8 日に選任が行われた場合には、その日から 30 日後の 9 月 6 日までに届出が行われなければならない。

第 3 事務の委任について

- 1 法第 14 条に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、令第 14 条各号列記以外の部分に規定する工場に係る事務については市町村長へ、同条第 1 号及び第 2 号に規定するものに係る事務については、それぞれ各号に掲げる市の長

へ委任されるが、今回の改正により新たに同条第 2 号には函館市他 44 市が追加された。

なお、令第 14 条各号列記以外の部分に振動発生施設が追加されたことにより、事務委任の対象となる「工場」は次のとおりとなった。

(1) 令第 14 条各号列記以外の部分に規定する工場

1	騒音発生施設のみを設置する工場
2	振動発生施設のみを設置する工場
3	騒音発生施設及び振動発生施設を併置する工場

(2) 令第 14 条第 1 号に規定する工場

1	ばい煙発生施設のみを設置する工場
2	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設を併置する工場
3	ばい煙発生施設及び騒音発生施設を併置する工場
4	ばい煙発生施設及び振動発生施設を併置する工場
5	ばい煙発生施設、汚水等排出施設及び騒音発生施設を併置する工場
6	ばい煙発生施設、汚水等排出施設及び振動発生施設を併置する工場
7	ばい煙発生施設、騒音発生施設及び振動発生施設を併置する工場
8	ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設及び振動発生施設を併置する工場
9	粉じん発生施設のみを設置する工場
10	粉じん発生施設及び汚水等排出施設を併置する工場
11	粉じん発生施設及び騒音発生施設を併置する工場
12	粉じん発生施設及び振動発生施設を併置する工場
13	粉じん発生施設、汚水等排出施設及び騒音発生施設を併置する工場
14	粉じん発生施設、汚水等排出施設及び振動発生施設を併置する工場
15	粉じん発生施設、騒音発生施設及び振動発生施設を併置する工場
16	粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設及び振動発生施設を併置する工場
17	ばい煙発生施設及び粉じん発生施設を併置する工場
18	ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び汚水等排出施設を併置する工場
19	ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び騒音発生施設を併置する工場
20	ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び振動発生施設を併置する工場
21	ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設及び騒音発生施設を併置する工場
22	ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設及び振動発生施設を併置する工場
23	ばい煙発生施設、粉じん発生施設、騒音発生施設及び振動発生施設を併置する工場
24	ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設及び振動発生施設を併置する工場

(3) 令第 14 条第 2 号に規定する工場

1	汚水等排出施設のみを設置する工場
2	汚水等排出施設及び騒音発生施設を併置する工場
3	汚水等排出施設及び振動発生施設を併置する工場
4	汚水等排出施設、騒音発生施設及び振動発生施設を併置する工場

2 委任事務の開始の日

令第14条の規定に基づき、都道府県知事の権限に属する事務のうち市町村長又は市長に委任される事務の開始する日は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 令第14条各号列記以外の部分(第3の1の(1))及び令第14条第1号(第3の1の(2))の規定に基づき、市町村長又は市長に委任される事務の開始する日は、昭和53年6月10日である。
- (2) 令第14条第2号(第3の1の(3))の規定に基づき、市長に委任される事務の開始する日は、昭和52年9月10日である。

第4 届出書の様式について

1 規則様式第2 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)選任(死亡、解任)届出書中「ばい煙発生施設の種類」及び「汚水等排出施設の種類の右欄の別紙の様式は次のとおりとする。

(1) ばい煙発生施設の場合

有害物質を発生する施設	番号	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途
有害物質を発生する施設	1				
	2				
有害物質を発生する施設以外の施設	1				
	2				
	3				

注1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること。

注2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。

注3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。

注4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

(2) 汚水等排出施設の場合

汚水等排出施設の別紙の様式は(1)に準ずるものとする。ただし、この場合「項番号」は「号番号」とし、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号とする。また、「施設の名称」の欄には、同表に掲げる名称を記載すること。

なお、「施設の規模」の欄は、記載する必要はない。

2 規則様式第二中「騒音発生施設の種類の種類」及び「振動発生施設の種類の種類」については、同様式の当該欄に記載すること。ただし、異なる2種類以上の施設又は同一の種類ではあるが、施設の公称能力若しくは施設の用途が違うものがある場合には次の様式の別紙に記載すること。

番号	施設の名称	公称能力	台数	施設の用途
1				
2				
計	/	/		/

注1 「施設の名称」の欄には、液圧プレス、機械プレス又は鍛造機の別を記載すること。

注2 「公称能力」の欄には、次のとおり記載すること。

- ① 液圧プレスについては、呼び加圧能力(重量トン)
- ② 機械プレスについては、呼び加圧能力(重量トン)

③ 鍛造機については、落下部分の重量(トン)

注3 同一の種類施設であつて、公称能力及び施設の用途が同じものはまとめて記載すること。

第5 公害防止管理者等の資格について

昭和46年10月15日付け46保局第444号「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行について」の第6の2の(1)中③には「物理学科」が含まれるものとする。

各都道府県（政令指定都市）
公害防止管理者制度所管部局 御中

経済産業省産業技術環境局環境指導室
環境省環境管理局総務課

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令及び
同法施行規則の一部改正等について

今般、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号。以下「令」という。）及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第3号。以下「規則」という。）が改正されました。

また、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第五条第二号ただし書（第十条第二項において準用する場合を含む。）に基づく基準（平成17年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「基準告示」という。）が制定され、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第五条第二号ただし書（第十条第二項において準用する場合を含む。）に基づく基準（昭和46年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号）が廃止されました。

今回の改正は、「規制改革推進3か年計画」（平成14年3月閣議決定）を踏まえ、公害防止管理者等の必置制度、国家資格制度のあり方について規制緩和や行政改革の観点から見直しを行い、公害防止主任管理者を選任すべき工場の要件の緩和、公害防止管理者の兼務可能要件の追加（必置制度の見直し関係）、公害防止管理者の選任の区分の見直し、公害防止管理者等の資格に係る国家試験制度・講習制度の見直し等（国家資格制度の見直し関係）について所要の改正及び規定の整備を行ったものです。

それぞれの施行期日は、必置制度の見直し関係については平成17年4月1日から、国家資格制度の見直し関係については平成18年4月1日から施行されることとなりますが、これらの制度改正の概要及び今後の適正な運用に際しての留意事項等を以下のとおり示しますので、貴職におかれては今後の事務執行上の参考として下さい。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内の関係市町村（政令指定都市を除く。）に対し、この旨の周知についてよろしくお願いいたします。

第1 公害防止管理者等の必置制度の見直しについて

1. 複数の工場における公害防止管理者の兼務可能要件の追加（規則第5条第2号、基準告示関係）

公害防止管理者は、原則として2以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはならないこととされているが、今回、以下に掲げる場合であって、兼務する公害防止管理者の公害防止業務に係る責任・権限の所在、指揮命令系統などが明確化されており、かつ、実態上も公害防止業務を行い得る場合については、同一人の公害防止管理者の兼務を認めることとした。その際、兼務が可能となる具体的な基準については、基準告示を制定した。なお、現行規定されている事業協同組合等の組合員が共同で公害防止業務を行う際に、同一の公害防止管理者を選任する場合の取扱いについては、従前と変わるものではない（規則第5条第2号ハ、基準告示第3条）。

- (1) 一の特定事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者（公害防止管理者の代理者を含む。以下同じ。）として選任する場合（規則第5条第2号イ、基準告示第1条）

本規定は、一の特定事業者が設置し、時間的・距離的に離れている同一敷地内にない複数の工場の場合において、兼務する公害防止管理者の責任・権限の所在、指揮命令系統が明確化され、かつ、公害防止業務の実行面において支障がない場合に兼務を認めるものである。

- ① 同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場（以下「兼務工場」という。）が当該公害防止管理者（以下「兼務公害防止管理者」という。）の常時勤務する工場から二時間以内に到達できる場所にあること。

なお、「常時勤務する工場から二時間以内」とは、兼務公害防止管理者が特定施設（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下「法」という。）第2条各号に定める有害物質等を発生する施設をいう。以下同じ。）の定期的な維持管理のために、通常使用する交通手段を用いて他の兼務工場へ移動する場合の所要時間を目安とする。

- ② 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。

なお、「兼務工場が同種若しくは類似のもの」とは、兼務工場が日本標準産業分類中分類程度で同一の業種に属するものであって、同種又は類似の特定施設を設置している工場であることなどをいい、「生産工程上密接な関連を有すること」とは、兼務工場が1つの製品を生産する際の一連の製造工程を形成している工場であることをいう。

- ③ 兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であるか、又は公害の防止に関する業務に関する規程（以下「業務規程」という。）により、兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること。

なお、「公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一」とは、複数の工場において法に規定する公害防止統括者（公害防止統括者が選任不要な工場においては工場長）が同一であることをいう。

また、業務規程で規定することが必要と考えられる事項としては、以下のようなものがあげられる。

- i 兼務工場に係る公害防止業務の実施体制及び相互の連携体制
- ii 公害防止統括者との連絡調整及び作業員への指揮命令系統

- ④ 業務規程により、兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。

なお、業務規程で規定することが必要と考えられる事項としては、以下のようなものがあげられる。

- i 兼務公害防止管理者の選任方法
- ii 兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限
- iii 兼務公害防止管理者が常時勤務しない工場にあっては、平常時の特定施設の維持管理方法、公害防止業務の実施に関し必要な事項を兼務公害防止管理者に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）の氏名
- iv 兼務公害防止管理者の平常時の監視方法、他の兼務工場への定期巡回の頻度
- v 兼務工場における異常時及び緊急時の連絡体制
- vi 事故時の応急措置等の初期対応策及び二次対応策

ただし、③及び④の業務規程で規定することが必要と考えられる事項は、あくまで事務処理上の参考例を示したに過ぎないため、実際に兼務の可否を判断する際は、兼務工場の実情に応じ、公害防止業務の実施に関し必要と思われる範囲で確認することが望ましい。

- ⑤ 兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。

なお、「公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されている」とは、遠隔監視システム、社内LAN等により、常時、公害の発生状況、排出量等の測定結果を受信できる環境が備えられており、かつ、直ちに伝達事項を送信できる設備が整備されていることなどをいう。

- ⑥ 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数、五以下であること。

- (2) 特定事業者及び当該特定事業者の子会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の子会社及び商法第二百十一条ノ二第三項（有限会社法第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により子会社となる会社をいう。以下この号において同じ。）、当該特定事業者を子会社とする親会社（商法第二百十一条ノ二第一項の親会社及び同条第三項の規定により親会社となる会社をいう。以下この号において同じ。）又は当該親会社の子会社（当該特定事業者を除く。）が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合（規則第5条第2号ロ、基準告示第2条）

本規定は、同一敷地内にある複数の工場で親子会社、兄弟会社の関係にあるものが、共同で公害防止業務を行う場合であって、兼務する公害防止管理者の責任・権限の所在、指揮命令系統が明確化され、かつ、公害防止業務の実行面において支障がない場合に兼務を認めるものである。

- ① 兼務工場が同一敷地内に設置されていること。
- ② 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
 なお、「兼務工場が同種若しくは類似のもの」及び「生産工程上密接な関連が有すること」とは、(1)の②と同意である。
- ③ 次に掲げる事項について、特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社の契約において具体的かつ体系的に定められていること。

- イ 公害の防止に関する業務に関する特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社との相互の義務及び責任並びに連携体制
- ロ 兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統
 なお、契約で規定することが必要と考えられる事項としては、以下のようなものがあげられる。
 - i 兼務公害防止管理者の選任方法
 - ii 公害防止業務を執行する実施体制
 - ii 委託業務範囲並びに相互の義務及び責任並びに指揮命令系統

ii 兼務公害防止管理者に対する権限の付与

iii 兼務公害防止管理者が職務を誠実に行うこと、公害防止統括者が兼務公害防止管理者の報告・助言を尊重すること、作業員が兼務公害防止管理者の指示に従うことの明示

vi 連絡責任者の氏名、異常時又は緊急時の連絡方法

ただし、契約で規定することが必要と考えられる事項は、あくまで事務処理上の参考例を示したに過ぎないため、実際に兼務の可否を判断する際は、兼務工場の実情に応じ、公害防止業務の実施に関し必要と思われる範囲で確認することが望ましい。

④ 業務規程により、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。

なお、業務規程で規定することが必要と考えられる事項は、(1)の③及び④を参考にされたい。

⑤ 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、五以下であること。

(3) 同一の業種に属する中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項第一号に掲げる中小企業者をいう。）が共同で公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する業務を行わせる場合において、当該中小企業者（常時使用する従業員の数が、五十人以下のものに限る。）がその者を公害防止管理者として選任する場合（規則第5条第2号二、基準告示第4条）

本規定は、事業協同組合等を組織していない場合でも、人材の効率的な活用の観点から、近隣の同一業種に属する中小企業者が共同で公害防止業務を行う際に、兼務する公害防止管理者の責任・権限の所在、指揮命令系統が明確化され、かつ、公害防止業務の実行面において支障がない場合には、兼務を認めるものである。

なお、「同一の業種に属する」とは、兼務工場が日本標準産業分類中分類程度で同一の業種に属することをいう。また、「常時使用する従業員の数」の解釈は、従来の考え方と変わるものではない。

① 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村（東京都にあつては特別区を含む。）の区域に設置されているものであること。

② 中小企業者と兼務公害防止管理者の契約により、当該兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統が具体的かつ体系的に定められていること。

なお、契約において規定することが必要と考えられる事項は、(2)の③を参考にされたい。

③ 業務規程により、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。

なお、業務規程において規定することが必要と考えられる事項は、(1)の③及び④を参考にされたい。

④ 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、十以下であること。

なお、特定事業者が2以上の工場について同一人を公害防止管理者として選任する場合の届出書については、規則様式第2を改正し、兼務公害防止管理者が兼務することとなる工場の名称及び所在地を記載することとした。また、規則第5条第2号及び基準告示への適合の可否については、必要に応じ、業務規程、委託契約書の写し、兼務公害防止管理者の常時勤務する工場の名称・他の兼務工場までの移動時間・他の兼務工場の監視手段等を記載した説明書などにより確認されたい。

2. 公害防止主任管理者を選任すべき工場の要件の緩和（令第9条、規則第8条の2関係）

ばい煙発生施設及び汚水等排出施設の両方が設置されている工場のうち、排出ガス量が4万立方メートル/時以上であり、かつ、排出水量が1万立方メートル/日以上である工場については、公害防止統

括者並びに大気関係及び水質関係の施設の区分ごとに公害防止管理者を選任するほか、公害防止統括者を補佐し、両公害防止管理者を指揮・調整する公害防止主任管理者を選任することとされている。

今回、特定事業者の公害防止意識の向上、公害防止技術の進歩の状況を考慮し、公害防止主任管理者を選任すべき工場において、ばい煙並びに汚水及び廃液の処理を確実に行うことができるものとして、主務省令で定める要件に該当する場合には、公害防止主任管理者の選任を免除することができるものとした（令第9条）。

- (1) ばい煙発生施設に係る公害防止管理者と当該ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設に係る公害防止管理者の選任につき同一人を選任する場合（規則第8条の2）

本規定は、大気関係公害防止管理者とばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に選任されている水質関係公害防止管理者を同一人が兼務する場合は、その者が大気関係及び水質関係の両方の知識を併せ持つ公害防止管理者として、双方の施設の維持管理に当たるため、公害防止主任管理者の業務である大気関係公害防止管理者及び水質関係公害防止管理者の指揮・調整が不要となることから選任を免除するものである。

なお、大気関係公害防止管理者及び水質関係公害防止管理者を同一人が兼務することにより、その者が法に定める職務を誠実にを行う上で支障が生じないかどうか留意されたい。

- (2) ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水若しくは廃液の処理工程が互いに独立している場合（規則第8条の2）

本規定は、ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液の処理工程がそれぞれ独立して存在するため、公害防止主任管理者の業務である大気関係公害防止管理者及び水質関係公害防止管理者の指揮・調整が不要であることから選任を免除するものである。

なお、改正規定の施行前に現に選任されている公害防止主任管理者が、施行後に選任を免除できる要件に該当する場合であっても、現に届出されている選任届はなお効力を有するので、選任を免除するためには、解任届を届出する必要がある。その際、規則様式第3の解任の事由欄には、令第9条及び規則第8条の2の選任免除要件に該当する旨を記載すること。

また、改正規定の施行前に公害防止主任管理者が行った行為（不作為を含む）に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした（令附則第3条）。

第2 公害防止管理者の選任の区分の見直しについて（令別表第2、同別表第3、規則別表第1、同別表第3及び同別表第4関係）

公害防止管理者の選任の区分のうち、騒音発生施設に選任すべき騒音関係公害防止管理者と振動発生施設に選任すべき振動関係公害防止管理者については、選任の対象となる施設の騒音又は振動の発生源やその対策技術に共通性が大きいことから、二つの選任の区分を統合し、新たに騒音・振動関係公害防止管理者の資格を設け、騒音発生施設又は振動発生施設に選任すべきものとした。

なお、改正規定の施行前に現に騒音関係公害防止管理者又は振動関係公害防止管理者の資格を取得している者については、施行後の令第8条の規定にかかわらず、それぞれ騒音発生施設に係る公害防止管理者又は振動発生施設に係る公害防止管理者として選任される資格を有する（令附則第2条）。よって、規則様式第2の選任届の受理の際には、該当する施設の区分及び公害防止管理者の資格の区分を確認の

上、事務処理を行うこと。

第3 公害防止管理者等の資格に係る国家試験制度及び講習制度の見直しについて

1. 講習の受講資格として必要な技術資格の追加並びに学歴及び実務経験年数の緩和（令別表第3、規則第11条の2から第11条の5まで、同別表第1、同別表第2及び同別表第2の2関係）

講習の門戸を広く構え、かつ、必要な質を担保するという観点から、受講資格の一つである特定の技術資格の保有について、現行の技術士（化学部門）、熱管理士等に加え、それぞれの施設の区分の特性に応じ、技術士（環境部門）、環境計量士、第一種作業環境測定士等を追加することとした（令別表第3）。その際、技術士の選択科目、環境計量士の区分、衛生管理者の免許の種類・必要な業務内容及び作業主任者の免許の種類については、規則において定めることとした（規則第11条の2から第11条の5まで、同別表第2の2）。

また、同じく受講資格の一つである一定の学歴及び実務経験について、現行の高等学校卒業程度以上の学歴による制限をなくし、適切な実務経験を有する者について、受講資格を付与することとした（規則別表第1及び同別表第2）。

2. 国家試験に係る科目別合格制度の導入（規則第15条の2関係）

現行の公害防止管理者等国家試験では、いずれの区分の国家試験も複数の試験科目を設けており、当該国家試験に合格するためには、一度の国家試験において、全ての試験科目で合格点に達する必要がある。今回の改正では、効率的に資格を取得させるため、受験者が最初に当該国家試験の一部の試験科目に合格した年の初めから3年以内であれば、同一区分の資格を試験科目ごとの合格の積み重ねで取得できることとした（規則第15条の2第1項）。

なお、本規定は同一の区分を受験しようとする者に適用されるものであって、例えば、大気関係第2種公害防止管理者国家試験を受験し、大気概論の試験科目に合格した者は、次年度以降同じく大気関係第2種公害防止管理者国家試験を受験する場合において大気概論の試験科目の免除が適用されるものである。

また、各区分に共通の試験科目を設け、1以上の区分の国家試験に合格した者が他の区分の国家試験を受験しようとする場合は、既に合格した区分の試験科目と同一の試験科目を免除することとした（規則第15条の2第2項）。

本制度は、新たな試験科目により実施される平成18年4月1日以降の国家試験から適用されるものであり、その日以前に実施された国家試験において、一部の試験科目に合格した者や1以上の区分の国家試験に合格した者には適用されない（規則附則第2条）。

3. 国家試験科目及び講習科目等の見直し（規則別表第3及び規則別表第4関係）

現行の試験科目及び講習科目（以下「試験科目等」という。）の構成は、各区分ともに公害概論、関係法令、公害防止・処理技術一般、有害物質処理技術、測定技術等から成り立っている。しかし、今日では現場の実務から乖離してきている試験科目等が少なからず存在し、また、環境マネジメントシステムの導入や新たな有害物質の規制などに関する知識が必要とされていることから、公害防止管理者等の実務に見合った試験科目等の見直しを行った（規則別表第3及び規則別表第4）。

その際、各資格区分に共通の試験科目等を設けることにより、国家試験において1の区分に合格した者が他の区分の資格を取得しやすくすることとした。

また、試験科目等の見直しに併せ、講習の科目別講義時間及び修了試験時間の見直しを行った（規則別表第4）。

第4 公害防止管理者等国家試験を実施する指定試験機関への試験事務の移管について

1. 公害防止管理者等国家試験に係る合格証書の交付事務及び再交付事務の移管（規則第16条、同第17条関係）

行政事務の効率化を図るため、これまで国が行ってきた合格証書の交付事務及び合格証書の再交付事務を指定試験機関が試験事務を行う場合は、指定試験機関が交付及び再交付することとした（規則第16条及び同第17条第1項）。

2. 指定試験機関への試験事務の移管に係るその他の規定の整備（規則第13条、同第15条、同第37条関係）

(1) 国家試験の基本方針（規則第13条第2項）

指定試験機関が試験事務を行う場合は、国家試験の基本方針に基づき国家試験を行うこととした。

(2) 国家試験受験願書（規則第15条第2項及び第3項）

指定試験機関が試験事務を行う場合は、当該指定試験機関が定める受験願書により提出するものとした。

(3) 手数料の納付（規則第37条）

指定試験機関が合格証書の再交付事務を行う場合は、納付方法を当該指定試験機関の試験事務規程で定める方法によるものとした

事務連絡
平成19年12月7日

都道府県・政令市
環境主管部（局）長 殿

経済産業省産業技術環境局
環境指導室長

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する
省令の施行に伴う立入検査の身分証明書様式の変更について（通知）

検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査結果に基づく通知（平成18年4月総務省）を踏まえ、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第6号。以下「改正省令」という。）が平成19年12月3日に公布、即日施行された。

については、下記事項に留意の上、改正省令の適正かつ円滑な運用を図られたい。また、都道府県におかれては、貴管下市町村の騒音規制法及び振動規制法担当部への周知を図られたい。

記

1. 改正省令の概要

総務省は、国等が行う検査・調査等業務において、業務が円滑に実施され、かつ、法人等が安心して検査・調査等に応じられる環境の整備を図る観点から検査・調査等に従事する者の身分証の表記事項等について実態調査をし、改善すべき事項を関係省に通知した。今回この通知の趣旨に沿った改善を行うべく、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第38条に規定する立入検査の身分証明書様式（様式第9）の改正を行ったものである。

2. 改正の内容

様式第9の身分証明書の表面について、本人確認事項として顔写真を、また適正管理事項として有効期限を追加。改正後の立入検査の身分証明書の様式は、別紙参照。

なお、有効期限設定については、特段の規定を設けるものではないが、人事異動の周期などを加味しつつ、立入検査身分証の管理上、適正と考えられる期間を以て設定されたい。

3. 経過措置

改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式による証明書は、改正省令による改正後の様式によるものとみなす。

別紙

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第3号）様式第9

表

12センチメートル

← 12センチメートル →

写真	職名及び氏名 生年月日
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第3項の規定による身分証明書	
第 号	発行 日 日 年 年 月 月 日 日 限り有効
都道府県知事 市町村長 印	

20130301 産局第2号
環水大総発第1302203号
平成25年3月7日

都道府県知事
指定都市長
中核市長
特例市長
福島市長、市川市長、松戸市長、市原市長
八王子市長、藤沢市長、徳島市長 殿

経済産業省産業技術環境局長

環境省水・大気環境局長

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令
の施行について（技術的助言）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第15号。以下「改正政令」という。）が、平成25年1月25日に公布され、同日に施行されたところである。

先般、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第147号）により、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）第2条第2項第1号に規定する有害物質として、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンが追加されたことに伴い、これらの有害物質を排出する施設が設置されている工場について、新たに、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下「組織整備法」という。）における特定工場として公害防止統括者等を選任させることとするため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号。以下「組織整備法施行令」という。）

の改正を行うものである。

貴職におかれては、下記の事項に十分御留意の上、今回の改正政令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき技術的な助言であることを申し添える。

(1) 特定工場の追加

1・4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーを含む污水又は廃液を排出する施設が設置されている工場を、組織整備法第 2 条第 2 号の政令で定める工場（特定工場）とするため、下表に示す施設を組織整備法施行令別表第 1 に追加した。

なお、トランス-1・2-ジクロロエチレンについては、既に有害物質として排水規制及び地下浸透規制が行われているシス-1・2-ジクロロエチレンに関する施設と同様であるため、新たに追加する施設はない。

表 組織整備法施行令別表第 1 に追加する施設

①水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 33 号に規定する施設のうち、 <ul style="list-style-type: none">・ 1・4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造施設・ ポリエチレンテレフタレートの製造施設・ 塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造施設
②水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 34 号に規定する施設のうち、 <ul style="list-style-type: none">・ 2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造施設
③水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 35 号に規定する施設のうち、 <ul style="list-style-type: none">・ 2-クロロエチルビニルエーテルの製造施設
④水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 37 号に規定する施設のうち、 <ul style="list-style-type: none">・ エチレンオキサイドの製造施設・ エチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造施設
⑤水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 38 号の 2 に規定する施設
⑥水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 46 号に規定する施設のうち、 <ul style="list-style-type: none">・ 1・4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設
⑦水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 47 号に規定する施設のうち、 <ul style="list-style-type: none">・ 1・4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造施設
⑧水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 50 号に規定する施設のうち、 <ul style="list-style-type: none">・ 1・4-ジオキサンの試薬の製造施設
⑨水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 66 号の 2 に規定する施設

(2) 塩化ビニルモノマーを排出する施設の取扱い

塩化ビニルモノマーについては、水濁法に基づく排出水等の規制において、公共用水域及び地下水における検出状況等を踏まえ、地下浸透に限定した規制となっている。このことから、組織整備法施行令別表第1に追加した施設のうち、「水質汚濁防止法施行令別表第1第33号に規定する施設のうち、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造施設」については、特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されている場合に限定して、当該工場を特定工場として取り扱うこととなるので留意されたい。

(3) 経過措置

今回の改正により、新たに、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理人（以下「公害防止管理者等」という。）を選任する必要が生じた特定事業者については、平成26年3月31日まで、選任すべき公害防止管理者等有資格者であることを猶予する経過措置を設けることとした。

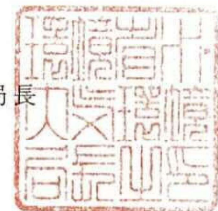
20170526 産局 第 3 号
環水大総発第 1706013 号
平成 29 年 6 月 1 日

都道府県知事
指定都市長
中核市長
施行時特例市長
福島市長、市川市長、松戸市長
市原市長、藤沢市長、徳島市長 殿

経済産業省産業技術環境局長



環境省水・大気環境局長



特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の改正について

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成 27 年政令第 378 号。以下「水銀政令」という。）が平成 27 年 11 月 11 日に公布された。水銀政令は、一部の規定を除き、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行されることとされているところ、今般、条約が平成 29 年 8 月 16 日に発効することとなり、同政令も同日より施行されることとなった。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 264 号。以下「組織整備法施行令」という。）については、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「水濁法施行令」という。）とともに、今回施行される水銀政令の制定に伴い改正されており、改正後の組織整備法施行令及び水濁法施行令は水銀政令と同日に施行される。組織整備法施行令の改正の内容は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）第 19 条により、水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして水銀政令第 2 条各号に掲げる製造工程において水銀等の使用を禁止しているところ、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の特定施設として水濁法施行令

別表第一の第 25 号に掲げる水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する塩水精製施設及び電解施設が同政令第 2 条第 1 号に掲げる水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムの製造工程に該当することから、当該施設が水質汚濁防止法の特定施設から削除されることに伴い、組織整備法施行令別表第一の第 5 号に掲げる汚水等排出施設を削除するものである。

本汚水等排出施設に係る製造工程は、我が国においては昭和 61 年までにすべて水銀等を使用しない他の製法に転換され、既に全施設の使用が廃止されているが、貴職におかれては、上記内容に十分御留意の上、改正後の組織整備法施行令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の取扱いについて

- 公布日:昭和 51 年 1 月 21 日
- 51 立局 31 号

(各都道府県知事及び政令市長あて通商産業省立地公害局長通知)

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令が、昭和五〇年一二月九日付け政令第三四九号をもつて公布され、同年一二月一〇日からばい煙発生施設にコークス炉が新たに追加されました。これに伴い、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第二条第一号に規定するばい煙発生施設の範囲が拡大するため、新たに公害防止管理者等の選任及び公害防止管理者の区分の変更等の事由が発生しますので当該特定施設を有する特定工場が貴(都道府県、市)管内にある場合には、公害防止管理者等の選任及びその届出について、下記により御指導願います。

記

- 1 改正後の大気汚染防止法施行令別表第一に定めるコークス炉(以下「コークス炉」という。)を設置しているため、新たに特定工場となるものについては、大気関係(第三種又は第四種)公害防止管理者及びその代理者の選任が必要となります。
- 2 既に特定工場であるもので、コークス炉を設置している場合は、「公害防止管理者(公害防止主任管理者)選任(死亡、解任)届出書」中の「ばい煙発生施設の種類」の欄の施設の追加届出が必要となります。
- 3 大気汚染防止法施行令別表第二第一号に定める粉じん発生施設を設置しているため既に粉じん関係公害防止管理者を選任し、届出済の特定工場にあっては、粉じん関係公害防止管理者に替えて大気関係公害防止管理者を新たに選任しなければならないこととなります。
- 4 従来、水質関係第一種又は第三種公害防止管理者を選任しなければならない特定工場であってコークス炉を有し、かつ、同特定工場の排出ガス量が四万 Nm³/h 以上(特定工場においてばい煙発生施設から排出ガス量)になるものについては、新たに公害防止主任管理者の選任及びその届出が必要となります。
- 5 公害防止管理者等の選任等の事由が発生する日は、「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」が施行された日(昭和五〇年一二月一〇日)となります。また、選任及びその届出の猶予期間については、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定によります。

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の運用について

- 公布日:昭和 51 年 8 月 18 日
- 通商産業省立地公害局公害防止企画課長通知

(各都道府県知事あて通商産業省立地公害局公害防止企画課長通知)

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が、昭和五一年五月二五日付け政令第一二二号をもって公布され、同年六月一日付けで施行されました。

本改正により、水質汚濁防止法の規制対象となる特定施設として、新たに、水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設である沈でん施設及びろ過施設(一日当たりの浄化能力が一万立方メートル未満のものを除く。)(以下「追加施設」という。)が追加されました。これに伴い、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下「法」という。)第二条第二号に規定する汚水等排出施設の範囲が拡大したため、新たに、公害防止管理者等の選任等の事由が発生することとなりますので、追加施設を有する工場が貴管内に所在する場合には、公害防止管理者等の選任等について、下記により、御指導願います。

記

1 既に、水質関係の特定工場であるものが、追加施設を設置している場合には、「公害防止管理者(主任)選任(死亡、解任)届出書」中の「汚水等排出施設」の欄の施設の追加の届出が必要となります。

2 追加施設を設置していることによって、新たに、特定工場となるものについては、公害防止統括者及び水質関係公害防止管理者並びにこれらの代理者の選任及び届出が必要となります。

3 既に、大気関係、騒音関係、粉じん関係又はこれら 2 以上の特定工場であるものが、今回の追加施設を設置していることによって、新たに、水質関係の特定工場にもなることとなるものは、水質関係公害防止管理者及びその代理者の選任及び届出が必要となります。

さらに、大気関係第一種又は第三種公害防止管理者を選任しなければならないこととされている特定工場であって、一日当たりの排出水量が一万立方メートル以上のものについては、公害防止主任管理者の選任及び届出も必要となります。

4 公害防止管理者等の選任等の事由が発生する日は、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が施行される昭和五一年六月一日となります。また公害防止管理者等の選任及び届出の猶予期間については、法の規定によります。

(注) 公害防止統括者及びその代理者については昭和五一年七月三十一日、公害防止主任管理者及び公害防止管理者並びにその代理者については昭和五一年八月三〇日までに届出しなければならないこととなります。

